

インドネシア共和国  
ジャカルタ漁港・魚市場整備計画  
調査報告書

昭和49年4月

海外技術協力事業団



JICA LIBRARY



1056468[0]

1056468[0]

國際海力專業團		
加入 日期	'84. 5. 15	108
登錄No.	04653	89
		KE

## は し が き

日本政府はインドネシア政府の要請にもとづき、ジャカルタ市パサール・イカンの漁港・魚市場整備計画策定のためのフィービリティ調査を行なうこととし、その実施を海外技術協力事業団に委託した。

事業団は社団法人全国漁港協会会長林真治氏を団長とする4名からなる第1次調査団を編成して、昭和48年11月22日から12月5日までインドネシアへ派遣し、同国政府の基本計画を確認するとともに、既存資料の収集を行なった。

帰国後、これらの情報・資料等をもとに、引続き林団長以下9名からなる第2次調査団を編成して、昭和49年2月6日より3月7日まで漁港計画、構造設計、自然条件、流通・加工施設および費用分析等に関する現地調査を実施し、さらにドラフト・レポートを現地で作成して、インドネシア側に提出のうえ帰国した。

本報告書は、このドラフト・レポートを骨子として、これまでの調査活動によって得られた各種資料等の解析及び計画・設計等の作業を行なった結果をとりまとめたものであり、同漁港・魚市場整備計画の全体計画案を示したものである。

本報告書がインドネシア国民の生活向上および同国水産業の発展に寄与するとともに、日本、インドネシア両国の友好・親善の一助に役立つならば、これにまさる喜びはない。

最後に本調査の任に当られた団長はじめ、団員各位の労を多とするとともに本調査の実施にあたり、支援と協力を惜しまなかったインドネシア政府および関係機関各位、在インドネシア日本国大使館ならびに外務省、農林省、水産庁および官・民関係各位に対し、深甚の謝意を表わすものである。

1974年4月

海外技術協力事業団  
理事長 田 付 景 一

# 目 次

## インドネシアおよびジャカルタ市の地図

緒 論	1
1. 経 緯	1
2. 目 的	1
3. 調査団の構成	1
4. 調査団の日程と行動内容	2
5. 謝 辞	4
要 約	6
本 論	13
第 I 部 インドネシア水産業とその施策の概要およびジャカルタの漁港／魚市場について	13
第 1 章 インドネシア水産業の概況と推移	13
1-1 概 況	13
1-2 海面漁業	14
1-3 内水面漁業	15
第 2 章 インドネシア政府の水産業振興計画	17
2-1 消費計画	17
2-2 輸出計画	17
2-3 生産計画	18
2-4 地域別開発計画	19
2-5 所要資金	19
第 3 章 ジャカルタの漁港と魚市場について	20
3-1 水産業に占めるジャカルタの地位	20
3-2 漁港／魚市場の現状と問題点	20
3-3 漁港／魚市場に関するインドネシア政府の改修計画	23

3-4	漁港／魚市場整備の必要性	24
第Ⅱ部	漁港／魚市場整備計画	27
第1章	基本構想	27
第2章	計画目標の設定	28
2-1	計画対象取扱量	28
2-2	目標設定の基本条件	28
2-3	計画取扱量と漁船勢力	28
第3章	計画地点の選定	32
第4章	計画方針	36
第5章	基本施設の計画	39
5-1	施設の整備水準	39
5-2	計画基礎資料	39
5-3	けい船岸所要延長	41
5-4	配置計画	41
第6章	機能施設の計画	44
6-1	施設の整備水準	44
6-2	計画基準量	44
6-3	各種機能施設の所要量	45
6-4	配置計画	45
第7章	その他の施設の計画	49
第8章	将来におけるジャカルタ漁港／魚市場の発展に対する配慮	50
第9章	主要施設の構造設計	51
9-1	主要施設の構造決定にあたっての留意点	51
9-2	構造設計条件	51
9-3	主要施設の構造選定	52
第10章	建設計画	61
10-1	工事計画	61
10-2	工程計画および各年次ごとの完成状況	62
10-3	積算	67
第Ⅲ部	経済および財政分析	73
第1章	概説	73
1-1	一般	73
1-2	計量分析の方法	73
第2章	国民経済的分析	75
2-1	費用の算定	75

2-2	便益の算定	76
2-3	国民経済的分析	83
第3章	財政分析	85
3-1	概説	85
3-2	漁港／魚市場の収入	85
3-3	漁港／魚市場の支出	87
第Ⅳ部	漁港／魚市場の管理運営	97
第1章	漁港／魚市場の管理	97
1-1	管理の基本的な原則	97
1-2	管理者と管理組織	97
1-3	管理者の責務	97
第2章	漁港／魚市場の運営	99
2-1	流通機構	99
2-2	漁港／魚市場関連施設の運営	99
第Ⅴ部	本計画に関連する問題に対する勧告および検討すべき今後の課題	103
第1章	本計画に関連する問題に対する勧告	103
1-1	関係機関による委員会の設置	103
1-2	漁船の動力化、大型化、漁具の近代化を促進するための助成案	103
1-3	サポート・ステーションの整備	103
1-4	小売市場の増設および適正配置と加工産業の育成	104
1-5	漁港／魚市場の管理運営に関する研修	104
1-6	漁港／魚市場管理体制の早期整備	104
1-7	漁港専門家の育成	104
1-8	水産統計資料および漁港／魚市場統計資料の充実	105
第2章	検討すべき今後の課題	106
2-1	漁港背後地の利用計画の作成	106
2-2	ジャカルタ市内と漁港を結ぶ連絡道路の整備	106
2-3	土質調査の実施	106
2-4	継続的深浅測量の実施	106

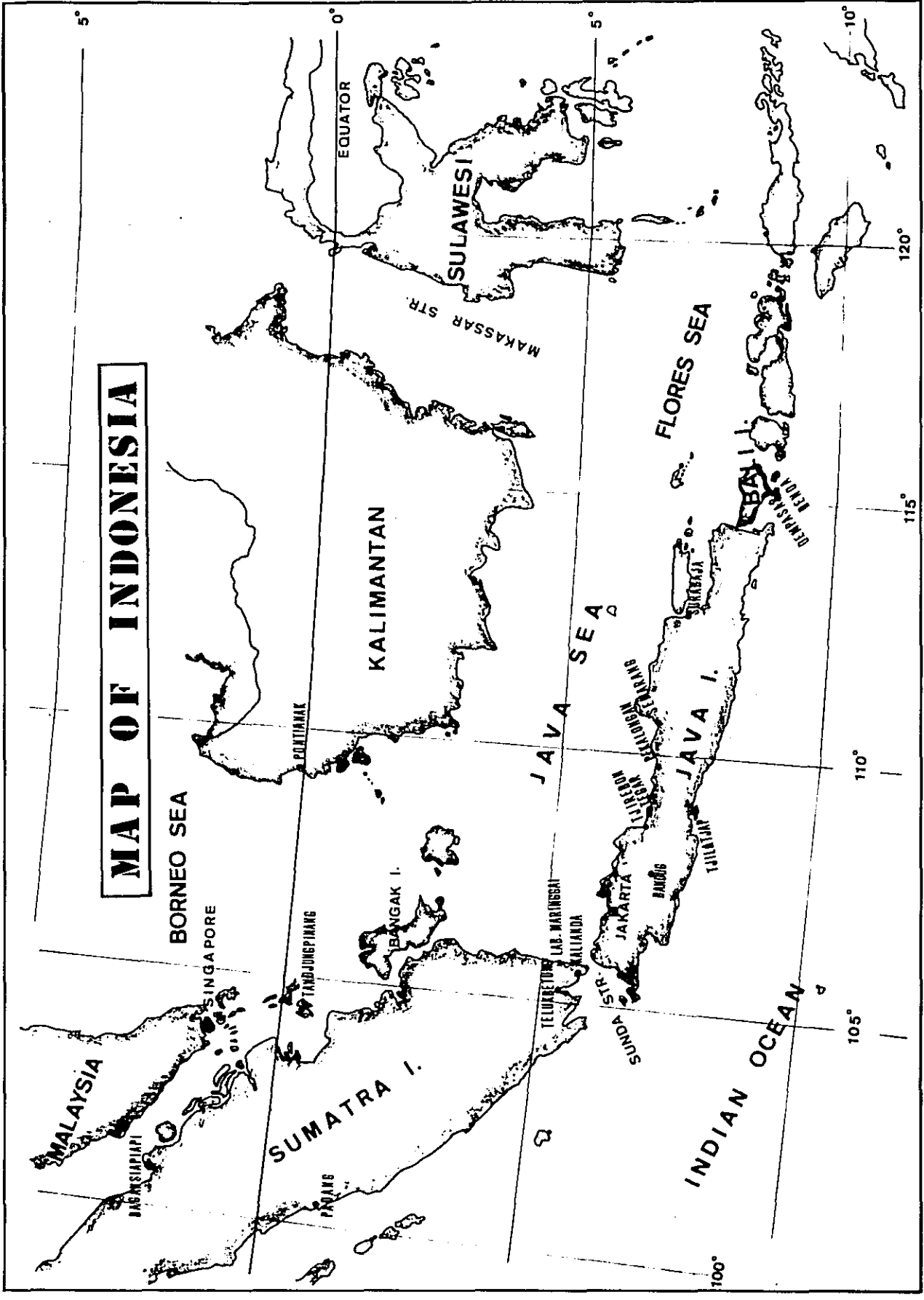
## 付 録

1.	計画地点周辺の自然条件	109
2.	漁港基本施設および機能施設の所要量算定資料	125
3.	関連調査地区の概要	141

4. 日本国内における漁港および魚市場関係法規 .....	151
4-1 漁港法 .....	151
4-2 模範漁港管理条令 .....	171
4-3 卸売市場法 .....	175
5. 参考資料一覧 .....	200



# MAP OF INDONESIA





# 緒 論

## 1. 経 緯

インドネシア政府は、同国の首都であるジャカルタ市のパサール・イカンにある漁港／魚市場が非常に老朽、かつ狭隘化したため、同市およびその周辺地域への水産物の円滑な供給が困難となっていること、また、このためインドネシア全般にわたる漁業の発展を阻害する大きな要因のひとつとなっていることにかんがみ、その現状を抜本的に改善する事を目的とし1973年5月に在インドネシア大使館を通じ日本政府に対し、ジャカルタ漁港／魚市場整備計画策定のための調査団の派遣方を要請してきた。

この要請に基づき、日本政府は、ジャカルタ漁港／魚市場整備計画の策定に関する調査業務を海外技術協力事業団に委託し、事業団は1973年11月～12月(14日間)、1974年2月～3月(30日間)の2回にわたり調査団を編成し、インドネシアへ派遣した。

## 2. 目 的

本調査団の目的は下記のとおりである。

- (1) インドネシア国内およびジャカルタ市とその周辺地域における漁業の生産・流通・消費の現況を調査する。
- (2) (1)の調査結果に基づき妥当な所要の目標年次を定め、この年次におけるジャカルタ市およびその周辺地域における漁業の生産・流通・消費の状況について予測を行なう。
- (3) ジャカルタ市内に漁港建設のための適地を選定し、上記予測に適合した合理的な漁港／魚市場の整備計画案を作成する。
- (4) 計画案の経済評価、経営分析を行なう。
- (5) 計画案による漁港／魚市場についての適切な管理・運営の方針を示す。
- (6) 漁港／魚市場の整備に関連して行われるべき施策および検討すべき今後の課題について指摘する。

上記、調査目的を達成するため、ジャカルタ市のみならず、スマトラ、ジャワ島中西部地域、スラバヤ、ブノア等インドネシア国内の関連地域を調査するとともに、シンガポール、タイ等近隣諸国の主要な漁港および魚市場の調査を実施した。

## 3. 調査団の構成

調査団は、団長林真治の外9名で、それぞれ下記の如く業務を分担した。

		氏 名	現 職	分担業務
*	団 長	林 真 治	全国漁港協会会長	総 括 建設計画
	副団長	坂 井 溢 郎	水産庁漁港部建設課長	
	団 員	青 木 義 人	五洋建設株式会社	

		氏 名	現 職	分担業務
*	団 員	大 谷 丈 夫	鳥取県庁水産課	流通・加工
	"	熊 坂 茂 吉	農林漁業金融公庫	費用分析
*	"	三 橋 宏 次	水産庁漁港部建設課	漁港計画
	"	森 本 稔	" 海洋漁業部遠洋漁業課	水産一般
	"	山 本 正 昭	農業土木試験場水産土木部	自然条件
	"	一 色 典 夫	水産庁漁港部建設課	構造設計
*	"	田 中 一 郎	海外技術協力事業団	業務調整

〔注〕 \*印は第一次調査にも派遣された者を示す。

#### 4. 調査団の日程と行動内容

第一次調査団は1973年11月22日東京出発、同日ジャカルタ着、同年12月5日帰国の途につくまで14日間ジャカルタ市において調査に従事した。また第二次調査団は1974年2月6日東京出発、同日ジャカルタ着、3月3日ジャカルタ出発、途中シンガポール、バンコックの魚市場、漁港施設を調査し、3月7日帰国の途に着くまで30日間調査に従事した。その間2月14日～17日の4日間は4班に分れ、建設予定地測量、関連地域調査などを行なった。その日程は表-1及び表-2のとおりである。

表-1 第一次調査団の日程と行動

月	日	曜	主なる行動内容	宿泊地
11	22	木	10:20 AM 東京発,* 6:25 PM ジャカルタ着	ジャカルタ
	23	金	調査日程打合せ	"
	24	土	日本大使館訪問、水産総局と第一回ディスカッション	"
	25	日	資料整理	"
	26	月	BAPPENAS,* ジャカルタ市知事、海運総局、世界銀行訪問	"
	27	火	ジャカルタ市とディスカッション、漁港建設予定地踏査、タンジョン・プリオク港調査	"
	28	水	パサール・イカン魚市場調査、資料整理	"
	29	木	水産総局と第二回ディスカッション、第2次調査計画打合せ	"
	30	金	林団長帰国8:15 AM ジャカルタ発、7:50 PM 東京着、水産総局と質疑応答	"
12	1	土	小売市場調査、水産総局と質疑応答	"
	2	日	資料整理	"
	3	月	ジャカルタ市内漁業基地(カリバル)視察、資料整理	"
	4	火	大使館帰国あいさつ、調査概要説明、水産総局帰国あいさつ	"
	5	水	8:30 AM ジャカルタ発、8:25 PM 東京着	"

〔注〕 \* 林、大谷、三橋の3人が出発、田中は他の調査団コーディネーターとして11月11日インドネシアへ先行済。

・・ インドネシア政府の経済企画庁，予算編成権をもつ。

表 - 2 第二次調査団の日程と行動

月	日	曜	主なる行動内容	宿泊地
2	6	水	9:20AM 東京発, 6:30PM ジャカルタ着	ジャカルタ
	7	木	日本大使館, イ政府水産総局訪問	＃
	8	金	ジャカルタ特別市, イ政府海運総局訪問, 日程・調査方法等打合せ	＃
	9	土	水産総局にてカウンターパートとディスカッション	＃
	10	日	団員間で調査作業の基本計画について打合せ	＃
	11	月	パサール・イカン調査, BAPPENAS訪問	＃
	12	火	ダンジョンブリオク港視察, カリバル漁港調査, 関連施設調査	＃
	13	水	建設予定地基点測量	＃
	14	木	坂井副団長以下4名(青木, 三橋, 山本, 一色の各団員)のA班は深浅測量, 他の3班は関連地域調査出発(行動内容は別掲)	＃
	15	金	深浅測量及内業	＃
	16	土	深浅測量及内業	＃
	17	日	地形測量及内業	＃
	18	月	関連地域調査報告会およびジャカルタ漁港/魚市場整備計画調査報告書(以下報告書という)原案作成作業	＃
	19	火	報告書原案作成作業	＃
	20	水	水産総局にて報告書原案について中間報告・討議	＃
	21	木	報告書作成作業	＃
	22	金	報告書とりまとめ, 英訳発注	＃
	23	土	7:00AM ジャカルタ発, 8:15AM スラバヤ着, スラバヤ漁港調査	スラバヤ
	24	日	5:30PM スラバヤ発, 6:30PM デンバサール着	デンバサール
	25	月	ブノア漁港調査	＃
	26	火	1:00PM デンバサール発, 2:20PM ジャカルタ着, 報告書英訳校正	ジャカルタ
	27	水	団長, 副団長大使館へ報告書提出・説明	＃
28	木	水産総局長へ報告書提出・説明	＃	
3	1	金	団長, 副団長BAPPENASへ報告書提出・説明。シンガポール, バンコック調査打合せ	＃
	2	土	帰国準備	＃
	3	日	団長, 青木団員, 田中団員帰国。8:15AM ジャカルタ発, 8:55PM 東京着	＃
	4	月	副団長以下6名8:00AM ジャカルタ発, 9:40AM シンガポール着, 調査内容打合せ	シンガポール
	4	月	ジュロン漁港および魚市場調査, 東南アジア漁業開発センター訪問	＃

月	日	曜	主なる行動内容	宿泊地
3	5	火	8:30AM シンガポール発, 10:05AM バンコック着, 副団長大使館訪問, 調査内容打合せ	バンコック
	6	水	バンコック漁港および魚市場調査, サムサコン漁港調査, パルネラ・スダーク漁村地区視察	〃
	7	木	11:05AM バンコック発, 6:30PM 東京着	

関連地域調査日程

中部ジャワ・スマラン地区調査班(林団長, 大谷団員, 田中団員)

月	日	曜	主なる行動内容	宿泊地
2	14	木	6:30AM ジャカルタ発, 12:00PM バンドン着, 水産総局バンドン支局にて事情聴取, 小売マーケット視察	デガール
	15	金	水産訓練所, 水産高校視察	スマラン
	16	土	スマラン州政府知事と会見, 各漁業施設視察	〃
	17	日	2:00PM スマラン発, 3:00PM ジャカルタ着	ジャカルタ

南スマトラ地区調査班(熊坂団員)

月	日	曜	主なる行動内容	宿泊地
2	14	木	7:00AM ジャカルタ発, 8:30AM ビリトン着, ビリトン漁港の市場, 製氷施設調査	ビリトン
	15	金	セリュウ島地区漁港調査	〃
	16	土	9:00AM ビリトン発, 10:00AM バンカ着, スンガリアット漁村調査, スルー岳詰工場視察	バンカ
	17	日	12:00AM ビリトン発, 2:00PM ジャカルタ着	ジャカルタ

南スマトラ(ランボン)地区調査班(森本団員)

月	日	曜	主なる行動内容	宿泊地
2	14	木	9:40AM ジャカルタ発, 10:30AM トルックベトン着, トルックベトン漁港・魚市場調査	トルックベトン
	15	金	カリアンダ漁村・漁港施設視察	〃
	16	土	ラブアンマリンガイ漁村視察, 同地漁業・流通状況調査	〃
	17	日	10:55AM トルックベトン発, 11:45AM ジャカルタ着	ジャカルタ

5. 謝 辞

調査団は, その調査の遂行にあたって各方面の方々から御協力や助言をいただいたが, 特に次の方々には非常な御好意を戴いた。

ここに, その氏名を記し, 深く感謝の意を表する次第である。

インドネシア政府水産総局長	Nizam Zachman (Rear Admiral Navy)
水産総局次長	A. Tjipto wignjoprajitno (Colonel Navy)
"    特別補佐官	Pattopoy Pasau
"    金融課長	Drs. Soekirno
"    計画課	Ir. Jusuf Ismail
ジャカルタ市経済部長	Drs. A. Poerwadi
"    計画課経済顧問	Drs. Sofyan Jusuf
"    市場課長	Sutik Moehadi
"    幹部職員	Johny Maruto
"    経済部	Njoman Djendria
"    市場課	Soemario Widjojo
インドネシア政府水産総局アドバイザーチーム	赤井正夫
"                    "	穂積俊一
"                    "	新藤弘
"    海運総局アドバイザーチーム	小城一広
在インドネシア日本大使館書記官	上杉健
O.T.O.A ジャカルタ事務所長	杉山亭造
O.T.O.A シンガポール事務所長	後藤教基
東南アジア漁業訓練センターシンガポール調査部局	水戸敏
タイ国政府水産局統計専門家	桜井俊文
タイ国FMO次長	Udom Mahawangwat
"    BFM所長	Earn Sukhapinda
(通訳担当)	川崎究

# 本報告書の要約

## 1. ジャカルタの漁港／魚市場の現状

ジャカルタ特別市は、人口470万人で総人口の4.0%を占め、水産物の大消費地であると共に、国内流通における最大の集散地としての機能を果しており、国内流通量の過半数以上がジャカルタ市を経て取引されている。このため、ジャカルタ市で取引される水産物価格は、インドネシアの他地域での取引に支配的な影響力を持っている。

このように漁業基地としての発展の可能性と影響力をもつジャカルタ市において、中心的役割を果している漁業基地は、パサール・イカンである。然しながら、同基地は、漁港／魚市場として必要な施設が極めて不十分なりえ老朽かつ狭隘化しているためその機能を発揮していないばかりでなく、かえって漁業の近代化、流通の合理化等の面に於て、その発展を阻害する事にもなっている。

## 2. 漁港／魚市場整備の必要性

インドネシアにおける水産物の消費動向をみると所得弾性値が著しく高く、今後国民所得の向上に伴って、一人当りの水産物の消費すなわち需要は、急速に高まるものと思われる。

ジャカルタ市は水産物の大消費地であると同時に周辺地域への水産物の集散地としての役割も大きいので、今後、益々市場取扱量は大きくなって行くであろう。然し、現在のパサール・イカンのような老朽・狭隘かつ不十分な施設で、これに対応することは全く不可能で、早急に近代的施設の整った漁港／魚市場等を整備することが必要である。

## 3. 基本構想

ジャカルタ漁港／魚市場整備計画を策定するに当たっては、下記の基本構想のもとにこれを行なった。

- I) 現在の施設の能力の不足を解消するだけにとどまらず、近い将来の取扱量の急激な増加に十分対応できるものとする。さらにそれ以後の漁業の飛躍的發展に対しても、対応できるように配慮するものとする。
- II) インドネシアにおける漁業発展のための中心的な漁港／魚市場として、近代的設備を持つ整備されたモデル的な漁港／魚市場とするものとする。
- III) ジャカルタ市の都市計画と合致させるよう、できるだけ配慮するものとする。
- IV) 整備計画の建設期間は、5ケ年とする。

## 4. 計画目標の設定

インドネシアにおける第2次5ケ年計画の初年度である1974年を計画の初年度とし、その10年後の1983年の水産物取扱量を計画対象取扱量とした。



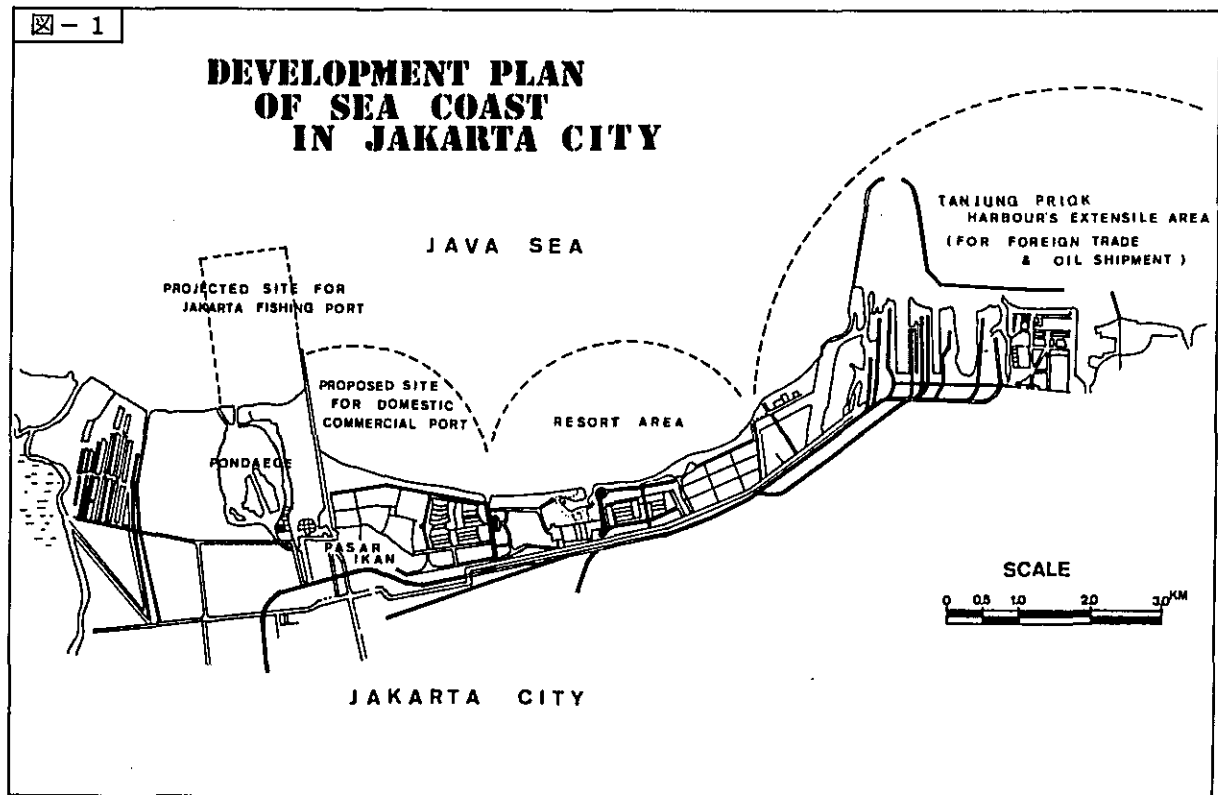
目標年次（1983年）における型態別取扱量は表-3のとおりである。

表-3 目標年次（1983年）におけるジャカルタ漁港計画対象取扱量

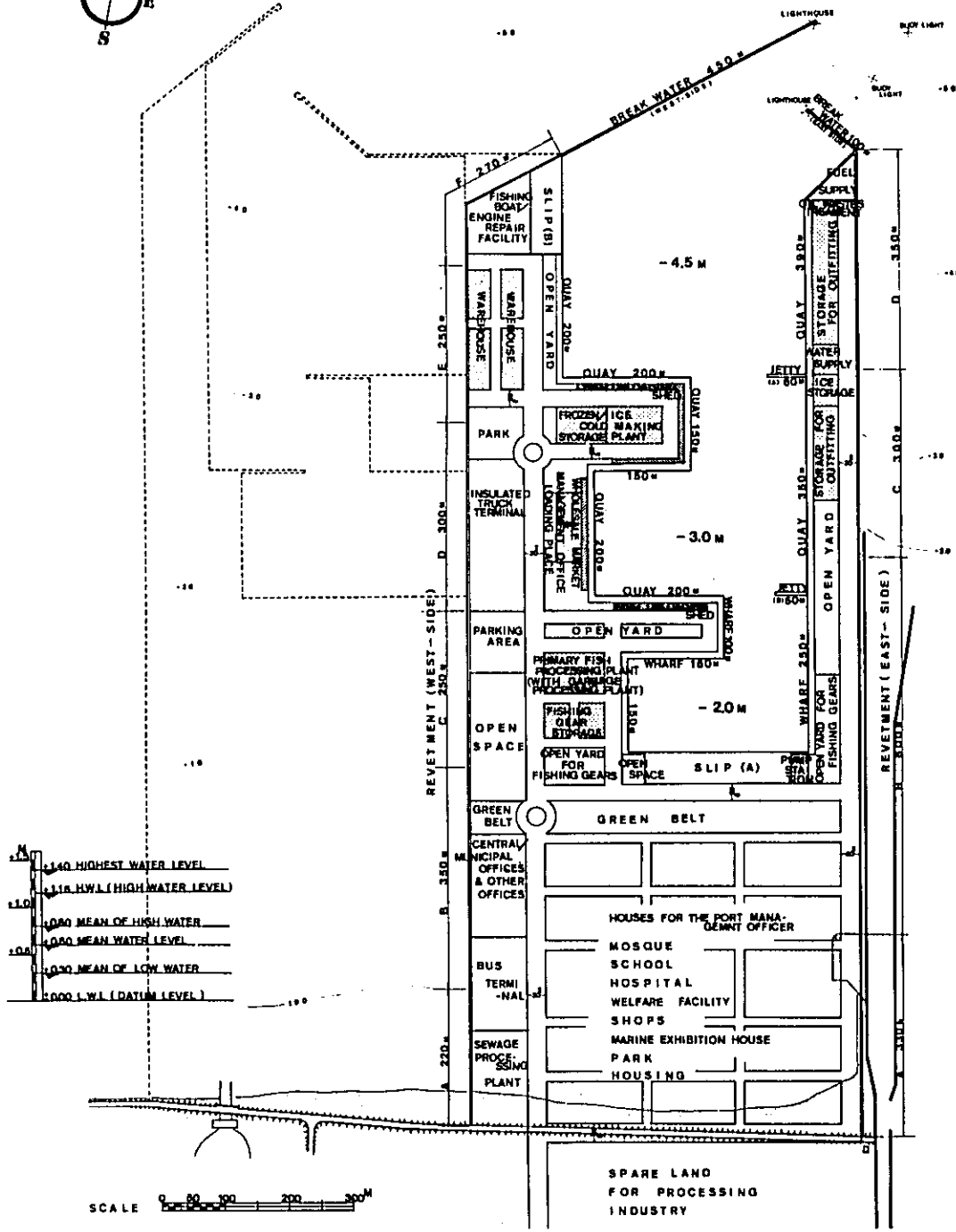
海面漁業	53,200t
鮮魚運搬船	20,000
塩干魚 #	30,000 (鮮魚換算重量90,000)
陸送海産魚	13,300
淡水魚	3,500
合計	120,000 (鮮魚換算重量180,000)

### 5. 漁港施設の計画

前記の基本構想および計画目標にもとづき図-1の地点に図-2に示す漁港の計画を決定した。



# JAKARTA FISHING PORT PLAN



## 6. 建設費用と工程計画

建設費用の算定にあたり、現地調達可能な資材および労力については、とくに詳細な調査を行ない可能な限り現地調達によることとし、その算定を行なった。

また、施設の有効利用の観点から、出来る限り早期に、できうれば建設途中でもその施設の一部使用が可能となるようその工程計画について配慮した。(表-4, 表-5)

表-4 各年度別建設費

単位: 1,000 Rp  
(US1,000\$)

年度	工 事 費			コンサル タント費	予 備 費	合 計		
	計	外 貨	内 貨			計	外 貨	内 貨
1975	1,375,050 (3,313)	769,120 (1,853)	605,930 (1,460)	87,000 (210)	153,824 (371)	1,615,874 (3,894)	1,009,944 (2,434)	605,930 (1,460)
1976	2,149,400 (5,179)	1,275,970 (3,075)	873,430 (2,104)	87,000 (209)	255,194 (615)	2,491,594 (6,003)	1,618,164 (3,899)	873,430 (2,104)
1977	3,127,830 (7,537)	1,714,010 (4,130)	1,413,820 (3,407)	37,350 (90)	342,802 (826)	3,507,982 (8,453)	2,094,162 (5,046)	1,413,820 (3,407)
1978	3,146,910 (7,583)	2,304,920 (5,554)	841,990 (2,029)	- (-)	460,984 (1,111)	3,607,894 (8,694)	2,765,904 (6,665)	841,990 (2,029)
1979	830,800 (2,002)	251,970 (607)	578,830 (1,395)	- (-)	49,194 (118)	879,994 (2,120)	301,164 (725)	578,830 (1,395)
計	10,629,990 (25,614)	6,315,990 (15,219)	4,314,000 (10,395)	211,350 (509)	1,261,998 (3,041)	12,103,338 (29,164)	7,789,338 (18,769)	4,314,000 (10,395)

○予備費は工事費外貨分の20%とした。コンサルタント費及び予備費は外貨に含めた。

○為替レート換算費: 415RP=US1\$

表-5 各年度別利用可能施設

第2年度末	20%	(-4.5 m水域の利用が可能)
第3年度末	50%	(-3.0 m水域の利用が可能)
第4年度末	80%	(-2.0 m水域の利用が可能)
第5年度末	100%	(全区域の完成)

## 7. 経済分析および経営分析

### 7-1 経済分析

下記の各項目について国民経済的分析を行なった。

- 1) 混雑緩和による漁港入出港時間の短縮
- 2) 操業度の増大による漁獲量増大
- 3) 氷使用による鮮度維持効果
- 4) 塩干魚生産から鮮魚生産への転換による所得増大

以上の各項目に関し費用、および便益の算定を行ない Internal Rate of Return (IRR) および Cost - Benefit Ratio (B/C Ratio) を求めた結果、IRR = 14.5%, 12%の割引率の場合の B/C Ratio = 1.17 となった。その他、市民の食生活の向上、雇用機会の増大、水産物流通機構の近代化、関連産業の発展等、計測不可能な社会

的效果も大きいことから、本プロジェクトは、極めて国民経済的価値が高いものと考えられる。

## 7-2 経営分析

独立採算の漁港／魚市場管理組織を想定し、一般的に妥当と考えられる収入基準により経営分析を行なった。

算定結果はIRR = 2.1%，割引率12%の場合のB/C Ratio = 0.23であり、独立採算方式の経営では財政的に困難であることが判明した。

しかし、漁港／魚市場経営上困難であるとの理由でこのプロジェクトを放棄することは国民経済的には大きな損失をうけることになるので、公共機関より出資金を支出し、本プロジェクトを実施することが望ましい。

試算の結果、漁港基本施設、コンサルタント費等を補助対象とし、出資率68.1%とすれば経営は成り立つことが明らかとなった。

## 8. 管理運営

漁港／魚市場の機能を十分に発揮させるためには、その施設の管理運営が円滑・適正に行なわれることが必要なことから、①管理の基本原則、②管理者、③管理者の責務、等について勧告を行なった。

## 9. 本計画に関連する問題に対する勧告

漁港／魚市場の有効な利用をはかり、その機能を十分に発揮させるためにはその整備に関連して、なお多方面にわたる多くの適切な施策が必要であるがそのうち最も緊要と思われる下記の事項について勧告を行なった。

- 1) 関係機関による委員会の設置
- 2) 漁船の動力化、大型化、漁具の近代化を促進するための助成策
- 3) サポート・ステーションの整備
- 4) 小売市場の増設および適正配置と加工業者の育成
- 5) 漁港／魚市場の管理運営に関する研修
- 6) 漁港／魚市場管理体制の早期整備
- 7) 漁港専門家の育成
- 8) 水産統計資料および漁港／魚市場統計資料の充実

## 10. 検討すべき今後の課題

ジャカルタ漁港の整備計画を進めるにあたり検討すべき今後の課題について下記の各項目のある事を指摘した。

- 1) 漁港背後地の利用計画の作成
- 2) ジャカルタ市内と漁港を結ぶ連絡道路の整備
- 3) 土質調査の実施
- 4) 継続的深浅測量の実施

第 I 部 インドネシア水産業とその施策  
の概要およびジャカルタの漁港  
／魚市場について



# 本 論

## 第 I 部 インドネシア水産業とその施策の概要 およびジャカルタの漁港／魚市場につ いて

### 第 1 章 インドネシア水産業の概況と推移\*

#### 1-1 概 況

インドネシアにおける1972年の漁業総生産量は、127万トンで、そのうち海面漁業が84万トン、内水面漁業が43万トンとなっている。インドネシアの漁業の特徴としては内水面漁業の比重が高いことである。内水面漁業は総生産量の34%を占めており、交通の不便な内陸部に住む人々に対する動物性蛋白質の供給源として、重要な役割を果たしている。

インドネシアは広大な海域を囲む島嶼複合体国家で、その領海ならびに近海における海面漁業の生産可能量は、580万トンでこれに内水面漁業による生産可能量180万トンを加えると760万トンが生産可能量と推定されており、国民に対する食糧の供給源としての漁業の発展が大いに期待されている。

また、産業別国民所得における水産業の比重は2.3%であるが、漁業就業者は、約130万人に達しており、就業労働人口数からみても重要な産業となっている。

表-6 漁業総生産量の推移

単位：千トン

年 次	1967年	1968	1969	1970	1971	1972
総 生 産 量	1,180	1,159	1,214	1,229	1,226	1,268
海 面 漁 業	678	723	785	807	810	838
内 水 面 漁 業	502	437	429	421	416	430

表-7 地域別漁業生産量(1971年)

単位：千トン

	総 生 産 量	海 面 漁 業	内 水 面 漁 業
全 国	1,226 (100%)	810 (100%)	416 (100%)
スマトラ	452 (37%)	370 (46%)	82 (20%)
ジャワ	263 (21%)	135 (17%)	128 (31%)
カリマンタン	253 (21%)	93 (11%)	160 (39%)
スラウェン	173 (14%)	135 (17%)	37 (9%)
そ の 他	83 (7%)	75 (9%)	4 (1%)

\* 本章は「インドネシアの水産業」赤井正夫、穂積一著、日本水産資源保護協会発行、の要約である。

漁業の主要生産地は、スマトラ、カリマンタン、ジャワであり、この三大島で総生産量の79%をあげている。海面漁業生産においては、スマトラがその46%を占め、内水面漁業生産においては、カリマンタンがその39%を占めている。

## 1-2 海面漁業

海面漁業の就業者数は、約90万人であるが、その大部分は原始的で、かつ、簡単な構造の漁船と漁具を使用する伝統的な漁業を営んでいる。

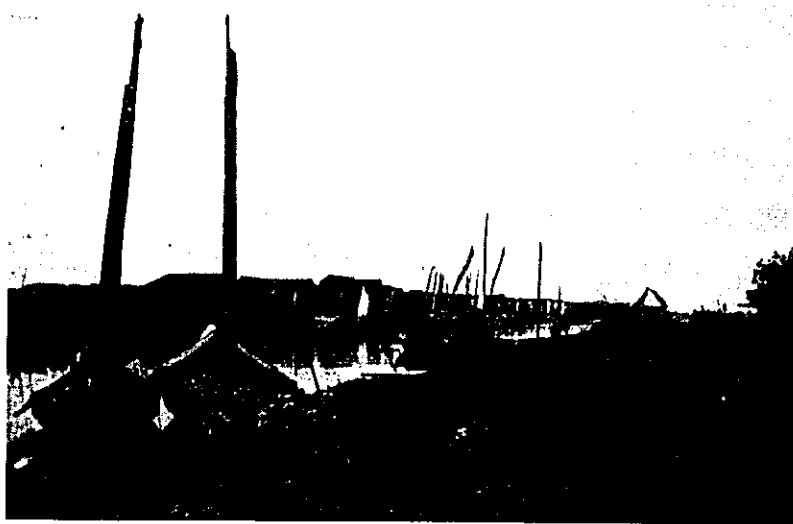


写真-1 漁業基地風景

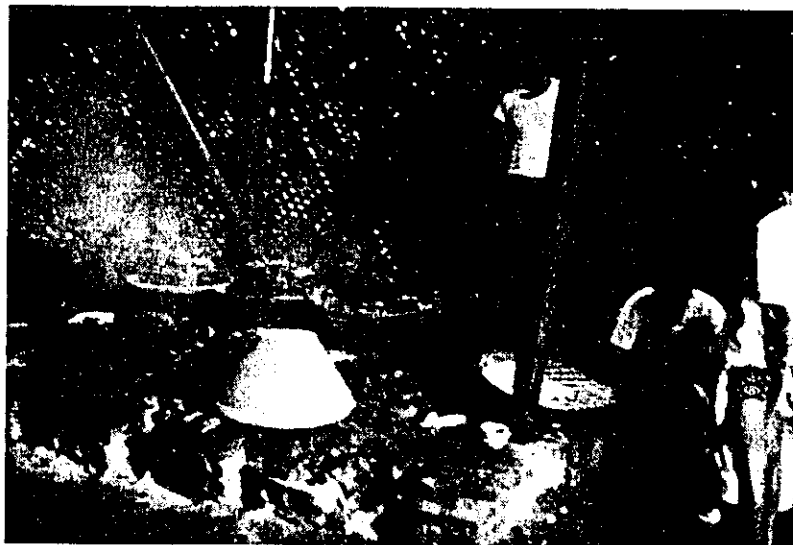


写真-2 ビンダン加工場（テガル）



漁業者の多くは、生産手段である漁船、漁具を所有しておらず、地元の水産物の集荷人等から生産手段、資材などの貸付けを受け、漁獲物を通じて返済するという前近代的方法により、あるいは又、政府のクレジットを受けることによりこれらを調達しており、その社会、経済的地位は依然として低位におかれている。

又、漁船の動力化率も2.3%で漁業の近代化が著しく遅れている。インドネシアにおいては、漁業生産が、植民地支配での自給自足経済のなかで営まれてきたので、主要な漁業生産地域でも、漁港や流通施設はほとんどみられず、水道、電力、運輸、通信等のインフラストラクチャーの整備も立遅れている。

このような条件の下で漁業が行なわれているために、漁業者1人当りの年間生産量も1トン弱と少なく、国際的な漁業水準からみると、相当に低いものとなっている。

最近になって、外国との合併企業が設立され、東スマトラ、カリマンタン、西イリアンの各漁場で大型漁船を使用してエビを対象とするトロール漁業およびバンド海でカツオー本釣漁業が始められている。

一方、1970年以降、政府の投資プロジェクトとして、マグロはえなわ漁業やカツオー本釣漁業の開発が積極的に進められている。

表-8 海面漁業漁業者数、漁船数、漁具数および生産量

年次	1960年	1967	1968	1969	1970	1971
漁業者数(人)	771,642	926,157	870,137	880,478	928,239	893,760
漁船数(隻)	169,431	272,680	283,913	280,633	295,436	287,647
無動力(隻)	167,975	268,687	278,206	275,314	289,402	280,927
動力(隻)	1,456	3,993	5,707	5,319	6,034	6,720
漁具数(統)	454,343	702,485	707,500	-	-	-
生産量(トン)	410,043	677,933	722,511	785,344	807,391	810,092

### 1-3 内水面漁業

内水面漁業(養殖業を含む)の生産は、近年停滞し、42万トン前後となっている。このうち、73%は河川、湖沼等の自然水域から漁獲されており、その他は、汽水および淡水養殖池、水田、ダム等からの収穫である。

内水面漁業における就業者数は、約40万人(1971年、専業者)といわれており、従事者の多いこと、および動物性蛋白質の供給量よりみて海面漁業と同様な重要性をもっている。内水面での養魚は、汽水池、水田、溜池等で行なわれているが、主要生産地はジャワおよび南スラウェシであり、いずれも人口密度の高い場所で行われている。

表一 9 内水面漁業水域区分別生産量 ( 1967 年 )

	生産量 ( トン )	比 率 ( % )
内水面における漁獲		
沼 沢 地	138,480	28
河 川	110,745	22
湖	72,500	14
人 工 池	2,600	1
そ の 他	40,550	8
小 計	364,875	73
内水面における養殖		
淡水養殖池	60,230	12
水 田	20,540	4
汽水養殖池	56,750	11
そ の 他	106	
小 計	137,626	27
合 計	502,501	100

## 第2章 インドネシア政府の水産業振興計画

インドネシア政府は1969年～1973年にわたり、第1次開発5ヶ年計画を実施した。第1次開発計画では、財政上の制約のため、優先度の高いものから集中的に計画を実施して行く方式が採られた。

第1次開発計画では、計画当初の漁業生産目標を達成するには至らなかったが、計画の実施は、大中規模漁業のみならず、沿岸零細漁業へも好影響を与え、今後の開発に必要な基礎固めをしたという点で評価されている。

この間、沿岸漁業を保護するための種々の規則の整備や国内および外国資本投資法の制定が行われ、それらのもとに、新しく漁業部門に資本投資がなされ、需要に応じた選択的漁業生産が可能となった。この結果、ここ数年来、水産物の輸出の急増がみられ、今後もこの傾向は続くものと好感されている。

このような情勢のなかで、政府は第1次開発5ヶ年計画に引続いて1974年～1978年にわたる第2次開発5ヶ年計画を実施することとしている。

### 第2次開発5ヶ年計画

第2次計画では、国内消費需要および輸出需要に応じた漁業生産の増大を図っていくこととして下記各項の計画を内容としている。

#### 2-1 消費計画

1970年の消費量に基づいて、人口増加率2.4%、可処分所得の伸び率 $Y = 3.3\%$ 、魚の所得弾性値 $e = 0.5$ または $1.0$ として計算している。(表-10)

表-10 第二次開発5ヶ年計画水産物消費目標量

年次	低位目標 $Y = 3.3\%, e = 0.5$	高位目標 $Y = 3.3\%, e = 1.0$
1973	1,367,903 トン	1,435,252 トン
1974	1,423,836	1,518,066
1975	1,482,057	1,605,659
1976	1,542,658	1,698,305
1977	1,605,738	1,796,298
1978	1,671,396	1,899,944

#### 2-2 輸出計画

国内消費者の利益を損なうことなく、輸出可能な種類、特にえび、まぐろ、かつおの生産可能性を考慮している。(表-11)



写真-3 エビの冷凍加工 (スマラン)

表-11 第二次開発5ヶ年計画水産物輸出目標量

年次	数量(トン)	金額(米ドル)
1973	20,000 <sup>トン</sup>	40,000,000
1974	24,600	44,692,000
1975	36,300	56,661,000
1976	46,100	66,672,000
1977	51,100	71,707,000
1978	56,100	76,842,000

### 2-3 生産計画

輸入量は、国内生産量と比べて極めて少ないので、計画には含めていない。(表-12)

表-12 第二次開発5ヶ年計画水産物生産目標量

年次	低位目標		高位目標	
1973	1,387,900 <sup>トン</sup>	100	1,455,300 <sup>トン</sup>	100
1974	1,448,400	104.4	1,544,700	106.1
1975	1,518,400	109.4	1,642,000	112.8
1976	1,588,800	114.5	1,744,400	119.9
1977	1,656,800	119.4	1,847,400	127.0
1978	1,727,500	124.5	1,956,000	134.4

第1次開発計画の生産動向および第2次開発計画中の資本投下量を考慮し、達成されるべき計画は、低位目標に基づいて実施されることとなっている。

2-4 地域別開発計画

表-13 の通りである。

表-13 第二次開発5ヶ年計画地域別生産目標量

	国内消費増加分	輸出増加分	合計
ジャワ, バリ	199,100 <sup>トン</sup>	8,000 <sup>トン</sup>	207,100 <sup>トン</sup>
北スマトラ, 西スマトラ, リアウ	28,100	1,100	29,200
その他地域	76,300	3,000	79,300
ジャワ以外の地域の大規模プロジェクト(国営企業)	8,000	24,000	32,000
合計	311,500	36,100	347,600

2-5 所要資金

上記計画を達成するために必要とされる資金は表-14 の通りである。

表-14 第二次5ヶ年開発計画における事業別所要資金

単位:億ルピア

計画事業	中央政府	地方政府	民間	外国援助	合計	事業内容
1. 生産振興	2.67	0.04	3.68	21.94	28.33	沿岸, 沖合, 遠洋漁業の開発, 沿岸域, 汽水域, 淡水池における魚類等養殖の振興
2. 流通改善	0.59	1.30	1.50	1.32	4.71	コールド・チェーン体系の整備, 水産物流通施設の改善
3. 生産基盤/関連産業	0.68	0.07	11.61	9.05	21.41	漁港, 造船所, 漁船避難施設, 製氷, 冷蔵庫, 加工場, 保存及び包装資材施設の整備
4. 行政組織, 施設	2.05	1.95	-	-	4.00	漁業機械の構造, 体系及び施設の整備
5. 統計	1.25	0.75	-	-	2.00	統計収集機構の整備, 統計作成活動の改善
6. 普及/教育	2.65	1.30	-	3.58	7.53	
7. 研究	2.00	-	-	1.00	3.00	漁業, 養殖, 漁船, 漁具, 資源評価
合計	11.89	5.41	16.79	36.89	70.98	

### 第3章 ジャカルタの漁港と魚市場について

#### 3-1 水産業に占めるジャカルタの地位

水産業に占めるジャカルタの地位は以下の通りである。

現状

- (1) ジャカルタ市の漁業生産量は、1971年には8,163トン（海面漁業6,342トン、内水面漁業1,821トン）で、インドネシアの総漁業生産量の0.7%を占めている。
- (2) 海面漁業におけるインドネシアの漁業者の1人当り年間生産量は1971年には1.0トンで、国際的にみて漁業の生産性水準は、相当低い段階にある。ジャカルタ市周辺の漁業生産性もインドネシアの全国水準とほぼ同様である。
- (3) ジャカルタ市は、インドネシアの首都であるとともに同国の経済活動の中心地であり、人口470万人を有するインドネシア最大の都市である。また、ジャカルタ市はインドネシア最大の水産物の消費地であり、同時に西ジャワのみならずインドネシア国内流通における最大の集散地でもある。
- (4) ジャカルタ市周辺地域を含む同市の流通圏においては、年間約40,000トンの水産物〔塩干魚(30,000トン)、生鮮海産魚(6,500トン)、淡水鮮魚(3,500トン)〕が消費されている。このためジャカルタ市における水産物の取引および価格の動向は、全インドネシアの水産物の生産地および消費地の流通事情および取引価格に大きな影響力をもっている。

将来

- (1) ジャワ海の水産資源は豊富であり、適切な漁業振興計画の実施により、ジャカルタ市の漁獲量も急速な増加が見込まれる。
- (2) ジャカルタ市の人口の増加および所得の向上に伴なり1人当りの水産物消費量の増加を考慮すると、ジャカルタ市の水産物流通量は今後ますます増大すると考えられる。同時にこれに伴ない、現状(4)で述べたような、全国の取引価格におよぼす影響も今後なお一層強まるものと予想される。

#### 3-2 漁港／魚市場の現状と問題点

ジャカルタ市における漁港／魚市場の現状と問題点は以下のとおりである。

- (1) ジャカルタ市内の1972年の水産物年間取扱量は、生鮮魚8,248トン、塩干魚18,804トンで、1日当りの取扱い量は平均74トンである。
- (2) ジャカルタ市への生鮮海産魚の供給は、市内5ヶ所の陸揚地で行なわれており、バサール・イカン魚市場が最大の供給基地となっているため、他の陸揚地に揚げた魚でも、その一部はバサール・イカン魚市場へ陸送され売捌かれている。
- (3) 塩干魚の大部分は、いわゆる外領のスマトラ、カリマンタンから小型の運搬用帆船で運ば

れ、バサール・イカンおよびカリバルに陸揚げされているが、一部はテガールなどジャワ島中西部の生産地からトラックでジャカルタへ陸送されている。

- (4) 淡水魚は、ジャワ島中西部の内陸部からトラックでジャカルタへ陸送されている。
- (5) バサール・イカンはジャカルタ市最大の陸揚地であるが、その施設はまだ植民地時代のものそのままである。

ア. 防波堤、けい船岸壁は抜本的整備が必要。

イ 市内へ通じる連絡道路が狭隘。

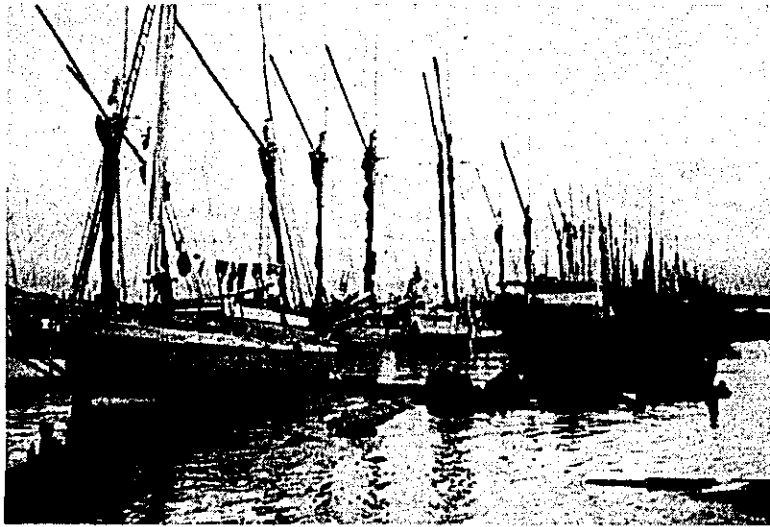


写真-4 バサール・イカン港 港口部



写真-5 氷の積みおろし風景 (バサール・イカン)

- ウ. 漁業用資材倉庫，漁獲物貯蔵庫，製氷施設，飲料水供給施設，電力供給施設，通信施設等，健全なる漁業発展に不可欠な各種施設が質，量共に不完全。
- エ. 施設が全般的に老朽，狹隘，かつ不衛生である。



写真-6 パサル・イカン魚市場の現状

- (6) パサル・イカンには，スマトラ，カリマンタン等のいわゆる外領からの貨物帆船が多数出入しており，国内貿易港としての比重が大きいため，一般漁船の陸揚げに非常に支障をきたしている。
- (7) ジャカルタ市内では，生鮮魚と塩干魚はそれぞれ別の卸売市場で取扱われている。また，



写真-7 カリバル魚市場



水産物の陸揚げ基地も各所に分散しているため、水産物の流通活動が円滑に行なわれていない。このため、水産物全体の需給を反映した適正な価格形成が困難である。

なお、小売段階では水産物は一般に野菜、果実等も取扱い総合食料品小売市場の中で販売されていることが多い。



写真-8 小売市場の魚売場 (チキニマーケット)

### 3-3 漁港／魚市場に関するインドネシア政府の改修計画

前述の現況にかんがみ、インドネシア政府およびジャカルタ市はバサール・イカン漁港／魚市場を抜本的に改修したいとの強い希望をもつに至った。これら関係機関の意向の内容は以下のとおりである。

#### (1) インドネシア政府の意向

##### 1) バペナス(BAPPENAS)および水産総局

- 外国からの資金援助による1974年度の実施プロジェクトとしたい。
- 水産に関する総合プロジェクトとして、漁港ならびに水産物卸売市場としての十分な機能と施設を併せ持ったインドネシアにおけるモデル漁港としてのジャカルタ漁港の建設をしたい。

##### 2) 海運総局

- 新漁港の建設予定地区を、タンジョン・プリオク地区の港湾改修計画地域から外すことに同意している。

#### (2) ジャカルタ市の意向

- 1965～1985年のジャカルタ都市計画(マスター・プラン)においては新漁港建設を前提として、作成されている。

- ジャカルタ市は、新漁港建設計画を最も優先順位の高いプロジェクトとして評価しており、できるだけ早期着工、早期完成を望んでいる。

### 3-4 漁港／魚市場整備の必要性

本調査団は、現地踏査、資料収集、関係機関からの事情聴取と意見交換等の結果と前述のジャカルタ市内の漁港／魚市場の現状および以下の諸点からジャカルタ漁港／魚市場の整備については、緊急必要性を認めた。

- (1) 漁業振興計画に基づく、漁船の動力化、大型化、漁労施設の近代化により、水産物供給体制の確立をはかる必要があり、このため漁港の適切な整備をはかる必要がある。
- (2) 近代的市場施設の整備により、流通活動を促進し、流通量の増加をはかる必要がある。
- (3) 流通過程の合理化により、流通コストの低下および品質の保持をはかる必要がある。
- (4) 流通機構の整備により、公正な取引および適正な価格の形成をはかる必要がある。
- (5) 全国の主要漁業基地において生産、集荷および流通機能等の施設を整備することが漁業の振興上、当面の緊急課題であり、ジャカルタ漁港／魚市場の整備は、それに先立つモデル漁業基地としてその果た役割は大きいと考えられる。

## 第II部 漁港／魚市場整備計画



## 第Ⅱ部 漁港／魚市場整備計画

### 第1章 基本構想

ジャカルタ漁港／魚市場整備計画を策定するにあたっては、前述のインドネシアおよびジャカルタの水産物の生産・流通・消費に関する現況，政府の水産業振興計画等を踏まえ，下記の基本構想のもとにこれを行なった。

- (1) 現在の施設の能力の不足を解消するだけに止まらず，近い将来の取扱量の急激な増加に十分対応できるものとする。さらにそれ以後の漁業の飛躍的發展に対しても対応できるよう配慮するものとする。
- (2) インドネシアにおける漁業発展のための中心的な漁港として，近代的設備を持つ整備されたモデル的な漁港とするものとする。
- (3) ジャカルタ市の都市計画と合致させるようできるだけ配慮するものとする。
- (4) 整備計画の建設期間は5ケ年間とする。

## 第2章 計画目標の設定

### 2-1 計画対象取扱量

インドネシアにおける第2次5ヶ年計画の初年度である1974年を計画の初年度とし、その10年後の1983年の水産物取扱量を対象取扱量とする。

なお、この計画において漁港施設等の建設期間を5ヶ年としたのは

- (1) 取扱量の急増に十分対応できる施設量を確保する。
- (2) ジャカルタ周辺地域における漁業の近代化とそれに伴う流通活動の改善及び関連産地における諸施設の整備を促進するため、その中核となるジャカルタ漁港施設等を早急に建設する必要がある。
- (3) 第2次5ヶ年計画に整合するよう配慮した。

等のためである。

### 2-2 目標設定の基本条件

#### 消費推定量

消費推定量は180千トンとする。(鮮魚換算数量)

その推定内訳は、下記のとおりである。

- (1) 10年後のジャカルタ人口…………… 6,000千人  
1961年から1971年までのジャカルタ市の人口増加率は4.6%であるが、今後は増加率は鈍化するものとし、2.5%とする。
- (2) ジャカルタ市の1人当たり年間消費量 ……  $30\text{Kg} \times 80\% = 24\text{Kg}$   
栄養学的観点から、国民1人当たりの水産物の年間消費量は30Kg程度が必要とされているが、ここでは10年後の達成率をその80%とする。
- (3) ジャカルタ市の年間消費量……………  $6,000\text{千人} \times 24\text{Kg} = 144\text{千トン}$   
上記(3)の消費量を確保するため、ジャカルタ市周辺地域への流出量を考慮しておく必要がある。  
これを上記(3)の25%と考えると……………  $144\text{千トン} \times 1.25 = 180\text{千トン}$

### 2-3 計画取扱量と漁船勢力

計画取扱量は、下記のとおりとする。

#### (1) 計画供給量(鮮魚換算数量)

- 1) インドネシアの海面漁業生産量の過去5ヶ年(1967年~1972年)における平均増加率4.3%から推定した1983年の海面漁業生産量。……………1,331千トン
- 2) 1983年の淡水魚の生産量は、現在と変らず横ばいとする。……………429千トン
- 3) 総生産量に占めるジャカルタ市への供給比率(1970年~1972年)の平均は、9.1

％であるので1983年の同比率を………10％

以上より (1,331千トン+429千トン) × 10％ = 180千トン

従って、180千トンをもって、計画供給量とする。

## (2) 型態別取扱量

目標年次(1983年)における型態別取扱量を120千トン(鮮魚換算180千トン)とし、これについては、下記の方針により算定した。

1) 鮮魚と塩干魚の取扱い比率は、消費性向及び鮮度保持、輸送等の近代化を考慮して鮮魚の取扱量が大幅に増加するものとする。

即ち、現状  $\left( \begin{array}{ll} \text{鮮魚} & 25\% \\ \text{塩干魚} & 75\% \end{array} \right)$  のところ、1983年  $\left( \begin{array}{ll} \text{鮮魚} & 75\% \\ \text{塩干魚} & 25\% \end{array} \right)$

とする。

2) 淡水魚の取扱量は、最近のさう勢及び農薬の使用等を考慮して横ばいとする。

3) 陸送海産魚の搬入量は、近隣産地における水揚施設(漁港、製氷施設、冷蔵庫等)の整備及び新基地の魚価形成の有利性、安定性により増大するものとする。

4) 鮮魚運搬船による鮮魚の搬入量は、スマトラ、カリマンタンにおけるサポート・ステーション等の整備により漸次増大するものとする。

## (3) 計画取扱量の年次別の推移(1973年～1983年)

計画取扱量の年次別推移は(表-15)のとおりとする。

## (4) ジャカルタ漁港における年次別漁船勢力の推移

前記(3)の取扱量を確保するためのジャカルタ漁港における年次別漁船勢力の推移は(表-16)のとおりとする。

表一 15 ジャカルタ漁港における計画取扱量の年次別推移

単位：トン

項目	年	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983
海面漁業	米	7,300	8,900	10,800	13,200	16,100	19,600	23,900	31,200	38,600	45,800	53,200
鮮魚運搬船	米	2,700	3,400	4,100	5,000	6,100	7,400	9,100	11,800	14,500	17,300	20,000
塩干魚運搬船	米	18,800	19,700	20,600	21,600	22,700	23,800	24,900	26,200	27,500	28,700	30,000
陸送海産魚	米	-	-	-	-	-	5,000	6,100	7,900	9,700	11,500	13,300
炭水魚	米	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
合計	米	32,300	35,400	39,000	43,300	48,400	59,300	67,500	80,600	93,800	106,800	120,000

注1. 米印の年次の数値には、パサル・イカンのような既存の漁港における取扱量が含まれる。

2. 1973年の取扱量は、それぞれの項目ごとに最新のデータに基づいて推定した。

3. 1974年～1979年の取扱量は、1973年から1983年までの増加率（年率）によって推定した。

即ち、海面漁業 2.20%、鮮魚運搬船 2.20%、塩干魚運搬船 4.8%

4. 陸送海産魚の取扱量は、魚市場施設の建設途中の1978年から急激に伸びるものとし、陸送海産魚は、メラック、チガル、パカロンガン、チラチャップ等のジャカルタ市に近い生産地から搬入される。

5. 1973年～1977年までの鮮魚運搬船による取扱量には陸送海産魚の取扱量が含まれる。

6. 1980年～1983年までの取扱量は、1979年の漁港の完成に伴って急速に増大するものとし、直線回帰によって推定した。

7. 建設事業は、1975年に着工し、1979年に完成されるものとする。

8. 建設中の漁港/魚市場の利用割合は下表のとおりである。（着工後6年目の取扱量を100%とした場合の各年次の取扱量の比率）

着工後 3年目	20%
4年目	50%
5年目	80%
6年目	100%



表一 16 ジャカルタ漁港における漁船勢力の年次別推移

単位：隻

漁業種類	漁船規模	*1973年	*1974	*1975	*1976	*1977	*1978	*1979	1980	1981	1982	1983
釣り、はえなわ	1トン未満											
	無動力	1,025	966	908	846	782	711	634	(550)	(455)	(349)	(231)
	船外機	80	97	117	142	171	207	251	304	368	445	530
刺網、敷網	3~5トン	220	255	285	315	344	373	400	426	451	476	504
	5~10トン	94	100	109	116	122	128	134	139	145	149	154
むろ	17トン	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
まき	10~30トン	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
トロ	20~30トン	49	52	55	58	61	65	69	73	77	82	88
小計		1,496	1,499	1,504	1,508	1,512	1,517	1,522	977	1,077	1,189	1,314
遠洋漁業												
まぐろはえなわ	50~100トン	-	-	-	-	-	-	2	4	6	8	10
かつお一本釣り	100~200トン	-	-	-	-	-	-	1	2	3	4	5
えびトロール等	200~300トン	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1
小計		-	-	-	-	-	-	4	7	10	13	16
海面漁業計 ①		1,496	1,499	1,504	1,508	1,512	1,517	1,526	984	1,087	1,202	1,330
鮮魚運搬船	30トン	3	4	4	5	7	8	10	13	15	18	21
塩干魚運搬船	40トン	5	5	5	5	5	6	6	6	7	7	7
	100トン	6	6	7	7	7	8	8	8	9	9	10
運搬船計 ②		14	15	16	17	19	22	24	27	31	34	38
合計 ①+②		1,510	1,514	1,520	1,525	1,531	1,539	1,550	1,011	1,118	1,236	1,368
									(1,561)	(1,573)	(1,585)	(1,599)

注1. 米印の数値には、パサール・イカンのような既存の漁港を利用する漁船が含まれる。  
 2. 年次別数値は、1971年の漁船数に基づいて、1971年から1983年までの増減率（年率）によって推定されている。  
 3. 小規模漁船階層は、徐々に上位階層へ大型化し、無動力船は徐々に動力化して行くものとして推定されている。  
 4. 漁港完成後においても、無動力船はジャカルタ漁港を利用しないこととした。（ ）内の数値にはジャカルタ漁港を利用しない漁船が含まれる。  
 5. 大型船は、漁港が完成する前年から導入されるものとする。  
 6. 運搬船の積載能力は総トン数の60%として計算される。運搬船の1航海所要日数は下記によった。  
 鮮魚運搬船（30トン型）… 7日  
 塩干魚、（40トン型）… 7日  
 ,（100トン型）… 10日

### 第 3 章 計画地点の選定

ジャカルタ市内の海岸の利用については本調査実施以前に既にインドネシア政府およびジャカルタ市の間で調整が計られており、図-1に示すような海岸及び海面の利用区分が決定されていた。(図-1)

調査団も現地において検討した結果、同区分のうち漁港/魚市場建設地点として同地区(バサール・イカン港西側前面海浜地区)が下記諸点から適正な計画地点と考え、この地点に計画立地することとした。

- (1) ジャカルタ市前面の気象、海象、地象、地盤の条件は各地域ともほぼ同一であり、計画地点が特別不利とは考えられない。
- (2) ジャカルタ市中心部に最も近い海岸である。
- (3) バサール・イカン港に隣接しているため、建設資材の搬入に便利である。

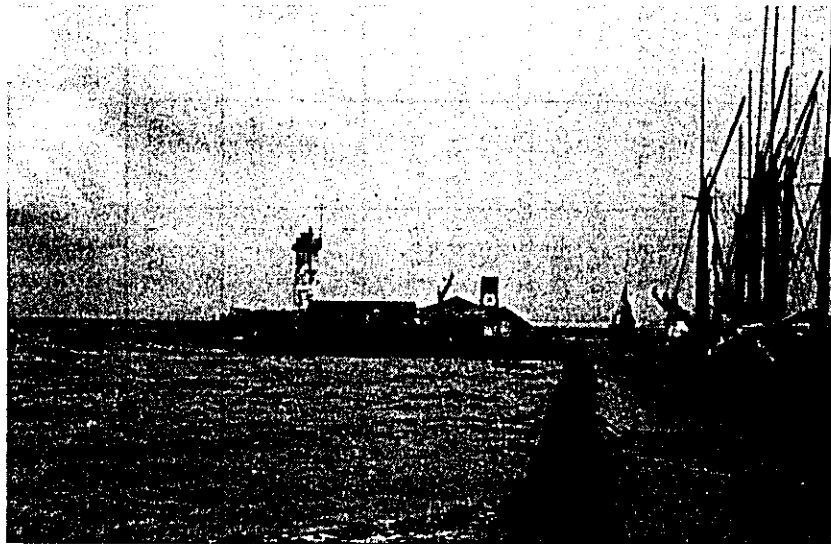


写真-9 漁港建設予定地(バサール・イカン)海側

- (4) 現在のパサール・イカン魚市場から最も近い海岸であるため、新漁港／魚市場建設後の水産関係の施設、関連業者等に移転させる場合、最も支障が少ないものと予想される。
- (5) ジャカルタ市内の海岸に散在している他の漁業根拠地のほぼ中央に位置する。
- (6) ジャカルタ市により漁港建設予定地前面までの道路拡張整備が計画されており、道路整備後は市内および周辺地域への陸揚物の輸送時間の短縮が可能である。
- (7) 将来漁港の拡張が必要となる場合は西側海浜地域に余裕があるので、その拡張が可能である。



写真－１０ 漁港建設予定地（パサール・イカン）海側

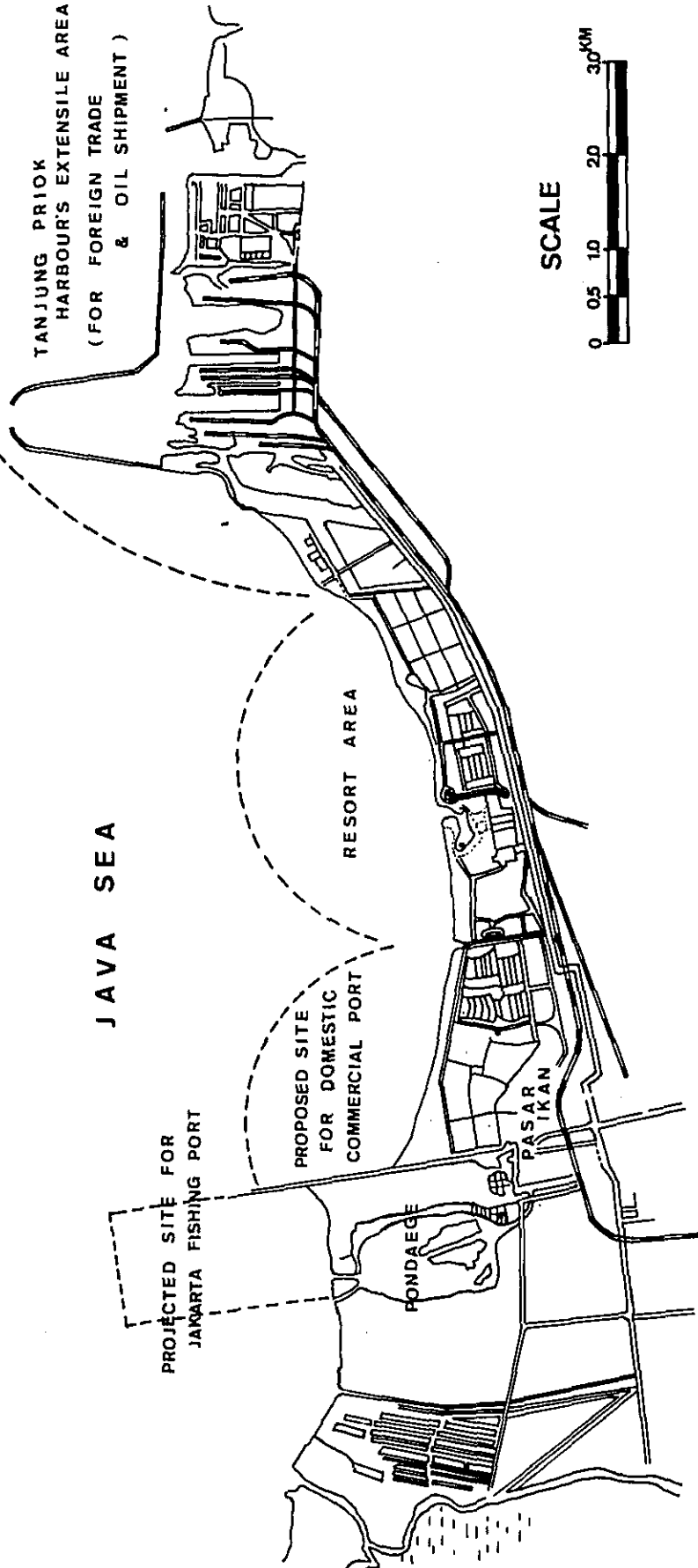


写真-11 漁港建設予定地（パサール・イカン）陸側



写真-12 漁港建設予定地（パサール・イカン）陸側

# DEVELOPMENT PLAN OF SEA COAST IN JAKARTA CITY



JAVA SEA

JAKARTA CITY

## 第4章 計画方針

前々章（第2章 計画目標の設定）において示された計画取扱量を安全かつ合理的に取扱い処理するために必要な諸施設について配置計画を作成するものとする。

なお、特に機能施設については、ジャカルタ漁港／魚市場がジャカルタ市及びその周辺地域を主対象とした「水産物ターミナル」としての役割は勿論、国内漁業の総合的進展を促進するための「モデル漁港／魚市場」としての役割をも持っていることから漁獲物の陸揚から出荷に至る一貫した水産物の処理体系を考慮した必要な機能施設はすべて完備するよう特に考慮するものとする。

以上による配置計画方針は下記のとおりである。

- (1) 漁港完成後における維持浚渫量ができる限り少なくてすむようにする。
- (2) 漁港完成後におけるその後の陸揚量、魚市場取扱量や漁船隻数・屯数の増大に対応できるように漁港の規模拡大可能な計画とする。
- (3) 港内泊地の静穏度を確保するため、北西の風による波浪の港内への侵入防止に重点をおく。また漁船の出入港の安全確保のため、港口を北東部に向って開き、前記(1)と考え合せ、港口は水深5m以上の位置に設置するものとする。
- (4) 浚渫土はできる限り埋立に流用できるように計画する。
- (5) 漁船の効果的利用及び陸揚物の敏速な処理を可能ならしめるため、所要係留施設等は、港口部より順次、大型漁船用、中型漁船用、小型漁船用とわけて計画する。
- (6) 給油施設等危険防止を必要とする施設は、万一の場合他に被害を及ぼさない位置に配置する。
- (7) 魚の処理に伴う汚水処理対策、港内水質汚染防止対策について配慮する。
- (8) 福利厚生施設、漁民住宅等のためのスペースを確保できるように配慮する。
- (9) 所要な施設のうち基本施設については、1975～79の5ヶ年、陸上機能施設については1977～1979の3ヶ年で整備するものとする。

その他の施設については、特に整備期間を限定しない。

整備所要施設の施設別整備期間別内訳は表-17のとおりである。

なお、上記計画方針に沿って施設配置計画を策定するに当たっては、下記の各項目について十分配慮しつつ作業を行なった。

- (1) ジャカルタ魚市場はその立地条件から将来はジャカルタ市のみならず、その後背地を対象とした消費地市場並びに中継地市場としての整備が必要となることは明らかであるが、生産・消費・流通の現状から考えて、当面はジャカルタ市への供給を第1次目標とした整備計画を策定することが妥当であること。
- (2) ジャカルタ市は全国最大の消費地であり、その供給流通圏はスマトラ、カリマンタン等広範囲にわたっていること、さらに、それらの生産地における生産・流通・機能等諸施設の不

備などの現状からみて、単にジャカルタ魚市場の整備をはかるのみでなく、広く水産振興計画やジャカルタ市都市計画等の関連計画を整備し、これらと有機的に整合するよう配慮しなければその実効は期しがたいこと。

(3) 施設の配置計画には流通機構の合理化を通して水産物の集中化を促進し、適正な価格形成が図られるものでなければならぬこと。

(4) 整備されるべきジャカルタ魚市場は水産物流通のモデル流通基地として今後地方における主要生産地の整備を誘導すべきものであること。

また、ジャカルタ漁港とジャカルタ市内を結ぶ連絡道路は、現在全く

表-17 整備所要施設の内訳

分類	基本施設		機能施設		その他
	整備期間	5年間	3年間	限定せず	
施設名		外かく施設	輸送施設	道路、駐	漁民住宅 緑地帯 公園 レクリエーション地域 モスク 学校 病院 官公庁、商店等
		防波堤	船舶修理場	トラックターミナル	
		護岸	航行補助施設	保安施設	
		突堤	航路標識	保安施設	
		係留施設	漁船修理場	保安施設	
		岸揚場	漁船修理場	保安施設	
		船揚場	漁船修理場	保安施設	
		水域施設	補給施設	保安施設	
		航路	給油施設	保安施設	
		泊地	漁獲物の処理施設	保安施設	
			荷魚荷水野製貯冷加製	加工施設	
			野製貯冷加製	加工施設	
			製貯冷加製	加工施設	
			貯冷加製	加工施設	
			冷加製	加工施設	
			加製	加工施設	
			製	加工施設	
			貯	加工施設	
			冷	加工施設	
			加	加工施設	
			製	加工施設	
			野	加工施設	
			水	加工施設	
			野	加工施設	
			製	加工施設	
			貯	加工施設	
			冷	加工施設	
			加	加工施設	
			製	加工施設	
			野	加工施設	
			水	加工施設	
			野	加工施設	
			製	加工施設	
			貯	加工施設	
			冷	加工施設	
			加	加工施設	
			製	加工施設	
			野	加工施設	
			水	加工施設	
			野	加工施設	
			製	加工施設	
			貯	加工施設	
			冷	加工施設	
			加	加工施設	
			製	加工施設	
			野	加工施設	
			水	加工施設	
			野	加工施設	
			製	加工施設	
			貯	加工施設	
			冷	加工施設	
			加	加工施設	
			製	加工施設	
			野	加工施設	
			水	加工施設	
			野	加工施設	
			製	加工施設	
			貯	加工施設	
			冷	加工施設	
			加	加工施設	
			製	加工施設	
			野	加工施設	
			水	加工施設	
			野	加工施設	
			製	加工施設	
			貯	加工施設	
			冷	加工施設	
			加	加工施設	
			製	加工施設	
			野	加工施設	
			水	加工施設	
			野	加工施設	
			製	加工施設	
			貯	加工施設	
			冷	加工施設	
			加	加工施設	
			製	加工施設	
			野	加工施設	
			水	加工施設	
			野	加工施設	
			製	加工施設	
			貯	加工施設	
			冷	加工施設	
			加	加工施設	
			製	加工施設	
			野	加工施設	
			水	加工施設	
			野	加工施設	
			製	加工施設	
			貯	加工施設	
			冷	加工施設	
			加	加工施設	
			製	加工施設	
			野	加工施設	
			水	加工施設	
			野	加工施設	
			製	加工施設	
			貯	加工施設	
			冷	加工施設	
			加	加工施設	
			製	加工施設	
			野	加工施設	
			水	加工施設	
			野	加工施設	
			製	加工施設	
			貯	加工施設	
			冷	加工施設	
			加	加工施設	
			製	加工施設	
			野	加工施設	
			水	加工施設	
			野	加工施設	
			製	加工施設	
			貯	加工施設	
			冷	加工施設	
			加	加工施設	
			製	加工施設	
			野	加工施設	
			水	加工施設	
			野	加工施設	
			製	加工施設	
			貯	加工施設	
			冷	加工施設	
			加	加工施設	
			製	加工施設	
			野	加工施設	
			水	加工施設	
			野	加工施設	
			製	加工施設	
			貯	加工施設	
			冷	加工施設	
			加	加工施設	
			製	加工施設	
			野	加工施設	
			水	加工施設	
			野	加工施設	
			製	加工施設	
			貯	加工施設	
			冷	加工施設	
			加	加工施設	
			製	加工施設	
			野	加工施設	
			水	加工施設	
			野	加工施設	
			製	加工施設	
			貯	加工施設	
			冷	加工施設	
			加	加工施設	
			製	加工施設	
			野	加工施設	
			水	加工施設	
			野	加工施設	
			製	加工施設	
			貯	加工施設	
			冷	加工施設	
			加	加工施設	
			製	加工施設	
			野	加工施設	
			水	加工施設	
			野	加工施設	
			製	加工施設	
			貯	加工施設	
			冷	加工施設	
			加	加工施設	
			製	加工施設	
			野	加工施設	
			水	加工施設	
			野	加工施設	
			製	加工施設	
			貯	加工施設	
			冷	加工施設	
			加	加工施設	
			製	加工施設	
			野	加工施設	
			水	加工施設	
			野	加工施設	
			製	加工施設	
			貯	加工施設	
			冷	加工施設	
			加	加工施設	
			製	加工施設	
			野	加工施設	
			水	加工施設	
			野	加工施設	
			製	加工施設	
			貯	加工施設	
			冷	加工施設	
			加	加工施設	
			製	加工施設	
			野	加工施設	
			水	加工施設	
			野	加工施設	
			製	加工施設	
			貯	加工施設	
			冷	加工施設	
			加	加工施設	
			製	加工施設	
			野	加工施設	
			水	加工施設	
			野	加工施設	
			製	加工施設	
			貯	加工施設	
			冷	加工施設	
			加	加工施設	
			製	加工施設	
			野	加工施設	
			水	加工施設	
			野	加工施設	
			製	加工施設	
			貯	加工施設	
			冷	加工施設	
			加	加工施設	
			製	加工施設	
			野	加工施設	
			水	加工施設	
			野	加工施設	
			製	加工施設	
			貯	加工施設	
			冷	加工施設	
			加	加工施設	
			製	加工施設	
			野	加工施設	
			水	加工施設	
			野	加工施設	
			製	加工施設	
			貯	加工施設	
			冷	加工施設	
			加	加工施設	
			製	加工施設	
			野	加工施設	
			水	加工施設	
			野	加工施設	
			製	加工施設	
			貯	加工施設	
			冷	加工施設	
			加	加工施設	
			製	加工施設	
			野	加工施設	
			水	加工施設	
			野	加工施設	
			製	加工施設	
			貯	加工施設	
			冷	加工施設	
			加	加工施設	
			製	加工施設	
			野	加工施設	
			水	加工施設	
			野	加工施設	
			製	加工施設	
			貯	加工施設	
			冷	加工施設	
			加	加工施設	
			製	加工施設	
			野	加工施設	
			水	加工施設	
			野	加工施設	
			製	加工施設	
			貯	加工施設	
			冷	加工施設	
			加	加工施設	
			製	加工施設	
			野	加工施設	
			水	加工施設	
			野	加工施設	
			製	加工施設	
			貯	加工施設	
			冷	加工施設	
			加	加工施設	
			製	加工施設	
			野	加工施設	
			水	加工施設	
			野	加工施設	
			製	加工施設	
			貯	加工施設	
			冷	加工施設	
			加	加工施設	
			製	加工施設	
			野	加工施設	
			水	加工施設	
			野	加工施設	
			製		

不十分であるが、ジャカルタ市では1975年中に道路を建設することになっているので、本計画では考慮していない。然しながらジャカルタ漁港整備に当っては、本道路の整備がその前提となる最重要なものであるので、特に付記することとする。



## 第 5 章 基本施設の計画

基本施設とは、波、漂砂、流れ等魚港に悪影響を及ぼす外力から漁港を防護するための施設、および漁獲物の陸揚、物資の補給、休けいの目的で船をつないだり、揚げたりするための施設、あるいは船を安全に出漁、帰港、碇繋泊させる水面等漁港としての基本的役割を果たす施設を云う。

### 5-1 施設の整備水準

主たる施設の整備水準は、下記の通りとする。

- (1) 漁船が安全に出入港できること。
- (2) 漁船を収容する十分な泊地があること。
- (3) 漁船が荒天時にも安全に泊できること。
- (4) 漁獲物の陸揚げ処理が円滑合理的にできること。
- (5) 漁船の出漁準備や休けいが支障なくできること。

### 5-2 計画基礎資料

ジャカルタ漁港における漁船勢力の年次別推移〈前記（表-16）〉を参考とする他自然条件に関しては（表-18）、利用漁船に関しては（表-19）の値を計画諸元とする。

また、所要施設算定に用いる諸係数等は日本の漁港計画において用いられるものを参考とし、インドネシアの現状を勘案しつつ適宜決定した。

表-18 ジャカルタ漁港計画に用いられる自然条件諸元

	諸 元	説 明
波	NW波 $H_{\frac{1}{2}} = 1.3 \text{ M}$ $T = 7.3 \text{ sec}$ N 波 $H_{\frac{1}{2}} = 1.0 \text{ M}$ $T = 4.4 \text{ sec}$ NE波 $H_{\frac{1}{2}} = 1.1 \text{ M}$ $T = 5.5 \text{ sec}$	屈折前の沖波波高は、 $H_{\frac{1}{2}} = 2.4 \text{ M}$ であり、これに-5 M地点の屈折係数を乗じて求めた。
潮 汐	設計高潮位 $HWL = 1.16 \text{ M}$	$M_1, S_1, L + M_2 + S_2 + K_1 + O_1 + P_1 = 1.16 \text{ M}$ 日潮不等が大きく1日1回潮となることが多い。
潮流・海流	—————	漂砂の移動に影響すると思われるが操船上の影響はないと考える
漂 砂	漂砂量不明 主移動方向W→E	防波堤の配置、法線決定の際考慮する
風	最大風速約10 m/sec	動力漁船の出入港に支障ある程のものではないと考える。
土 質	軟弱地盤（測定値なし）	付近の陸上部の調査資料により推定し利用する。粘性土のコーン支持力 $q_c = 4 \text{ Kg/cm}^2$ と仮定する。
地 震	な し	有感地震は存在するが計画上配慮すべき程のものではない。
地 形	海底勾配 1/300	海岸線より沖合2 KM付近まで1/300の一様勾配である。 (付図-4参照)

表-19 ジャカルタ漁港計画に用いられる利用漁船の諸元 (1983年における利用漁船の概要)

漁業種類	階層	米平均船型諸元 船長L×船巾B ×吃水(D <sub>max</sub> )	1日当り標準 利用漁船数	陸揚及び 準備岸壁 水深	休けい岸 壁水深	航路水深	航路巾 (復航)	航路曲線 部曲率 半径	操 水域巾	船 回転半径	利用船 回転半径	港口巾員 (復航)	航路・構 造物間余 裕(片側)
釣・はえなわ	1t	8.0×1.8×(0.6)	480	m以上 1.1	m以上 1.1	m以上 1.4	m以上 11	m以上 40	m以上 24	m以上 24	m以上 24	m以上 11	m以上 3
刺網・敷網	(1~3t) 2t	9.9×2.3×(1.1)	-	1.6*	1.6*	1.9*							
'	(3~5t) 4t	11.8×2.8×(1.2)	361	1.7*	1.7*	2.0*	17*	60*	35*	35*	17*	4*	
'	(5~10t) 8t	14.1×3.4×(1.3)	111	1.8*	1.8*	2.3*							
ひろ網	(10~30t) 20t	19.1×4.2×(1.7)	16	2.3*	2.2*	2.8*							
まき網	(10~30t) 20t	18.0×4.2×(1.6)	8	2.1*	2.0*	2.6*	26*	100*	60*	60*	26*	7*	
小型底引網	(10~30t) 20t	19.7×4.3×(1.9)	54	2.5*	2.4*	3.0*							
まぐる延縄	(50~100t) 75t	27.2×5.4×(2.1)		2.9*	2.6*	3.4*	32*	140*	82*	82*	32*	9*	
エビトロール	100t	32.0×5.7×(2.4)	1	2.9*	2.6*	3.4*							
まぐる延縄	200t	38.2×6.7×(2.5)		3.7*	3.0*	4.2*	44*	220*	131*	131*	44*	15*	
かつお一本釣 まき網等	300t	43.7×7.3×(3.8)		4.3*	3.5*	4.8*							
鮮魚運搬船	30t	20.0×4.2×(2.2)	8	2.7*	2.6*	3.2*	26*	100*	60*	60*	26*	7m	
塩干魚運搬船	40t	22.0×4.4×(2.3)	3	3.0*	2.8*	3.5*	27*	110*	66*	66*	27*		
'	100t	30.2×6.0×(2.4)	3	3.0*	2.5*	3.5*	36*	150*	91*	91*	36*	10*	
計													

米 船長 L, 船巾 B はその階層の平均トン数漁船の値であるが, 深さ D はその階層の最大漁船の休けい時吃水 D と陸揚時吃水 (D<sub>max</sub>) を示す。

5-3 けい船岸壁所要延長

表-20 けい船岸壁所要延長

前記(5-1)~(5-2)の条件に基づきけい船岸壁の所要延長を算出すると(表20, 21)のとおりである。この延長算出にあたり、漁船の利用形態を以下のように想定した。

- (1) 原則としてけい船岸壁は陸揚用, 出漁準備用, 休けい用に分離して使用されるものとして計画する。
- (2) 陸揚作業時間は1日6時間とする。
- (3) 陸揚岸壁は(大型船・鮮魚運搬船用), (中型漁船用), (小型漁船用), (塩干魚運搬船用)に分けて使用されるものとする。
- (4) 漁獲物の陸揚に際し, 10t以上の漁船は横付け, 10t以下の小型船はたて付けで作業するものとする。
- (5) 出漁準備岸壁利用時間は1日6時間とする。
- (6) 出漁準備は10t以上の漁船については横付けで行なうものとする。10t以下の漁船については, 休けい岸壁にて出漁準備も行なうものとし専用の出漁準備岸壁は計画しない。
- (7) 休けいする場合, 10t以上の漁船は1列たて付け, 10t以下の小型船は2列たて付けでけい船するものとする。

なお, 10~30tの漁船の一部は準備岸壁を利用するものとする。

5-4 配置計画

前記(5-2)~(5-3)の方針に基づいた配置計画は, 図-3のとおりであり, 大型船用(30t以上), 中型船用(10~30t), 小型船用(10t以下)とそれぞれ漁船の大きさ, 利用の形態等により泊地を区分した。なお, それぞれの漁船は正常かつ安全な航行を確保し無用の混雑をなくすため反時計回りに港内を移動しつつ利用するよう配慮した。

なお, 陸上機能施設等も配置した詳細な配置計画は図-2(折り込み)のとおりである。

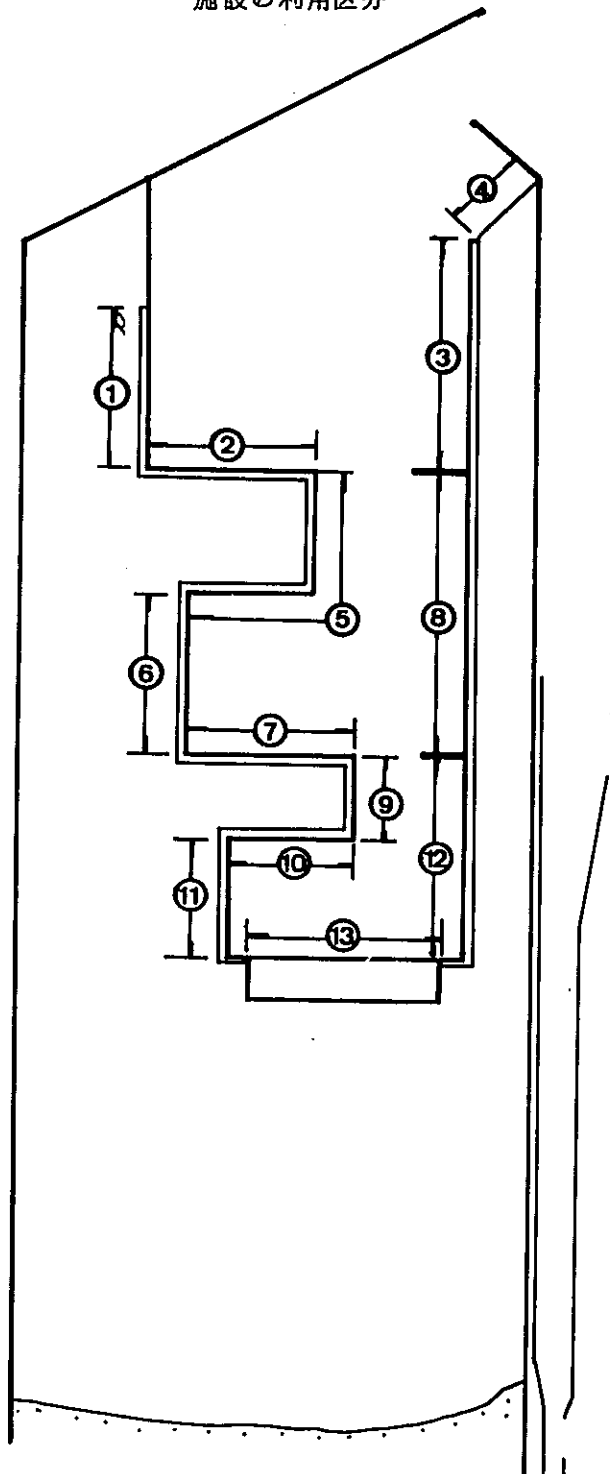
本港が完成すると12月~3月の北西の強風に起因する波(波高1.0~1.5m)のある

漁業種類	階層	利用漁船数	1日当り標準利用漁船数	陸揚岸壁	準備岸壁	休けい岸壁
釣・延縄	0~1	530	480	65	-	288
刺網・敷網	1~3	-	-	-	-	-
・	3~5	504	361	115	-	334
・	5~10	154	111	45	-	125
むろ網	10~30	18	16	44	44	77
まき網	・	20	8	42	21	39
小型底引網	・	88	54	205	137	268
まぐろ延縄	50~100	10	2	95	51	19
かつお一本釣	100~200	5				
トロール・まき網等	200~300	1				
鮮魚運搬船	30	21	8	92	46	44
塩干魚運搬船	40	7	3	51	-	18
・	100	10	3	105	-	24
計		1,368	1,046	859	299	1,236
岸壁総延長						2,394m

表-21 岸壁水深別けい船施設の所要延長

No	施設名	延長	主たる利用目的
1	-4.5m 西岸壁	200 <sup>m</sup>	塩干魚運搬船の陸揚・準備・休けい
2	・	200	50t以上の大型船及び鮮魚運搬船の陸揚
3	-4.5m 東岸壁	250	50t以上の大型漁船, 10~30tの中型船及び鮮魚運搬船の準備と休けい
4	・	110	50t以上の大型漁船の給油
5	-3.0m 西岸壁	150	10~30tの中型底引漁船の陸揚
6	・	200	10~30tの中型まき網敷網漁船および10t以下の小型漁船の陸揚
7	・	200	10t以下の小型船の陸揚と10~30tの中型船の休けい
8	-3.0m 東岸壁	350	10~30tの中型船の準備と休けい
9	-2.0m 西物揚場	100	10t以下の小型船の準備と休けい
10	・	150	同上
11	・	150	同上
12	-2.0m 東物揚場	250	10~30tの中型船の休けいと10t以下の小型船の準備と休けい
13	船揚場	230	10t以下の小型船の休けい, 小修理等
合計		2,540 <sup>m</sup>	

図-3 ジャカルタ漁港けい船施設の利用区分



- [注]① 表-21は取付を含むため表-20とは一致しない。  
 ② 修理施設の斜路は含まない。  
 ③ 50t以下の小型船の給油は給油自動車, 給油船による。

[注] ⑭は表-21のNoと対応する。

状況においても漁船は常に安全に入出港可能であるため、常時出漁が可能となり出漁日数を大巾に増大することができる。又、荒天時における港内の静穏度も良好で常時安全な陸揚作業、出漁準備作業および休けいが可能となる。さらに盛漁期においても陸揚時に長時間の船待ちが生じることはほとんどないばかりでなくこれらの作業も迅速に行なうことができることとなる。

## 第 6 章 機能施設の計画

機能施設とは、基本施設を補完し、あわせて漁港でなさねばならない諸作業、サービスをより合理的に行なわしめ漁港の利用価値を高めるための施設を云い、魚市場や冷蔵庫も漁港区域内に建設される場合は漁港の機能施設の一つに分類される。

### 6-1 施設の整備水準

主たる施設の整備水準は、下記のとおりとする。

- (1) 荷捌所は、海産鮮魚、塩干魚および淡水魚を取扱う総合卸売市場となるものとし、その規模は計画取扱量全量を取扱い処理することが可能なものであること。
- (2) 水産物の安定的かつ円滑な供給をはかるために必要な冷蔵庫、その他流通関連施設は、これを整備する。
- (3) 生産活動を維持するために必要な漁船修理施設、機関修理施設、漁具倉庫等の関連施設はこれを整備する。
- (4) 漁港を円滑に管理運営するために必要な諸施設は、これを整備する。
- (5) 汚水処理、港内汚濁防止のために必要な諸施設は、これを整備する。
- (6) 将来とも取扱数量の増大に対応しうるよう、施設の配置及び施設用地の確保には十分の配慮をする。

### 6-2 計画基準量

計画取扱量の年次別の推移（表-15）を参考とし、漁港／魚市場施設整備の目標年次である1983年の取扱数量120,000トンに対応して、1日平均取扱数量334トンを魚市場の1日当り計画取扱量（計画基準量）とする。（表-22）

表-22 1日当り平均取扱数量（計画基準量）

取 扱 量		総 入 荷 量					総 出 荷 量			
		海 面 鮮 魚			淡 水 魚	塩 干 魚	一日平均 取扱量	鮮 魚		塩 干 魚
		漁 船	陸上トラック	運搬船	陸上トラック	運搬船		海 面 (トラック)	淡 水 (トラック)	
年 間	120,000	53,200	13,300	20,000	3,500	30,000	326	229	10	87
1日平均	334	148	37	56	10	83				

〔注〕(1) ジャカルタ漁港においては冷蔵庫等貯蔵施設が完備されるため、陸揚水産物の一部の市場取扱を翌日以降とすることが可能なので、1日平均取扱数量は年間取扱数量を360日で除した数量とした。

(2) 出荷量は海面鮮魚241トン（海上搬入204トン+陸上搬入37トン）の一部を一次処理する関係上326トンとした。

$$\begin{aligned}
 & \left( \begin{array}{l} 241 \text{ トン} \times 0.05 \div 12 \text{ トン} \quad (\text{一次処理原魚量}) \\ 12 \text{ トン} \times 0.3 \div 4 \text{ トン} \quad (\text{一次処理歩留量}) \\ \text{取扱量としては8トンの減} \\ 334 \text{ トン} - 8 \text{ トン} = 326 \text{ トン} \end{array} \right)
 \end{aligned}$$

### 6-3 各種機能施設の所要量

前記(6-1)～(6-2)の条件に基づき、各種機能施設の所要量を算出すると(表-23)のとおりである。

表-23 主要機能施設所要量一覧表

施設	規模・能力	備考
1. 陸揚荷役 上屋 荷役機械	6,800㎡ ベルコン 34基 フォークリフト 計量器 }各34台	204トン処理 5~10T型
2. 卸売場 卸売市場 管理事務所等 駐車場	3,350㎡ 3,350㎡ 6,000㎡	334トン処理(GF) (1-2F) 300台処理
3. 冷蔵保管 冷蔵庫 凍結庫	1,700トン 28トン	F級-30°C
4. 一次処理 一次処理場 残さい処理場 汚水処理場	12トン処理設備一式 5トン/hr処理プラント 100T/d処理プラント	建物 1,500㎡ スクリーニング、沈澱槽
5. 輸送 保冷車 駐車場	63台 3,150㎡	6T型
6. 漁船補給 製氷施設 貯氷庫 給油施設 給水施設 製函施設 水産倉庫	300トン/d 1,200トン 500K×3基 40トン/hr×2基 3,000函/d×2基 2,000㎡	
7. 漁船・機関修理	小型船上架, 中型船, 機関修理 1式	建物 360㎡
8. 福利厚生	建物 2,000㎡ レクリエーション用地 5,000㎡ 駐車場 500㎡	鉄筋コンクリート

### 6-4 配置計画

必要な機能施設は図-4に示す流れに沿って水産物が円滑にジャカルタ市内の小売市場へ出荷処理されるよう、また、漁船も図-5に示す流れに沿って円滑な漁業活動が可能となるよう、体系的に配置した。

本計画の陸域のうち陸揚から出荷処理にいたる一連の場を「市場圏域」とし、一方、これら関係者の居住の場を「生活圏域」とし、両者はグリーン・ベルトで二分することとした。

それぞれの圏域に必要な施設は図-6のとおり配置した。

なお、施設配置の詳細は図-2(折り込み)の通りである。

図-4 水産物の流れと機能施設

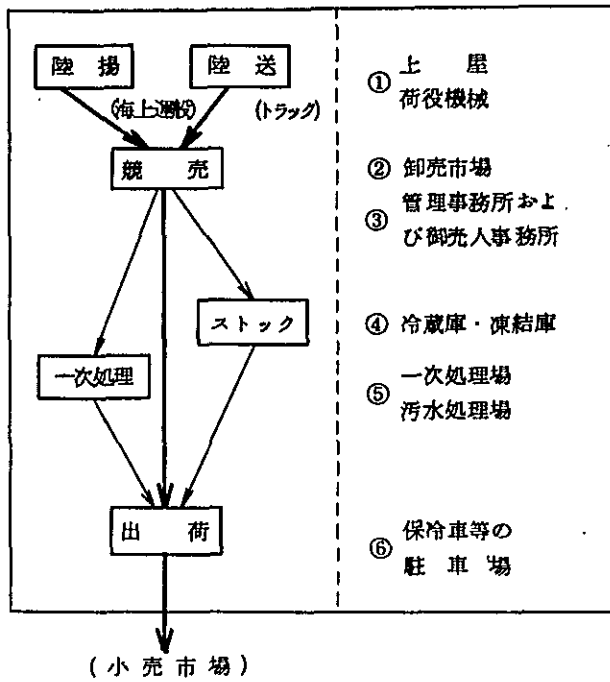


図-6 各種施設の配置図

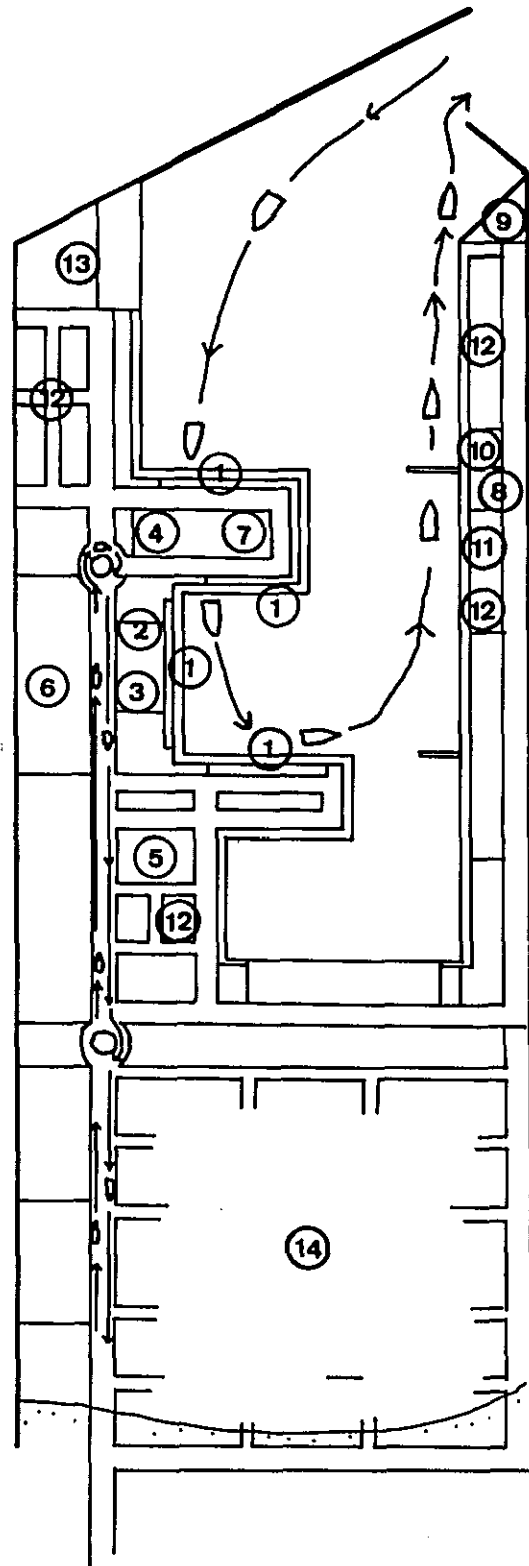
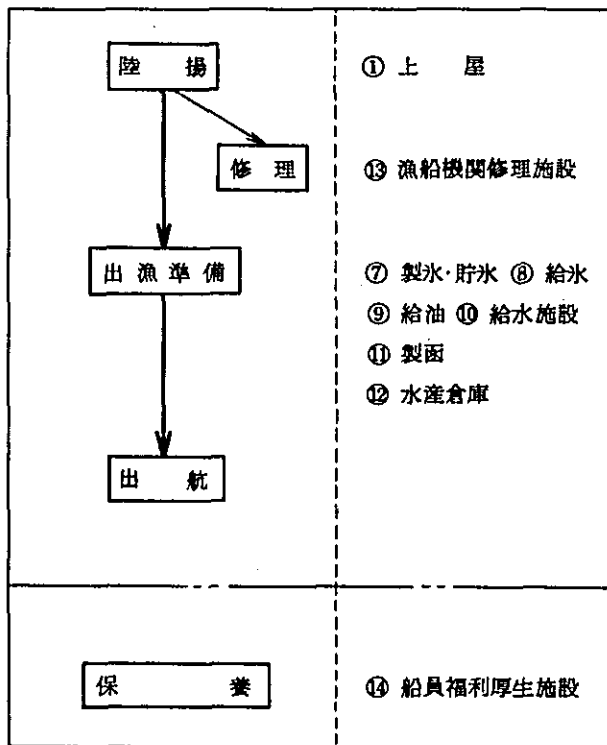


図-5 漁船の流れと機能施設



(注) ⑭は図-4、図-5の⑬と対応する。





## 第 7 章 その他の施設の計画

住宅、学校、オフィス、病院等漁港の基本施設、機能施設に含まれない施設の計画については、ジャカルタ漁港の整備が行なわれて漁港としての機能が十分発揮されてから、その際の状況に基づき考慮することが望ましいと考えられるので、現段階ではそれらに要する用地の確保にとどめることとする。

## 第8章 将来におけるジャカルタ漁港の発展 に対する配慮

近い将来において、インドネシアおよびジャカルタ市の発展に伴ないジャカルタ漁港を拡張整備する必要が当然考えられることから、その拡張地域としてジャカルタ漁港西側地域を予定し、計画平面図（図-2（折り込み））に点線で図示してある。この範囲は、最少限確保しておく必要があり、本計画も将来のこの拡張整備について、あらかじめ考慮しつつ各施設の配置を決定してある。

## 第9章 主要施設の構造設計

### 9-1 主要施設の構造設計にあたっての留意点

主要施設の構造設計にあたっては、下記の点に留意し、これを決定した。

- (1) 限られた工期内に工事完了が可能であること（5ヶ年）。
- (2) 地盤が軟弱であるので施設完成後に地盤沈下が生じるおそれが少なく、また、地盤変化に対応できるものであること。
- (3) 資材の安定的供給が可能であること。
- (4) 施工が容易で簡単な構造であること。
- (5) 建設費が比較的安いものであること。
- (6) 維持・補修が容易でかつその費用が安いものであること。

### 9-2 構造設計条件\*

#### (1) 潮 位

H.W.L : + 1.16 m      L.W.L : ± 0.0 m

#### (2) 波 浪

波向 : NW      波高 : 1.3 m      周期 : 7.3 sec

波向 : NE      波高 : 1.1 m      周期 : 5.4 sec

#### (3) 地 震

考慮しない。

#### (4) 天 端 高

係留施設

岸 壁 (大・中型船対象)      : + 2.0 m

物揚場 (小型船対象)      : + 1.5 m

外かく施設

西 防 波 堤      : + 3.0 m

東 防 波 堤      : + 2.5 m

西 護 岸      : + 2.5 m ~ + 3.5 m

東 護 岸      : + 2.0 m ~ + 2.5 m

#### (5) 船舶の接岸速度

50 cm/sec

#### (6) 船舶のけん引力

5.0 t

#### (7) 積 載 荷 重

等分布荷重      岸 壁 : 1.0 t/m<sup>2</sup>

物揚場： 0.5 t / m<sup>2</sup>

自動車荷重 TL-20

起重機荷重 考慮しない。

(8) エプロン巾員

W = 10.0 m

(9) エプロンおよび道路の舗装

エプロン : コンクリート舗装

道路 : アスファルト舗装

(10) 土質条件

基礎地盤 粘着力：C = 2.0 t / m<sup>2</sup>

\* 付録：計画地点付近の自然条件参照

### 9-3 主要施設の構造選定

前述9-2の条件に基づき、設計基準として日本の漁港構造物標準設計法を準用し、比較検討を行なった。この結果、決定した主要施設の一般図又は標準断面図を図-7～図14に示す。

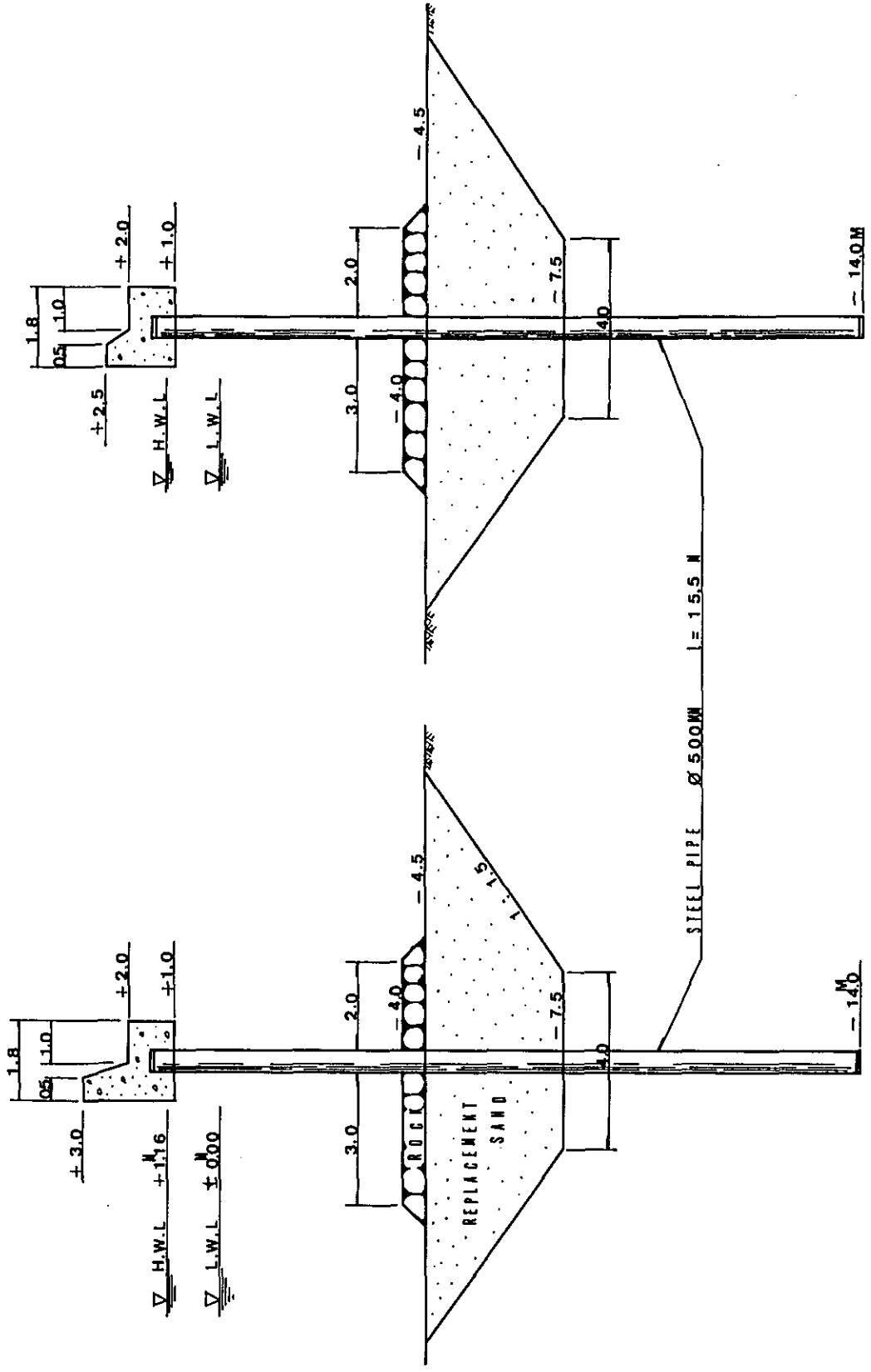
UNIT : M

# BREAK WATER

WEST-SIDE SECTION

EAST-SIDE SECTION

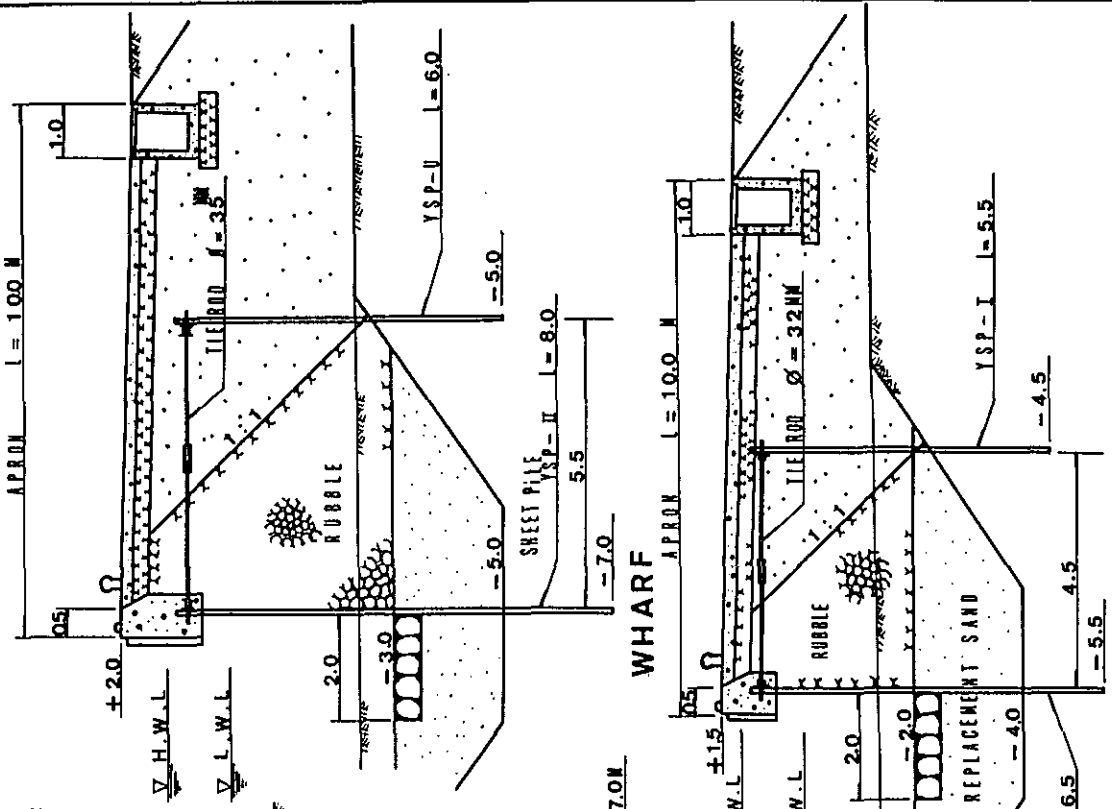
图-7



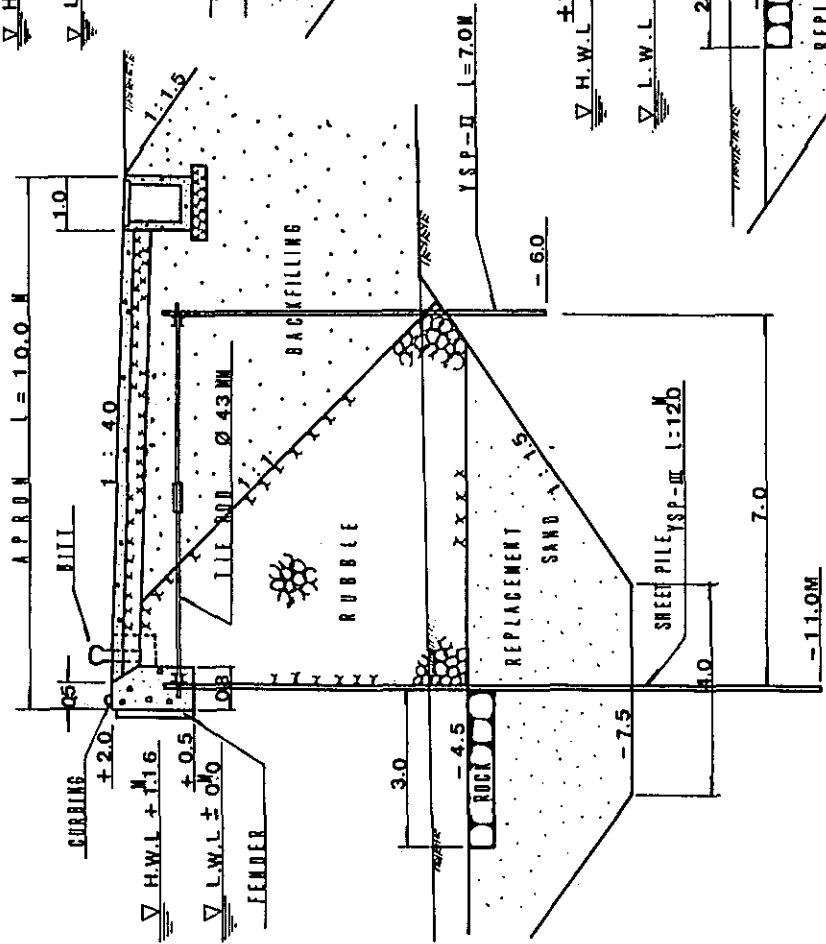
8 -

# QUAY WALL & WHARF

SECTION - B UNIT: M



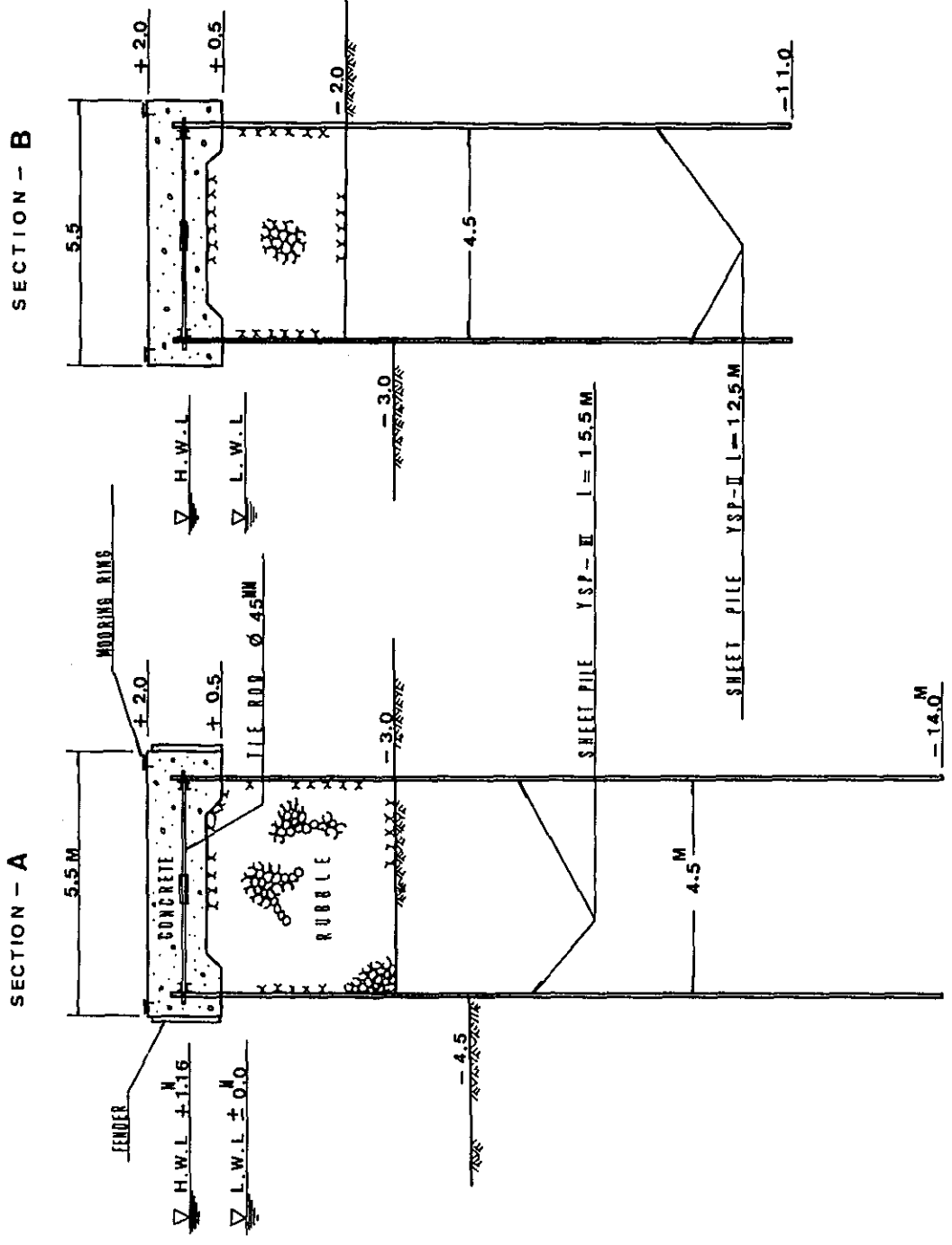
SECTION - A



UNIT : M

# J E T T Y

9 - 9





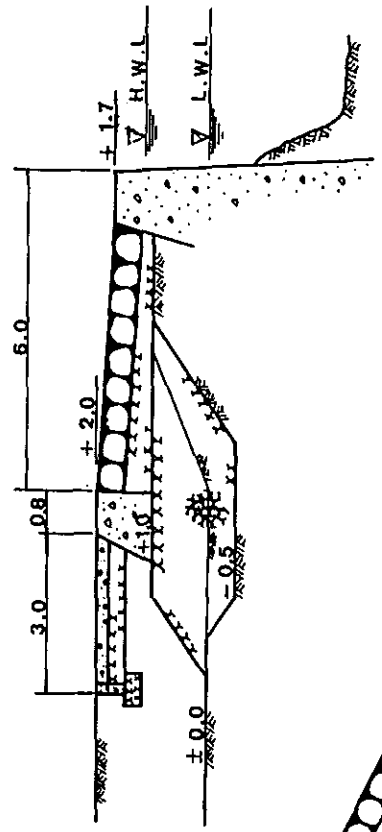


111

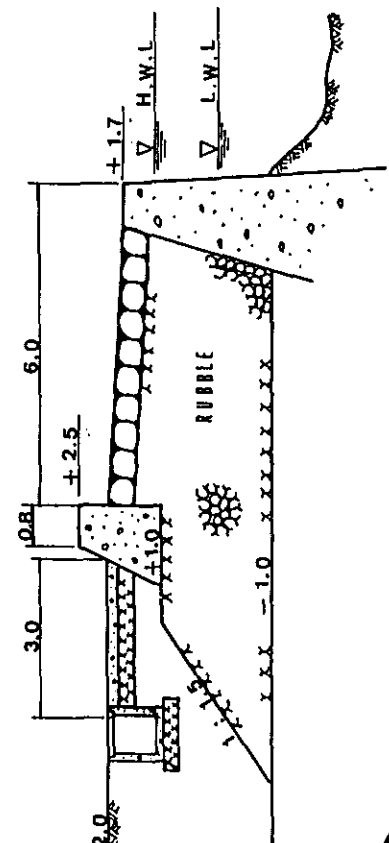
UNIT: M

# REVEMENT (EAST-SIDE)

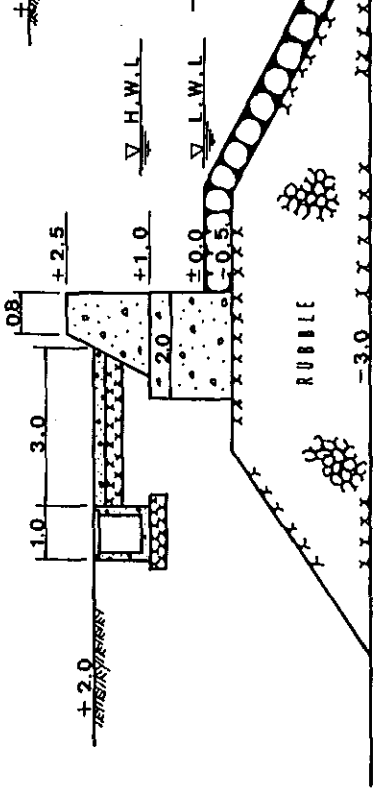
SECTION - A



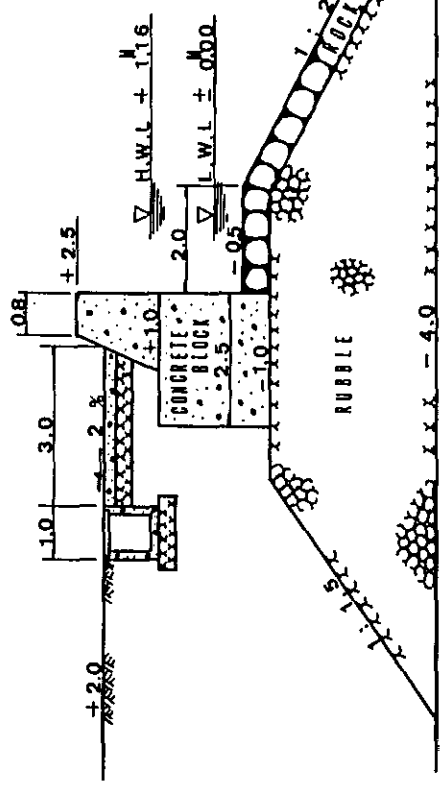
SECTION - B



SECTION - C



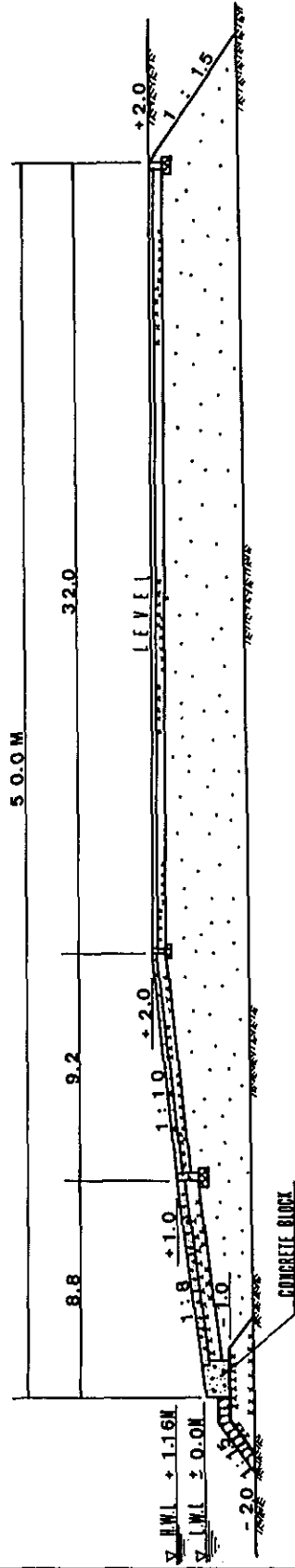
SECTION - D



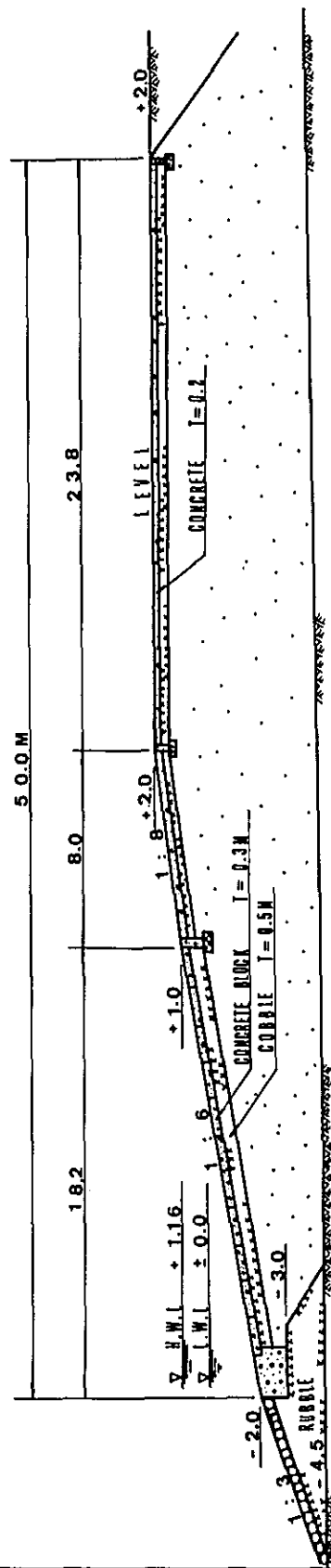
UNIT: M

# SLIP WAY

SECTION - A



SECTION - B

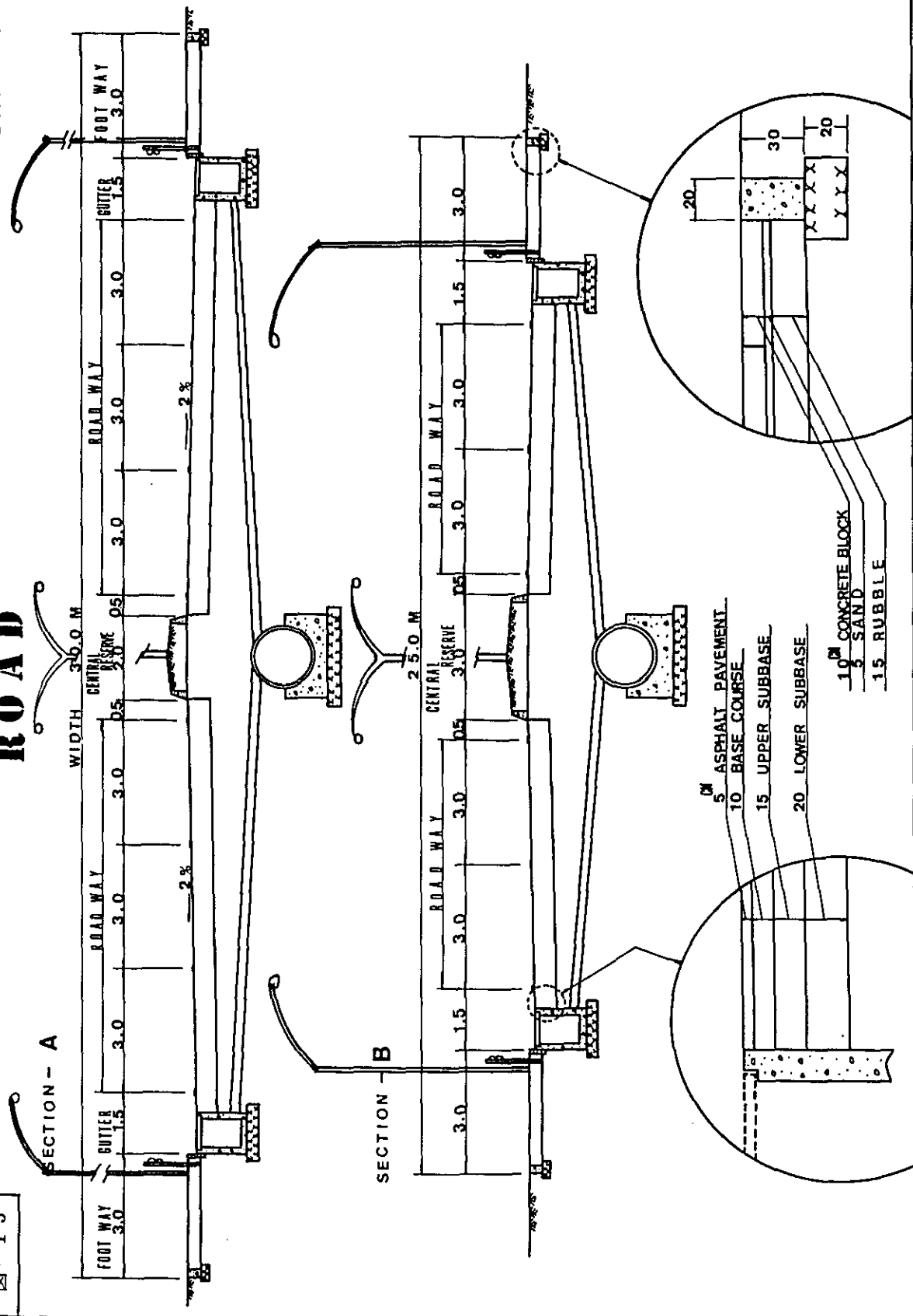


☒ - 1 2

UNIT : M

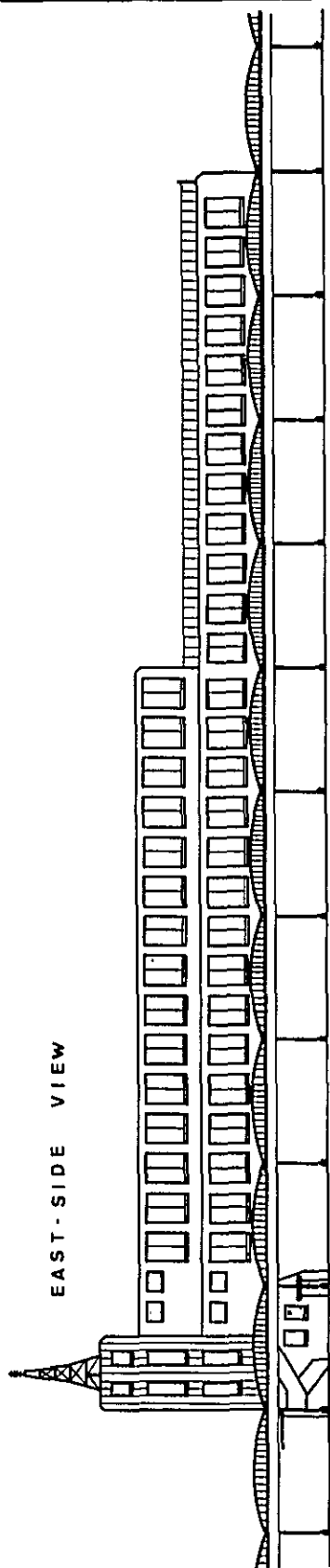
# ROAD

□ - 13

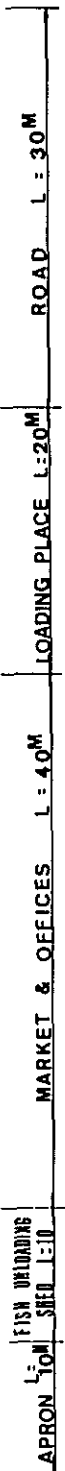
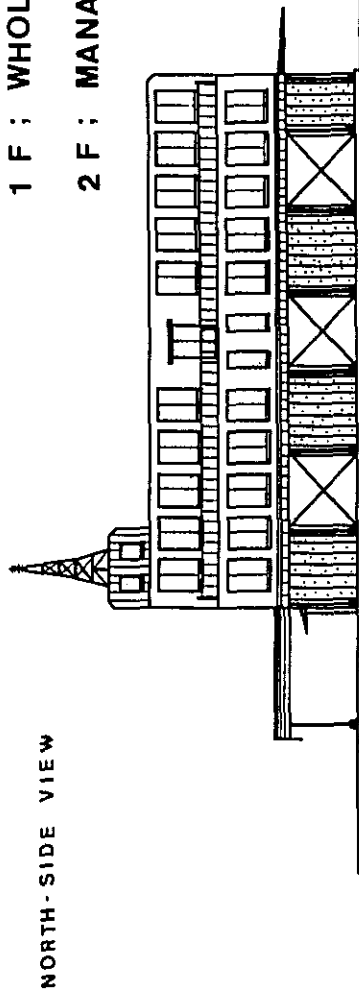


☒ - 1 4

# MARKET & OFFICES



GF ; WHOLESALE MARKET  
1 F ; WHOLESALERS' OFFICES  
2 F ; MANAGEMENT OFFICE



## 第10章 建設計画

### 10-1 工事計画

#### 10-1-1 計画概要

建設計画は、工事期間が5年であることから、それぞれの工種についてはできる限り短期間に施工可能なよう、また施設利用の緊要性および施設の有効利用の観点から、その施設が早期に使用可能なよう配慮した。

#### 10-1-2 建設のための作業員の確保および資材、機材の調達

一般にいて、未熟練作業員の確保は容易と考えられる。

コンクリート用骨材、栗石等の資材は工事予定地附近で豊富に調達出来るが、その他のものについては、輸入にたよる他ない。

##### (1) 労働力

建設にあたっての作業員(未熟練)はジャカルタ附近で容易に確保できると考えられるが、熟練作業員の確保は容易でないと思われる。

また、多くの建築工事が、市内で施工されているが、本工事のごとく港湾工事という特殊性を考えると本工事に従事する適当な経験を積んだ港湾工事技術者は現地では得がたいと考えられる。従ってかなりの港湾工事技術者を確保する必要がある。

##### (2) 建設資材

建設資材のうち主要な資材については以下の通りである。

###### ① 中詰栗石、裏込栗石、基礎栗石

ジャカルタ、チレボン間にあるカラウウング河附近から採取されるものをはじめ海上輸送による搬入可能な採石山もあつて現地で調達可能である。

###### ② コンクリート用砂、砂利

栗石同様調達可能である。

###### ③ 裏込土砂、置換土砂

土砂採取許可が得られれば、附近の海砂の採取が可能である。

###### ④ セメント

インドネシア国内では現在、3ヶ所でセメントが製造されており、さらに新工場建設の計画もあるが、需要に応じきれず、輸入にたよっている。本工事においては短期、大量の使用予定なので輸入品によることとする。

###### ⑤ 鋼管杭、鋼矢板、タイロット、鉄筋は輸入品によることとする。

###### ⑥ 型枠、仮設材

材木を材料とした場合は、国内で調達可能である。

###### ⑦ その他、特殊機材

ケーブル、電線、電気設備、運搬機械、冷蔵庫等々は輸入によることとする。

### (3) 建設機材

下記の主要機材はすべて国外より搬入することとする。

- ① グラブ式浚渫船（部分的には政府所有のものを利用する）
- ② ポンプ式浚渫船（部分的には政府所有のものを利用する）
- ③ 杭打船
- ④ 起重機船
- ⑤ 土運船
- ⑥ クローラクレーン
- ⑦ ダンプトラック
- ⑧ バッチャープラント
- ⑨ クラッシングプラント

### (4) 建設のための施設

#### ① 道 路

ジャカルタ市で現在市内から工事現場までの道路の整備を計画中であるが、現場内での仮設道路も工事着工と同時に考慮しなければならない。

#### ② 仮設事務所

工事着工と同時に、建設担当者の事務所、倉庫、資材置場、建設機材置場を建設する必要がある。漁港管理者のための住宅は、工事着工と同時に建設することとする。

#### ③ 水道、電気、電話等の各施設

工事着工までに市内から建設現場附近まで、市もしくは政府側で完成されるものとする。

## 10-2 工程計画及び各年次ごとの完成状況

工程計画は表-24の通りである。

各年次ごとの完成状況は図-15～図-17の通りである。

表 - 2 4

CONSTRUCTIONAL SCHEDULE

DESCRIPTION			QUANTITIES	1st YEAR	2nd YEAR	3rd YEAR	4th YEAR	5th YEAR
PRELIMINARY WORK			SUM	1				
BREAK	WEST SIDE	M	450					
	EAST SIDE	M	100					
WATER	WEST SIDE A(+0.5 <sup>M</sup> )	M	220					
	" B(-0.5 <sup>M</sup> )	M	350					
	" C(-1.5 <sup>M</sup> )	M	250					
	" D(-2.5 <sup>M</sup> )	M	300					
	" E(-3.5 <sup>M</sup> )	M	250					
REVEY	" F(-4.5 <sup>M</sup> )	M	270					
MENT	EAST SIDE A(+0.0 <sup>M</sup> )	M	330					
	" B(-1.0 <sup>M</sup> )	M	600					
	" C(-3.0 <sup>M</sup> )	M	300					
	" D(-4.0 <sup>M</sup> )	M	350					
SLIP	FOR LARGE SHIPS	M	160					
WAY	FOR SMALL SHIPS	M	230					
QUAY	WEST SIDE (-4.5 <sup>M</sup> )	M	400					
	EAST SIDE (-4.5 <sup>M</sup> )	M	390					
WALL	WEST SIDE (-3.0 <sup>M</sup> )	M	700					
	EAST SIDE (-3.0 <sup>M</sup> )	M	350					
WHARF	WEST SIDE (-2.0 <sup>M</sup> )	M	450					
	EAST SIDE (-2.0 <sup>M</sup> )	M	250					
JETTY	JETTY (-4.5 <sup>M</sup> )	M	60					
	JETTY (-3.0 <sup>M</sup> )	M	50					
RECLAMATION			M3	2,000,000				
ROAD WORK			M2	120,000				
FISH UNLOADING SHEDS			M2	6,800				
MACHINES FOR FISH UNLOADING			SUM	1				
WHOLESALE MARKET			M2	3,350				
MANAGEMENT OFFICE			M2	3,000				
PARKING AREA			M2	6,000				
FROZEN / COLD STORAGES			Ten	1,700				
PRIMARY FISH PROCESSING PLANT			SUM	1				
INSULATED TRUCKS			Nos	55				
INSULATED TRUCK TERMINAL			M2	2,750				
OUTFITTING FACILITIES	ICE MAKING PLANT	Ton	300					
	ICE STORAGE	Ton	1,200					
	FUEL SUPPLY	SUM	1					
	WATER SUPPLY	SUM	1					
	BOXES MAKINGFACTORY		1					
STORAGES			M2	2,000				
FISHING BOATS / ENGINES REPAIR FACILITY			SUM	1				
WELFARE FACILITY			M2	2,000				
NAVIGATION LIGHT BUOYS			SUM	1				
HOUSES FOR THE PORT MANAGEMENT OFFICERS			M2	3,600				



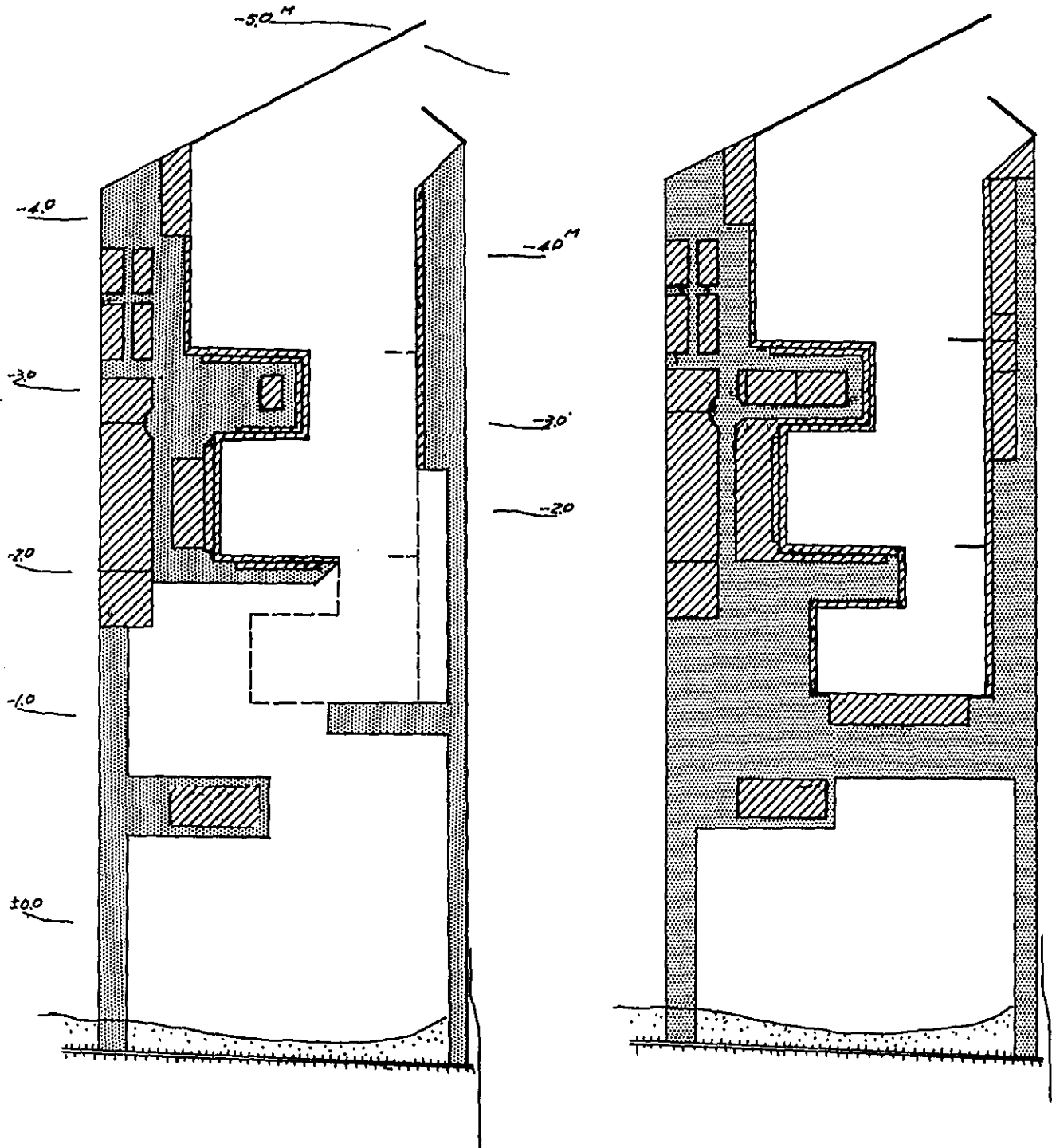


# YEARLY CONSTRUCTION PROCEDURE

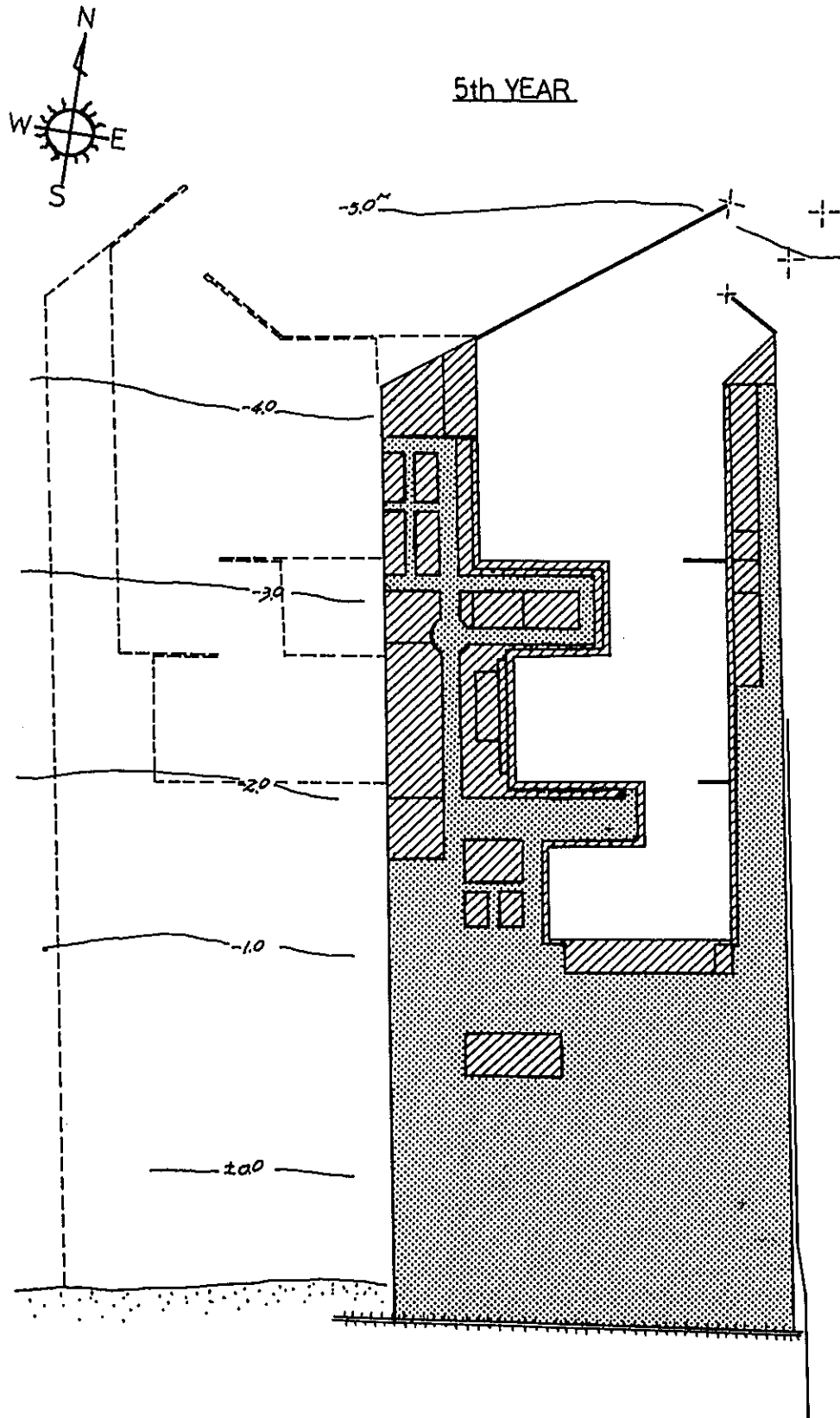


3rd YEAR

4th YEAR



# YEARLY CONSTRUCTION PROCEDURE



なお、この施工計画により事業が実施された場合の年次別利用可能区域は下記のとおりである。

第2年度末	20%	(-4.5 m水域の利用が可能)
第3年度末	50%	(-3.0 m水域の利用が可能)
第4年度末	80%	(-2.0 m水域の利用が可能)
第5年度末	100%	(全区域の完成)

### 10-3 積 算

建設費用の算出にあたっては、現地で確保可能な作業員、調達可能な資材等については出来る限りインドネシア国内において雇用、あるいは調達することとし、不可能もしくは著しく高価になると考えられるものについては海外の技術者の雇用、外国資材の輸入を考えて積算することにする。

現地で調達可能な資材、雇用可能な作業員の費用等については、政府発行の資料である「DAFTER HARGE SATUAN BAHAN BAGUNAN (BASIC PRICE)」及び「DAFTER HARGA SATUAN PEKERIAAN (UNIT PRICE)」の各資料を基準とし、なお市場での現勢を考慮した。

これによる積算結果は、表-25の通りである。

表 - 2 5 - 1

ESTIMATED CONSTRUCTION COST AND FOREIGN CURRENCY COMPONENTS (× 1000 R.P)

DESCRIPTION	QUANTITIES	UNIT	RATE (R.P)	TOTAL	TOTAL			
					FOREIGN	LOCAL		
PRELIMINARY WORK JETTY HOUSES E.	1	SUM		150000	60000	90000		
BREAK WATER  REVEMENT	WEST SIDE	450	M	1330	598500	522000	76500	
	EAST SIDE	100	M	1320	132000	116000	16000	
	WEST SIDE A(+0.5M)	220	M	185	40700	9020	31680	
	" B(-0.5M)	350	M	236	82600	19250	63350	
	" C(-1.5M)	250	M	321	80250	17500	62750	
	" D(-2.5M)	300	M	440	132000	26700	105300	
	" E(-3.5M)	250	M	566	141500	34000	107500	
	" F(-4.5M)	270	M	661	178470	42660	135810	
	EAST SIDE A(+0.0M)	330	M	69	22770	6600	16170	
	" B(-1.0M)	600	M	112	67200	20400	46800	
	" C(-3.0M)	300	M	224	67200	21300	45900	
	" D(-4.0M)	350	M	304	106400	34300	72100	
	SLIP WAY	FOR LARGE SHIPS	160	M	1306	208960	55360	153600
		FOR SMALL SHIPS	230	M	689	158470	42090	116380
QUAY WALL	WEST SIDE (-4.5M)	400	M	1687	674800	504400	170400	
	EAST SIDE (-4.5M)	390	M	1687	657930	491790	166140	
	WEST SIDE (-3.0M)	700	M	1334	933800	711200	222600	
	EAST SIDE (-3.0M)	350	M	1334	466900	355600	111300	
WHARF	WEST SIDE (-2.0M)	450	M	1210	544500	427500	117000	
	EAST SIDE (-2.0M)	250	M	1210	302500	237500	65000	
JETTY	FOR (-4.5M)	60	M	1550	93000	82500	10500	
	FOR (-3.0M)	50	M	1220	61000	53500	7500	
RECLAMATION WORK	2000000	M <sup>3</sup>	0.5	1000000	800000	200000		
ROAD WORK	120000	M <sup>2</sup>	3	360000	96000	264000		
FISH UNLOADING SHEDS	1	SUM		359500	18000	341500		
MACHINES FOR FISH UNLOADING	1	SUM		196700	167200	29500		
WHOLESALE MARKET	1	SUM		157900	7900	150000		
MANAGEMENT OFFICE	1	SUM		308600	15400	293200		
PARKING AREA	1	SUM		30000	600	24000		
FROZEN/COLD STORAGES	1	SUM		293040	266400	26640		
PRIMARY FISH PROCESSING PLANT	1	SUM		447100	134130	312970		
INSULATED TRUCKS	1	SUM		239600	157100	82500		
INSULATED TRUCK TERMINAL	1	SUM		13800	5520	8280		
OUT FITTING FACILITIES	ICE MAKING PLANT	1	SUM	642800	610660	32140		
	ICE STORAGE	1	SUM	85700	8570	77130		
	FUEL SUPPLY	1	SUM	23800	21420	2380		
	WATER SUPPLY	1	SUM	2800	1400	1400		
	BOXES MAKING FACTORY	1	SUM	5700	1140	4560		
STORAGES	1	SUM	42800	2140	40660			
FISHING BOATS/ENGINES REPAIR FACILITY	1	SUM		70500	28200	42300		
WELEARE FACILITY	1	SUM		188200	37640	150560		
NAVIGATION LIGHTS & BUOYS	1	SUM		80000	40000	40000		
HOUSES FOR THE PORT MANAGEMENT OFFICERS	1	SUM		180000		180000		
SUB TOTAL				10629990	6315990	4314000		
SUB TOTAL (× 100 U.S.\$)				(256144)	(152192)	(103952)		
CONTINGENCIES				1261998	1261998	-		
CONSULATUNT FEE				211350	211350	-		
TOTAL ESTIMATED CONSTRUCTION COST				12103338	7789338	4314000		
" " (× 100 U.S.\$)				(291647)	(187695)	(103952)		

表 - 25 - 2

## ESTIMATED CONSTRUCTION COSTS AND FOREIGN CURRENCY COMPONENT BY YEAR

DESCRIPTION		1st YEAR (1975)			2nd YEAR (1976)			3rd YEAR (1977)			4th YEAR (1978)			5th YEAR (1979)		
		TOTAL	FOREIGN	LOCAL	TOTAL	FOREIGN	LOCAL	TOTAL	FOREIGN	LOCAL	TOTAL	FOREIGN	LOCAL	TOTAL	FOREIGN	LOCAL
PRELIMINARY WORK	TEMPORARY ROAD, JETTY, HOUSES, ETC	150,000	60,000	90,000												
BREAK WATER	WEST SIDE	598,500	522,000	76,500												
	EAST SIDE	132,000	116,000	16,000												
REVETMENT	WEST SIDE A (+0.5 <sup>M</sup> )	40,700	9,020	31,680												
	" B (-0.5 <sup>M</sup> )	82,600	19,250	63,350												
	" C (-1.5 <sup>M</sup> )	80,250	17,500	62,750												
	" D (-2.5 <sup>M</sup> )	66,000	13,350	52,650	66,000	13,350	52,650									
	" E (-3.5 <sup>M</sup> )				141,500	34,000	107,500									
	" F (-4.5 <sup>M</sup> )				178,470	42,660	135,810									
	EAST SIDE A (±0.0 <sup>M</sup> )				22,770	6,600	16,170									
	" B (-1.0 <sup>M</sup> )							67,200	20,400	46,800						
	" C (-3.0 <sup>M</sup> )							67,200	21,300	45,900						
" D (-4.0 <sup>M</sup> )							106,400	34,300	72,100							
SLIP WAY	FOR LARGE SHIPS				208,960	55,360	153,600									
	FOR SMALL SHIPS							68,900	18,300	50,600	89,570	23,790	65,780			
QUAY WALL	WEST SIDE (-4.5 <sup>M</sup> )				674,800	504,400	170,400									
	EAST SIDE (-4.5 <sup>M</sup> )							657,930	491,790	166,140						
	WEST SIDE (-3.0 <sup>M</sup> )				466,900	355,600	111,300	466,900	355,600	111,300						
	EAST SIDE (-3.0 <sup>M</sup> )							133,400	101,600	31,800	333,500	254,000	79,500			
WHARF	WEST SIDE (-2.0 <sup>M</sup> )										544,500	427,500	117,000			
	EAST SIDE (-2.0 <sup>M</sup> )										302,500	237,500	65,000			
JETTY	FOR (-4.5 <sup>M</sup> )										93,000	82,500	10,500			
	FOR (-3.0 <sup>M</sup> )										61,000	53,500	7,500			
RECLAMTION WORK				300,000	240,000	60,000	300,000	240,000	60,000	400,000	320,000	80,000				
ROAD WORK		45,000	12,000	33,000	90,000	24,000	66,000	90,000	24,000	66,000	90,000	24,000	66,000	45,000	12,000	33,000
FISH UNLOADING SHEDS								359,500	18,000	341,500						
MACHINES FOR FISH UNLOADING											196,700	167,200	29,500			
WHOLESALE MARKET								157,900	7,900	150,000						
MANAGEMENT OFFICE								154,300	7,700	146,600	154,300	7,700	146,600			
PARKING AREA								30,000	6,000	24,000						
FROZEN/COLD STORAGES											293,040	266,400	26,640			
PRIMARY FISH PROCESSING PLANT														447,100	134,130	312,970
INSULATED TRUCKS								239,600	157,100	82,500						
INSULATED TRUCK TERMINAL								13,800	5,520	8,280						
ICE MAKING PLANT								214,800	204,500	10,300	428,000	406,160	21,840			
ICE STORAGE											85,700	8,570	77,130			
FUEL SUPPLY FOR FISHING BOAT											23,800	21,420	2,380			
WATER SUPPLY FACILITIES											2,800	1,400	1,400			
BOXES MAKING FACTORY											5,700	1,140	4,560			
STORAGES											42,800	2,140	40,660			
FISHING BOATS/ENGINES REPAIR FACILITY														70,500	28,200	42,300
WELFARE FACILITY														188,200	37,640	150,560
NAVIGATION LIGHTS & BUOYS														80,000	40,000	40,000
HOUSES FOR THE PORT MANAGEMENT OFFICERS		180,000		180,000												
SUB TOTAL		1,375,050	769,120	605,920	2,149,400	1,275,970	873,430	3,127,830	1,714,010	1,413,820	3,146,910	2,304,920	841,990	830,800	251,970	578,830
" " (x100 U.S.\$)		(33,134)	(18,533)	(14,600)	(51,793)	(30,746)	(21,047)	(75,369)	(41,301)	(34,068)	(75,829)	(55,540)	(20,289)	(20,019)	(6,072)	(13,948)

## 第III部 経済および財政分析





## 第Ⅲ部 経済及び財政分析

### 第1章 概 説

#### 1-1 一般

ジャカルタ漁港／魚市場整備計画の経済評価を行なうにあたっては、二つの異なる視点から検討しなければならない。

一つは議論の枠を西ジャワ全体にとり、ジャカルタ漁港／魚市場の建設が国家経済全体にとってどのような経済的価値をもたらすかを検討することである。これは国民経済的分析である。他の一つはジャカルタ漁港／魚市場の経営主体に議論を限定し経営が成立つか否かを検討することである。これは漁港／魚市場の財政（経営）問題である。この二つは概念的に全く別個であって、分析方法も異なり、同じレベルで論ずることはできない。

従って本報告書においては国民経済的分析と財政分析とをそれぞれ別個に論ずることとした。

このような分析の結果、ジャカルタ漁港／魚市場整備は、多大の経済効果をもたらし、投資する価値は充分あるが、一般的な、漁港／魚市場管理組織による独立採算方式による漁港／魚市場経営を行なうことは財政的に困難であることが判明した。即ち広大な漁港用地造成と大規模な防波堤建設のため多額の投資を必要とするので、全額借入金により建設を行い、運営する場合には、借入金の償還及び利子の支払いが困難であり、企業として成立することは不可能である。

そこで、現況に即し、別な観点からその評価を行なうこととし、漁港基本施設部分の投資に対して助成金を交付した場合、どの程度漁港／魚市場財政が改善されるかについて考察することとした。

#### 1-2 計量分析の方法

##### 1-2-1 国民経済的分析

本プロジェクトがインフラストラクチャーという公共性に鑑み、分析方法は開発プロジェクト経済評価の一般的手法である費用便益分析（Cost-Benefit Analysis）を用いる。

##### (1) 費用便益比率（Cost - Benefit Ratio）

$$Bo/Co = \frac{\sum_{i=1}^n \frac{Bi}{(1+r)^i}}{\sum_{i=1}^n \frac{Ci}{(1+r)^i}}$$

Bo, Co : 着工前年度の便益と費用

Bi, Ci : 着工 i 年の便益と費用

r : 割引率 (discount rate)

n : 検討期間

毎年の便益と費用を現在価値で割引いたときの B/C Ratio は毎年の便益 Bi と費用 Ci, 割引率 r と検討期間 n を与えると一義的に定まる。

(3) 内部収益率 ( Internal Rate of Return )

$$P_v = \sum_{i=1}^n \frac{B_i - C_i}{(1+r)^i}$$

$P_v$  : 着工前年度のプロジェクトの現在価値  
 $B_i, C_i$  : 着工  $i$  年の便益と費用  
 $r$  : 割引率  
 $n$  : 検討期間

内部収益率を IRR とすると IRR は現在価値  $P_v = 0$  ならしめる割引率と定義される。IRR は予め割引率を定めなくとも、当該プロジェクトの投資効率 ( 相対的優先度 ) を決定できるので、IRR の算定のみで充分であるがインドネシア国の開発プロジェクトに対する利子 ( 資本の機会費用 ) が 12 % と定められているので、割引率 12 % の場合の B/C Ratio も参考のため算出する。

検討期間は当該施設の経済的耐用年数を考慮して 1975 年から 2004 年に至る 30 年 ( 工事完了後 25 年 ) とした。

なお将来における価格変動は予測の範囲をこえるので、費用価額及び便益価額はすべて不変価格であり、インフレーションの価格水準への変動は仮定しない。

1-2-2 財政分析

ジャカルタ漁港 / 魚市場の経営主体に限定した財政分析においても国民経済的分析で用いる費用便益分析手法は採用可能であるが、本プロジェクトは公共性が強いので、漁港 / 魚市場の収益は低いものである。又マクロ分析と異なり支払利息、減価償却を考慮する必要もあるので費用便益分析は現実的でない。このためここでは推定財務諸表 ( 推定便益予想及び資金運用計画 ) も採用して考察することとする。

## 第2章 国民経済的分析

### 2-1 費用の算定

#### 2-1-1 漁港/魚市場建設費

漁港/魚市場建設費は工事費、コンサルタント費及び予備費の合計で示される。その年度別、外貨、内貨別内訳は表26のとおりである。コンサルタント費は建設関係に初年度、第2年度にそれぞれ7名分、運営関係に第3年度に3名分（いずれも年間1人当り3万米ドル）を計上した。予備費は工事費外貨分の20%でインドネシアの平価事情を考慮して計上した。なお、費用便益分析の性格上、工事期間中の建設利息は含めていない。

表-26 ジャカルタ漁港/魚市場建設関係投資額内訳

単位：1,000 Rp  
(US1,000\$)

年度	工 事 費			コンサル タント費	予 備 費	合 計		
	計	外 貨	内 貨			計	外 貨	内 貨
1975	1,375,050 (3,313)	769,120 (1,853)	605,930 (1,460)	87,000 (210)	153,824 (371)	1,615,874 (3,894)	1,009,944 (2,434)	605,930 (1,460)
1976	2,149,400 (5,179)	1,275,970 (3,075)	873,430 (2,104)	87,000 (209)	255,194 (615)	2,491,594 (6,003)	1,618,164 (3,899)	873,430 (2,104)
1977	3,127,830 (7,537)	1,714,010 (4,130)	1,413,820 (3,407)	37,350 (90)	342,802 (826)	3,507,982 (8,453)	2,094,162 (5,046)	1,413,820 (3,407)
1978	3,146,910 (7,583)	2,304,920 (5,554)	841,990 (2,029)	- (-)	460,984 (1,111)	3,607,894 (8,694)	2,765,904 (6,665)	841,990 (2,029)
1979	830,800 (2,002)	251,970 (607)	578,830 (1,395)	- (-)	49,194 (118)	879,994 (2,120)	301,164 (725)	578,830 (1,395)
計	10,629,990 (25,614)	6,315,990 (15,219)	4,314,000 (10,395)	211,350 (509)	1,261,998 (3,041)	12,103,338 (29,164)	7,789,338 (18,769)	4,314,000 (10,395)

- (注) (1) コンサルタント費及び予備費は外貨とする。  
(2) 為替レート of 換算率：415Rp = US1\$

#### 2-1-2 維持管理費

年間維持管理費は、1980年以降は上記建設費(1)の2%を見込み計上した。1977～79年の期間は施設の一部完成による利用度合に応じて計上した。

#### 2-1-3 施設更新費

上物施設（道路等舗装含む）はそれぞれの耐用年数で更新するものとし、検討期間中に再投資を必要とするものを該当年次に計上した。なお施設別の耐用年数は表-27のとおりとする。

又、当該プロジェクトサイトへ通ずるアクセス道路は別途整備計画にあり、1975年に

ジャカルタ市が建設する予定であるのでその建設費用は計上していない。

表-27 施設耐用年数一覧表

耐用年数	施設種類
5～10年	荷役機器, 保冷車(5年); 漁船仕込及び修理施設(10年)
15年	製氷, 冷蔵, 保管施設, 加工施設
20年	駐車場及び道路(舗装)
25年	陸揚上屋, 卸売場, 管理事務所, 福利厚生施設, 管理人住宅

## 2-2 便益の算定

### 2-2-1 ジャカルタ漁港/魚市場整備による主な効果

- (1) 漁港混雑緩和による漁船入出港時間の短縮。
- (2) 漁船操業度の増大による漁獲量増加。
- (3) 荷捌の迅速化と安価な氷の供給による鮮度保持効果。
- (4) 近代的かつ大規模漁港整備により漁船の動力化及び大型化が可能となる。
- (5) 塩干魚から鮮魚生産への転換による漁民所得の増大。
- (6) ジャカルタ市民及びその後背地住民への安価で新鮮な動物蛋白の円滑なる供給。
- (7) 流通機構の改善による流通経費(特に中間マージン)の低減と消費者価格の安定。
- (8) 近代的水産物流通加工施設の整備による雇用増加。
- (9) 加工等関連産業発展の波及効果。
- (10) 環境整備による悪臭等の除去。
- (11) 西ジャワにおける水産物の中核流通基地。国内におけるモデルフィッシュセンター。

これらジャカルタ新漁港, 魚市場の整備による経済効果は, 直接便益, 間接便益, 波及および誘発効果等多岐に亘り, 又その受益者は漁業生産者, 消費者のみならず国民経済全体に及ぶものも多い。しかし本分析では定量的に計測可能な直接便益として次の四つに限定することとした。

- (1) 漁港混雑緩和による漁船陸揚げ, 出漁準備等および入出港時間の短縮便益。
- (2) 漁船操業度の増大による漁獲量の増加。
- (3) 氷及び保冷車使用による鮮度維持効果。
- (4) 塩干魚生産から鮮魚生産への転換による漁民所得の増大。

### 2-2-2 便益の計測

#### (1) 混雑緩和による漁港入出時間の短縮便益

当該プロジェクトサイトに隣接し, ジャカルタ市の中核的漁業基地である現在のパサール・イカン港は延長約3 Kmに及ぶ狭隘な運河を通過しなければならず, 木材等一般貨物を

陸揚げする大小の帆船の増加により混雑度合は極めて著しい状況にある。この為最近における漁船の入出港所要時間は漁船の種類，規模，及び時期等により変動はあるが，1～3トンクラスで1～3日，3トン以上では2～5日かかっている。新漁港完了后（工事着工后3年次より一部利用可能）は，大規模な岸壁と近代的陸揚荷役設備によりいずれの漁船も1～2日で入出港できるようになり，少なくとも平均1日が短縮可能となる。

したがって新漁港を建設しない場合と比較すれば利用漁船1隻当り表-28の係留1日分の所要経費が節減になる。

表-28 1日当り漁船所要経費

漁船規模	労務費	食料費	漁船維持費	計
1～3トン	2～3人×400Rp =800～1,200Rp	2～3人×200Rp =400～600Rp	50～100Rp	平均1,500Rp
3トン以上	4～5人×400Rp =1,600～2,000Rp	4～5人×200Rp =800～1,000Rp	100～150Rp	最低2,500Rp

この入出港時間の短縮による経費節減の便益年額は次の算式によって算定される。

$$B = A\alpha(T_0 - T_i) + A\beta(T_0 - T_i) + \frac{1}{2}A\gamma(T_0 - T_i)$$

$T_0$  : 本漁港着工前の入出港所要時間

$T_i$  : 本漁港完了後の "

$\alpha$  : 通常漁船入港延隻数       $\beta$  : 転換漁船入港延隻数

$\gamma$  : 発生漁船入港延隻数

$A$  : 1日当りの価値額（経費節減額）

ジャカルタ漁港利用の年次別漁船延入港隻数は第Ⅱ部2章の表-16の「ジャカルタ漁港における漁船勢力の年次別推移」および表-15〔注〕建設中の漁港/魚市場の利用割合から年次別利用隻数の推移を表-29の通り算定し，これに基づき表-30のように推定した。この年次別漁船延入港隻数を正確には上記算式のとおり通常，転換，発生漁船延隻数に区分しなければならないが，通常漁船隻数は現在のバサール・イカン港の収容能力，混雑度合からみて現在の隻数が限度であること，転換漁船隻数は，カリバル，カマール等のジャカルタ市内に位置するバサール・イカン港以外の漁港から新漁港建設に伴って転換してくるものであるが，主に小型船でその隻数も限定されることから，全部発生漁船隻数とみて表-31のとおり便益年額は $\frac{1}{2}$ を乗じて算出した。

発生漁船延隻数に $\frac{1}{2}$ を乗じるのは，漁船数の増加や年間航海数の増加は，新船建造の増加，動力化による操業度の増大（生産性増大）等，新漁港建設だけに帰属しない要因を考慮し，その要因分を50%見込んだからである。

表-29 ジャカルタ漁港利用年間延入港隻数及び1日当り延入港隻数

漁船(種類・規模)	年次	1977		1978		1979		1980		1981		1982		1983	
		回	隻	回	隻	回	隻	回	隻	回	隻	回	隻	回	隻
釣り, はえなわ	船外機	139	8,427	158	24,016	176	42,768	215	65,360	248	91,264	275	122,375	300	159,000
			23		66		117		179		250		335		436
刺網, 敷網	3~5 トン	92	7,820	105	22,365	118	40,238	143	60,918	165	74,415	184	87,584	200	100,800
			21		61		110		167		204		240		276
	5~10 "	92	2,576	105	7,350	118	13,098	143	19,877	165	23,925	184	27,416	200	30,800
			7		20		36		54		66		75		84
むろ網	17 "	115	460	131	1,179	147	2,058	148	2,664	206	3,708	230	4,140	250	4,500
			1		3		6		7		10		11		12
まき網	3.5 "	92	92	105	210	118	236	143	429	165	330	184	184	200	-
			1		1		1		1		1		1		-
	10~30 "	58	174	66	462	73	803	90	1,260	103	1,648	115	2,070	125	2,500
			1		1		2		3		5		6		7
底びき網	20~30 "	66	990	75	2,775	84	4,872	102	7,446	118	9,086	131	10,742	143	12,584
			3		8		13		20		25		29		34
大型漁船	50~100 "					9	14	9	36	10	60	11	81	12	120
							1		1		1		1		1
	100~200 "					4	4	4	8	5	15	6	24	6	30
							1		1		1		1		1
	200~300 "					2	2	3	3	3	3	4	4	4	4
							1		1		1		1		1
小計	年間延入港隻数 1日当りの 入港隻数		20,591		58,357		104,091		158,001		204,454		254,627		310,338
			57		160		288		434		564		700		852
鮮魚運搬船	30 "		156		364		520		676		780		936		1,092
			0.4		1.0		1.4		1.9		2.1		2.6		3.0
塩干魚運搬船	100 "		(64		(148		(222		(296		(333		(333		(370
			52		156		260		312		364		364		364
	40 "		0.3		0.8		1.3		1.7		1.9		1.9		2.0
合計	年間延入港隻数 1日当りの 入港隻数		20,863		59,025		105,093		159,285		205,931		256,260		312,164
			58		162		291		438		568		704		857

(注) (1) 上段: 年間延入港隻数(各年漁船数×1983年年間航海数×各年生産性係数)  
 下段: 1日当りの入港隻数(年間延入港隻数÷365日)  
 (2) 1983年以降は1983年と同じとする。

なお1983年以降は新漁港の理想的収容能力からみてこれ以上利用漁船隻数は増加せず、1983年以降の漁船勢力の増加分は他漁港を利用するものとする。

又、現在のバサル・イカン港で陸揚げし、魚市場で販売する場合、人力による陸揚げ荷役作業の為、最高800Rpの運賃等の経費を支払っているが新漁港を建設した場合この経費も節減できることとなるが、本分析では省略してある。

表-30 ジャカルタ漁港利用の年次別漁船隻数の推移(1977~1983年)

漁船(種類・規模)		年次						
		1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983
釣り, はえなわ	1トン未満 (船外機)	61	152	243	304	368	445	530
刺網, 敷網	3~5トン	85	213	341	426	451	476	504
	5~10 "	28	70	111	139	145	149	154
むろ網	17 "	4	9	14	18	18	18	18
まき網	3.5 "	1	2	2	3	2	1	-
	10~30 "	3	7	11	14	16	18	20
底引網	20~30 "	15	37	58	73	77	82	88
小計①		197	490	780	977	1,077	1,189	1,314
大型漁船	50~100トン	-	-	2	4	6	8	10
(まぐろはえなわ かつお一本釣り エビトロール)	100~200 "	-	-	1	2	3	4	5
	200~300 "	-	-	1	1	1	1	1
小計②		-	-	4	7	10	13	16
鮮魚運搬船	30トン	3	7	10	13	15	18	21
塩干魚運搬船	100 "	2	4	6	8	9	9	10
	40 "	1	3	5	6	7	7	7
小計③		3	7	11	14	16	16	17
合計①+②+③		203	504	805	1,011	1,118	1,236	1,368

(注) (1) 1983年以降は1983年の漁船隻数と同じとする。

表-31 漁船入出港時間の短縮便益

年次	新漁港利用 の延漁船隻数	うち小型漁船 (3トン以下)・(A)	うち中大型漁船 (3トン以上)・(B)	便益額(1) (A)×1,500Rp	便益額(2) (B)×2,500Rp	粗便益額 (C)=(1)+(2)	純便益額 (D)=(C)×50%
1977	20,860隻	8,480隻	12,380隻	12百万Rp	31百万Rp	43百万Rp	21百万Rp
1978	59,020	24,010	35,010	36	92	128	64
1979	105,090	42,770	62,320	64	156	220	110
1980	159,280	65,360	93,920	98	234	332	166
1981	205,930	91,260	114,670	137	286	423	212
1982	256,260	122,370	133,890	183	334	517	258
1983	312,160	159,000	153,160	283	383	621	310

(注) (1) 運搬船を含む。

(2) 1983年以降は1983年と同じとする。

(2) 漁船操業度の増大による漁獲量増加

この便益は、(1)漁港入出港時間の短縮と、(2)大規模な防波堤の建設による荒天時の出漁が可能となる。の2つの直接的要因から、操業度の増大による漁獲量増加によってもたらされる。

操業度増大による漁獲増の便益年額は次の算式によって算定される。

$$B = \alpha a (B - A) P + \beta a (B - A) P + \frac{1}{2} r a (B - A) P$$

- a : 最近の1航海平均漁獲量
- A : 本漁港着工前における年平均航海数
- B : 本漁港完了後における "
- $\alpha$  : 通常漁船数                       $\beta$  : 転換漁船数
- r : 発生漁船数
- P : 最近の平均魚価

最近の1航海平均漁獲量、年平均航海数、及び平均魚価については、ジャカルタ市の資料及び実態調査に基づき、現在及び将来の主要漁業である釣、延縄漁船(1~3トン)、刺網、敷網漁船(3~5トン)について調査した結果、それぞれ110Kg、90回、120Rpと推定した。

新漁港が建設された場合の年平均航海数は最低をとって150回としても、60回は増加するものと想定される。したがって漁船1隻当りの便益額は

$$110\text{Kg} \times 60\text{回} \times 120\text{Rp} = 792\text{千Rp} \text{ となる。}$$

1977年以降新漁港を利用する漁船勢力を通常、転換、発生漁船と区分して上記算式に投入すれば、年次別の便益額が得られるが、(1)の漁港入出港時間の短縮便益の算定と同様の理由から全部発生漁船と見做して表-32のとおり便益年額は $\frac{1}{2}$ を乗じて算定した。

なお、漁船1隻当りの便益額は、正確には漁業種類、漁船規模及び生産性係数により年次別にそれぞれ推計する必要があるが、計算の簡便化のため省略した。

表-32 操業度の増大による漁獲増の便益

年次	漁船隻数(A)	漁船1隻当り便益額(B)	粗便益額(C)=(A)×(B)	純便益額(D)=(C)×50%
1977	197	792千Rp	156百万Rp	78百万Rp
1978	490	"	388	194
1979	780	"	617	308
1980	977	"	773	386
1981	1,077	"	852	426
1982	1,189	"	941	470
1983	1,314	"	1,040	520

(注) (1) 鮮魚及び塩干魚運搬船は除外。  
 (2) 1983年以降は1983年と同じ。



(3) 氷及び保冷車使用による鮮度維持効果

ジャカルタ市及び西ジャワにおける水産物の消費形態は、鮮魚需要が強いにもかかわらず、気候的条件や氷供給の不足等によって塩干魚主体の現状である。新漁港に製氷施設を建設し、保冷車を設置することにより、鮮魚生産が増加すると同時にその鮮度が維持されることとする。

氷及び保冷車使用による鮮度維持効果は次の算式によって算定される。

$$B = \frac{1}{2} \alpha (P_i - P_o) - F$$

$P_i$  : 氷及び保冷車を使用している場合の鮮魚価格

$P_o$  : 氷及び保冷車を使用していない場合の鮮魚価格

$\alpha$  : 鮮魚取扱増加量（陸送鮮魚及び淡水魚を含む）

$F$  : 氷の購入価格及び保冷車の維持費

最近のジャカルタ市の調査によれば、大衆魚の主要5種（鮮魚）の等級別（主として鮮魚別）卸売価格は、1Kg当り1等172Rp, 2等134Rp, 3等92Rpである。（1973年11月調査資料）

氷および保冷車使用の増加により、鮮度維持が可能となり少くとも1～2等の中間価格で魚市場における販売ができるものとすれば、

$$153Rp - 120Rp \text{ (最近1ケ年の平均鮮魚々価)} = 33Rp$$

$$33Rp - 8Rp \text{ (氷のKg当り単価, 保冷車の維持費)} = 25Rp$$

のKg当り便益額となる。

単位当りの便益額に鮮魚の市場取扱増加量を乗じて年次別の便益額が得られるが、市場取扱量の増加は漁船数の増加や操業度の増大による要因も大きいので、 $\frac{1}{2}$ を乗じたものを純便益額として算定した。（表-33）

なお、年次別鮮魚市場取扱増加量は、ジャカルタ市における現在の鮮魚消費の割合が10%程度であるので、1977年以降の新魚市場の鮮魚取扱量からこの割合を差引いたものとした。

表-33 氷および保冷車使用による鮮度・保持効果

年次	新魚市場鮮魚取扱量					鮮魚増加量 (A)	便益額 (B)=(A)×25Rp	純便益額 (C)=(B)×50%
	漁船漁業 トン	鮮魚運搬船 トン	陸送鮮魚 トン	淡水鮮魚 トン	計 トン			
1977	6,061	2,362	—	700	9,123	8,210	204	102
1978	15,153	5,905	3,950	1,750	26,748	24,073	600	300
1979	23,916	9,078	6,100	2,800	41,894	37,704	942	471
1980	31,237	11,809	7,900	3,500	54,446	49,001	1,224	612
1981	38,558	14,540	9,700	3,500	66,498	59,848	1,496	748
1982	45,829	17,271	11,500	3,500	78,100	70,290	1,756	878
1983	53,200	20,000	13,300	3,500	90,000	81,000	2,024	1,012

(注) 1983年以降は1983年と同じとする。

(4) 塩干魚生産から鮮魚生産への転換による漁民所得の増大

先に述べたようにジャカルタ及びその周辺の水産物の取引形態は塩干魚が主体である。塩干魚の価格は鮮魚に比較するとかなり割安となっており塩干魚生産から鮮魚生産に転換することによって漁民所得の増大が期待される。

鮮魚生産への転換に伴う漁民所得増大の便益年額は次の算式により算定される。

$$B = \frac{1}{3} \alpha (K_i - K_o) + \alpha A$$

$K_i$  : 鮮魚の平均価格

$K_o$  : 塩干魚の平均価格

$\alpha$  : 鮮魚陸揚増加量

$A$  : 塩干魚加工費

最近のジャカルタ市の調査によれば、塩干魚の平均価格はKg当り100Rp(1973年10～12月の平均価格—1974年1月の統計資料)で、一方鮮魚平均価格は120Rp(1973年度バサール・イカンの基礎統計)である。又塩干魚の加工費は、魚種、加工方法によりバラツキはあるが、最低20Rp/Kg程度と想定される。したがって単位当りの便益額は、

$$120Rp - 100Rp + 20Rp = 40Rp$$

である。単位当りの便益額に(3)で推定した鮮魚の市場取扱増加量から淡水魚の取扱量を差引いた鮮魚陸揚増加量を乗じることにより1977年以降の便益年額が得られるが、鮮魚生産への転換は、新漁港建設による要因の他、新船建造による漁船勢力の増加、新漁撈技術の導入による生産性の増加や操業度の増大および漁港における氷の安定供給等の要因によるところが大きいので、これに $\frac{1}{3}$ を乗じたものを純便益額とした。(表-34)

表-34 塩干魚から鮮魚生産への転換による漁民所得増大便益

年次	漁船鮮魚陸揚量 (A) トン	鮮魚運搬船陸揚量 (B) トン	鮮魚陸揚量(C) (A+B) トン	鮮魚陸揚増加量(D) (C)×90% トン	純便益額 (D)×40Rp× $\frac{1}{3}$ 百万Rp
1977	6,061	2,362	8,423	7,580	85
1978	15,153	5,905	21,058	18,952	240
1979	23,916	9,078	32,954	29,695	386
1980	31,237	11,809	43,046	38,741	503
1981	38,558	14,540	53,098	47,786	621
1982	45,829	17,271	63,100	56,789	738
1983	53,200	20,000	73,200	65,880	856

### 2-3 国民経済的分析

以上の費用及び便益の算定にもとづく計量分析の結果は表-35のとおり、検討期間30年間における費用と便益を等しくする内部収益率（IRR）は14.5%であり、又割引率12%の場合の費用便益比（B/C Ratio）は1.17である。

インドネシア国では、一般に公共性の強いプロジェクトの場合、内部収益率が10%以上であればフィージブルと認められているが、ジャカルタ漁港／魚市場整備事業計画は14.5%であるので妥当なプロジェクトと考えられる。

さらに本計量分析での便益は、主として漁業者に及ぼす効果に限定したが、このほかに先に列挙したように、ジャカルタ市民の食生活の向上、水産物流通機構の近代化、関連産業の発展、雇用機会の増大等、費用便益分析手法では計測不可能な社会経済的效果も極めて大きいものがある。即ち増加する人口に対応して、蛋白食料を安定的に確保するためには水産物の生産および消費の量的、質的拡大を計ることが必要である。その具体的施策として漁船の大型化、動力化等の漁業振興策による漁業生産力の強化と同時に漁業の生産と消費とを結びつける近代的漁港／魚市場の整備が併行して進められなければならない。

このように、あるプロジェクトが国民経済的にいかなる価値をもたらすかを考察するマクロ分析の場合は、国家の基本的な政策に関連を持ち、それから導入されるそれぞれの数多くの計画と関連を持っていることから、それらの計画の具体化をできる限り確認しつつ作業を行なう必要があるので、広い視野に立った総合的評価がなされなければならないと考えられる。

表-35 ジャカルタ漁港, 魚市場の国民経済的分析 (US 1\$ = 415Rp = 300円)

単位: 百万Rp

year	(1) 投資費用	(2) 維持管理費用	(3)=(1)+(2) 費用合計	(4) 入出港時間 短縮便益	(5) 操業度の増 大の便益	(6) 鮮度維持 効果	(7) 埠干船から鮮魚 出荷への転換	(8)=(4)+(5)+(6)+(7) 便益合計	(9)=(8)-(3) 純便益	(10) 費用(12% discounted)	(11) 便益(12% discounted)	(12) 純便益(14% discounted)	(13) 純便益(15% discounted)
1975	1,615		1,615						-1,615	1,441		-1,416	-1,404
1976	2,492		2,492						-2,492	1,986		-1,917	-1,884
1977	3,508	20	3,528	21	78	102	85	286	-3,242	2,511	203	-2,188	-2,131
1978	3,607	67	3,674	64	194	300	240	798	-2,876	2,311	507	-1,702	-1,644
1979	880	112	992	110	308	471	386	1,275	283	562	723	146	140
1980		242	242	166	386	612	503	1,667	1,425	1,222	844	658	624
1981		242	242	212	424	748	621	2,005	1,763	1,099	906	704	662
1982	437	242	679	258	470	875	738	2,341	1,662	274	945	582	543
1983		242	242	310	520	1,012	856	2,698	2,456	87	972	755	698
1984		242	242	"	"	"	"	"	2,456	77	868	662	609
1985		242	242	"	"	"	"	"	2,456	69	775	581	529
1986		242	242	"	"	"	"	"	2,456	62	692	509	460
1987	437	242	679	"	"	"	"	"	2,019	155	618	367	328
1988		242	242	"	"	"	"	"	2,456	49	552	392	347
1989		242	242	"	"	"	"	"	2,456	44	492	344	301
1990	874	242	1,116	"	"	"	"	"	1,582	182	440	194	169
1991		242	242	"	"	"	"	"	2,456	35	392	264	228
1992	437	242	679	"	"	"	"	"	2,019	88	350	190	163
1993		242	242	"	"	"	"	"	2,456	28	313	203	172
1994	450	242	692	"	"	"	"	"	1,726	102	279	124	104
1995	404	"	646	"	"	"	"	"	2,052	59	249	130	309
1996		"	242	"	"	"	"	"	2,456	19	222	137	113
1997	407	"	679	"	"	"	"	"	2,019	50	199	99	70
1998		"	242	"	"	"	"	"	2,456	15	177	105	85
1999		"	242	"	"	"	"	"	2,456	14	158	92	74
2000	874	"	1,116	"	"	"	"	"	1,582	58	141	52	41
2001		"	242	"	"	"	"	"	2,456	11	126	71	56
2002	437	"	679	"	"	"	"	"	2,019	28	112	51	40
2003		"	242	"	"	"	"	"	2,456	9	100	54	42
2004		"	242	"	"	"	"	"	2,456	8	90	48	37
total	17,189	6,247	23,436	7,651	13,300	25,372	21,405	67,728	44,311	10,561	12,445	+ 291	- 319

Benefit-Cost Ratio when 12% discounted Bo/Co = 12,445/10,561 = 1.17  
 Internal Rate of Return IRR = 14 + 291/319 = 145

### 第3章 財政分析

#### 3-1 概 説

本章ではジャカルタ漁港／魚市場の経営主体に限定して、経営が成り立つか否かを検討する。

この場合経営主体（漁港魚市場の管理者）は、第Ⅳ部「漁港／魚市場の管理運営」で後述するように、当該施設が公共的性格の強い施設であることに鑑み、ジャカルタ市又はインドネシア政府等、権限を有する行政機関である漁港／魚市場管理組織を想定する。

本来、管理者の業務は、漁港施設の維持管理と、魚市場施設及び関連施設の全般的管理運営の両面を担当し、卸売業務については取引の適正化及び信用力等を考慮して当面半官半民の卸売業務専門法人が行なうものとする。又関連施設（製氷、冷凍冷蔵、保管、輸送、補給、修理施設等）の運営は民間企業が商業ベースで行なうものとした。

したがって、当該経営主体（管理者）の管理運営の基礎となる経営収支のうち、収入は、漁港利用料、市場使用料、関連施設貸与料、駐車場料金、及び卸売人が使用する事務室等使用料である。又支出は、当該施設の管理運営に要する職員の人件費、維持管理費、減価償却費及び借入金に対する支払利息である。

#### 3-2 漁港／魚市場の収入

##### 3-2-1 漁港利用料

漁港を利用する漁船から徴収する岸壁利用料で、表-29「ジャカルタ漁港利用年間延入港隻数および1日当り延入港隻数」に1回当りの利用料を乗じることにより年次毎に得られる。利用料率はバサール・イカン港で現在、1回1隻当り30トン未満漁船で180Rp、30トン以上漁船で270Rpであるが、新漁港は近代的大規模漁港で、陸揚荷役設備も整備されることから、30トン未満400Rp、30トン以上800Rp、と想定した。（表-36）

表-36 漁港利用料収入

年次	漁港利用漁船延隻数	漁港利用料収入
1977	20,071 隻 802	8,670 千Rp
1978	57,237 1,788	24,320
1979	100,871 4,222	43,720
1980	153,187 6,102	66,150
1981	198,324 7,607	85,420
1982	246,777 9,483	106,300
1983	300,778 11,386	129,400

(注) (1) 漁船延隻数上段30トン未満  
下段30トン以上  
(2) 1983年以降は1983年  
と同じ。

### 3-2-2 市場使用料

卸売人に卸売売場を提供することによって徴求する収入であって卸売人の卸売手数料収入の中から拠出させるものである。市場使用料の基準は市場取扱金額割合と売場面積割合の二つの方法があり、後述の付録3のシンガポール、バンコックの関連調査報告にみるように売場面積割のみを市場使用料として徴収している国もあり、又日本の場合のように両方徴収している国もある。ジャカルタ市では現在取扱金額割を採用しており、その料率は市場規模が小さく取扱量も少量なことであって5%とかなり高い。

しかし卸売人の市場使用料負担が重いと必然的に卸売人手数料率を高くすることになり、水産物消費者価格の上昇を招くこととなる。この点新魚市場の運営（特に市場使用料料率の決定）に際しては、施設の維持管理運営に必要な最少限度の料率となるよう充分配慮すべきである。

この事情を考慮すると現行の料率5%は決して不当なものではないが本分析では施設完了後市場取扱量が飛躍的に増大すること等を勘案して、その料率を3.5%と想定しこれに年次別の市場取扱量に現在の水産物の卸売価格、鮮魚120 Rp、塩干魚100 Rp、淡水魚150 Rp（いずれもRp当り単価）を乗じて算定した。（表-37）

表-37 市場使用料収入

年次	新魚市場取扱量	新魚市場取扱金額	市場使用料収入
1977	48,340 トン	1,638 百万Rp	57,330 千Rp
1978	59,310	5,073	177,560
1979	67,500	7,205	252,180
1980	80,600	9,256	323,960
1981	93,800	10,806	378,210
1982	106,800	12,349	432,180
1983	120,000	13,905	486,670

（注） 1983年以降は1983年と同じ

### 3-2-3 補給品売上手数料

製氷、燃油、給水の漁船補給施設は民間企業に貸与し、貸与された企業が商業ベースで運営するが、管理者はこれらの企業から使用料を徴収することになる。使用料率は減価償却費見合分を徴収する方法もあるが、補給施設運営の特殊性を考慮して補給品売上高から10%の手数料を徴収するものと想定した。

補給品売上高は1977年以降の新漁港利用漁船数の増加の割合で増加し、1983年にピークとなる。1983年以降は1983年と同じである。

なお、1983年に於ける製氷、燃油、給水の売上高算出基礎は次のとおりとする。

製氷：300トレ（1日当り製造能力）×360日×5,000Rp（販売単価）=540,000千Rp

燃油：200kl（1日当り給油量）×360日×18,000Rp（販売単価）=1296,000千Rp

水：80トレ(1日当り給水量)×360日×70Rp(販売単価)＝2000千Rp

表-38 補給品売上手数料収入

単位：1,000Rp

年次	製氷売上高	燃油売上高	給水売上高	合計売上高	売上高手数料
1977	63,100	151,600	400	215,000	21,500
1978	196,500	471,700	800	669,900	66,990
1979	279,700	671,300	1,100	952,100	95,210
1980	359,100	861,800	1,300	1,222,200	122,220
1981	419,600	1,006,900	1,600	1,428,100	142,810
1982	480,600	1,153,400	1,800	1,635,800	163,580
1983	540,000	1,296,000	2,000	1,838,000	183,800

#### 3-2-4 冷蔵庫及び加工施設使用料

冷蔵庫及び加工場については貸与した民間企業より当該施設の減価償却費相当分を施設使用料として徴収するものと想定し、施設完了後の1979年以降1983年(1983年以降は1983年と同じ)までは1983年を基準として各年の市場取扱量の増加率で算定した。

#### 3-2-5 事務室使用料

卸売場の上に設置するものとして計画した総合管理事務所のうち、管理主体である行政機関の占有するスペースを除いた2,000m<sup>2</sup>(全体の $\frac{2}{3}$ )は卸売人及び関連施設を運営する民間企業等が使用するものとし、これについては、その貸与面積に応じて減価償却費相当分の使用料を徴収するものと想定した。事務室使用料徴収は1979年からとし1983年までは上記冷蔵庫、加工場使用料と同じく1983年を基準として各年の市場取扱量の増加率で算定した。

#### 3-2-6 駐車場利用料

駐車料の基準は、実情から判断して大型車100Rp、中小型車200Rp(いずれも1回当り)と想定した。駐車場の利用車台数は、市場取扱量及び収容能力を勘案して1983年の基準年次で、大型車55台(主として保冷車)、中小型車300台とし1978年から基準年次までの駐車料収入は、前項と同様各年の市場取扱量の増加率で算定した。

以上の収入の他に、漁船修理施設の使用料、福利厚生施設の利用料が考えられるが、利用漁船数や利用人員が不確定なのでこの分析では収入に計上していない。

### 3-3 漁港/魚市場の支出

#### 3-3-1 人件費

漁港/魚市場の管理運営を担当する漁港/魚市場管理組織の職員数は、漁港/魚市場の規

模，業務範囲，管理職員の経験，能力等によって異なるが，本プロジェクトは，大規模でその業務範囲も広いことから，円滑かつ効率的な運営を行なうには多くの管理者とその補助者が必要と考えられる。ここでは1980年次以降200人と見積り，その人件費は実情を勘案し1人当たり平均年額360千Rp（月額30千Rp×12）と想定した。1977年から1979年については1980年次のそれぞれ40，50，60%の割合で算定した。

### 3-3-2 減価償却費

漁港／魚市場施設の年間減価償却費は残存価格を0とすれば，償却対象施設建設費と耐用年数で求めることができる。外かく施設である防波堤や護岸，けい留施設である陸揚岸壁等の漁港の基本施設の耐用年数は50年以上といわれているので償却対象外とすれば，年間減価償却費は次のとおりである。なお全工事完了の1980年以前の償却は施設利用開始年の1977年を償却初年度とし，1979年まで該当施設の完成度合に応じて見積った。

（表-39）

表-39 年間減価償却費

償却対象施設	工事費 (A)	耐用年数 (B)	年間償却費 (A/B)
陸揚上屋	360 百万Rp	25 年	14.4 百万Rp
卸売場	158	"	6.3
総合管理事務所	308	"	12.3
福利厚生施設	188	"	7.5
管理者住宅	180	"	7.2
駐車場（舗装）	44	20	2.2
道路（舗装）	360	"	18.0
製氷冷蔵・保管施設	293	15	19.5
加工施設	447	"	29.8
漁船修理施設	70	10	7.0
漁船仕入施設	804	"	80.4
荷役機器	197	5	39.4
保冷車	240	"	48.0
計			292.0

### 3-3-3 施設維持費

耐用年数が半永久的として償却対象から除外した漁港の基本施設に対しては，当然維持費が必要となる。又漁港水域の浚渫費や陸上施設の維持費も考慮しなければならない。本分析では漁港の基本施設の維持費（漁港基本施設建設費×1.5%）と浚渫費及び陸上施設の維持費を合わせて年間170百万Rpとした。

### 3-3-4 借入金金利

ジャカルタ漁港／魚市場の経営主体としての借入金は後に述べる理由により漁港基本施設



工事及びコンサルタント費を除いた上物施設等の工事費 3,368,540千Rpとし、これにインドネシア銀行のプロジェクトローン金利12%を乗じて算出した。(建設期間の利息を含む)なお償還は1983年の基準年次以降20年の元金均等(年額168,430千Rp)としたので1984年以降の支払金利は漸減する。

#### 3-3-4 漁港/魚市場の経営分析

以上の収入、支出の算定による経営体としての収支予想は表-40のとおりである。

経営経済的費用便益分析の手法によって収益性を検討してみると、費用はジャカルタ漁港/魚市場の建設投資総額(ただし外貨分に対する20%の予備費はシャドウプライス(Shadow price)とみて除外)と維持管理費を合計した15,928百万Rpである。便益は漁港魚市場経営の収入検討期間2004年までの累計19,024百万Rpである。

割引率12%の場合の費用/便益比を求めると0.23となる。また、費用と便益が等しくなる内部収益率は2.1%となる。

これは独立採算方式の経営では財政的に困難であることを示す。即ち広大な漁港用地造成と大規模な防波堤建設のため多額の投資を必要とするので、全額借入金により建設を行ない運営する場合には、借入金の償還及び利子の支払いが困難であり、企業として成立することは不可能である。

既に第2章でみたように、ジャカルタ漁港、魚市場整備事業は国民経済的には極めて価値が大きいにもかかわらず、このままでは経営が成り立たないことが判明した。

逆の見方をすると、漁港/魚市場経営上困難であるという理由で、このプロジェクトを放棄するならば国民経済的には大きな損失をうけることになる。

漁港経営は本来経営体制に左右されるものである。上記収益性分析は一般的に妥当と考えられる収支基準による独立採算の漁港/魚市場管理組織方式を想定した場合である。

しかしこのほかにも国がまず用地造成や漁港/魚市場の基本的施設を建設し、施設が収益を生む時点で管理経営主体に移管する方式や、管理経営主体に補助金を交付したり、出資する方式もある。またこれらの組合せもありうる。

このような方式を採用することが漁港/魚市場の経営を改善し、国民経済的価値の高いプロジェクトを実現させうることになる。

ジャカルタ漁港/魚市場が独立採算方式の経営が成り立たない原因は、主として漁港建設条件(自然条件)の厳しさと、漁港/魚市場経営の特殊性によるものである。すなわち、広大な用地造成のための埋立と大規模な防波堤や護岸の建設に多額の投資を必要とする反面、漁港/魚市場の運営収益は、一般港湾と異なり多数の小生産者である漁業者や、一般大衆である消費者の生活に直接影響するところが極めて大きいことから、一般的に低くおさえざるを得ないからである。

以上のような事情を考えると当然このプロジェクトの実現の為には国やジャカルタ市の財政上の助成措置が必要となってくる。

本論では次に助成措置として国や市が助成金を交付した場合、どの程度漁港／魚市場経営が改善されるかを検討することとする。

助成対象施設を何にし、助成割合をどの位にするかについては、当該プロジェクト建設投資のローン金利をいかなる水準に設定するか、又漁港利用料や魚市場使用料等の収入基準をどの程度にするかによって異ってくる。しかし基本的には漁港機能施設や関連施設はそれ自体利益をもたらすので財政上の助成対象とする必要性は少ないが、用地造成と漁港の外かく施設及び水域施設については助成対象と考えるべきである。

当該プロジェクト建設投資に対するローン金利をインドネシア銀行の開発プロジェクトに対する現行ローン金利と同じ12%とすれば、コンサルタント費も含めて、用地造成、漁港基本施設（陸揚岸壁を含む）を助成対象にしなければ経営収支は成り立たない。

この場合の助成金総額は7,472百万Rpであり、助成比率は68.9%（7,472百万Rp/10,841百万Rp）となる。

以上の助成金交付によるジャカルタ漁港／魚市場の経営収支予想とこの年次別推定収支に基づく資金運用計画は表-40と表-41の通りである。

表-40の経営収支予想でみるように、年次別の単年度収支は当漁港営業開始後11年次（建設完了後8年目）で黒字となるが、収支差益累計では24年次（同21年次）でようやく黒字となり、かなり長期間に亘り赤字が解消できない。これは68%のかなり高い助成比率とはいえ、主として上物施設にかかる経営主体の借入金3,369百万Rpの金利負担（建設期間中を含む）が多額となるからで、適用金利を下げることにより相当程度経営収支が改善できると同時に助成比率の低減も可能であることを意味している。

又表-41の資金運用計画でみるとおり、建設完了翌年次より発生する年次別必要運用資金の不足分は運営資金として無利子で借入れることとしてその償還は目標年次である1983年より調達可能財源に応じて返済するものとして作成した。

なお、建設資金の借入金償還は、外貨、内貨分を合わせて目標年次の1983年から2002年までの20年間で元金均等償還するものとしたが、助成金として交付した7,472百万Rpのうち、外貨借入相当分は別途国が将来の外貨準備により償還することとなるのは当然である。

表-40

## ジャカルタ漁港/魚市場の経営収支予想

単位: 1,000 Rp

年次		1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989
収 入	漁港利用料	-	-	8,670	24,320	43,720	66,150	85,420	106,300	129,400	864,770	"	"	"	"	"
	市場利用料	-	-	57,330	177,560	252,180	323,960	378,210	432,180	486,670						
	補給用品	-	-	21,500	66,990	95,210	122,220	142,810	163,580	183,800						
	上手数料	-	-	6,310	19,650	27,970	35,910	41,960	48,060	54,000						
	(製氷)	-	-	15,160	47,170	67,130	86,180	100,690	115,340	129,600						
	(燃油)	-	-	40	80	110	130	160	180	200						
	(給水)	-	-	-	-	25,530	32,780	38,310	43,780	49,300						
	冷蔵庫・加工場	-	-	-	-	4,260	5,470	6,380	7,290	8,220						
	使用料	-	-	-	-	2,690	3,820	4,910	5,730	6,550						
	事務室使用料	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
計	-	-	87,500	271,560	424,720	555,490	656,860	759,680	864,770	864,770	864,770	864,770	864,770	864,770	864,770	
支 出	人件費	-	-	28,800	36,000	43,200	72,000	72,000	72,000	72,000	534,000	"	"	"	"	"
	維持管理費	-	-	68,000	85,000	102,000	170,000	170,000	170,000	170,000						
	減価償却費	-	-	56,000	153,000	245,000	292,000	292,000	292,000	292,000						
	借入金金利	10,800	21,600	91,790	235,960	357,080	404,220	404,220	404,220	404,220						
計	10,800	21,600	244,590	509,960	747,280	938,220	938,220	938,220	938,220	918,130	897,800	877,590	857,370	837,160	816,950	
償却及 支払利息前利益	△10,800	△21,600	△9,200	150,560	279,520	313,490	413,860	517,680	622,770	622,770	622,770	622,770	622,770	622,770	622,770	622,790
収支差額	△10,800	△21,600	△157,090	△238,400	△322,560	△382,730	△281,360	△178,540	73,450	△53,360	△33,030	△12,820	7,400	27,610	47,820	
差益累計	△10,800	△32,400	△189,490	△427,890	△750,450	△1,133,180	△1,414,540	△1,593,080	△1,666,530	△1,719,890	△1,752,920	△1,765,740	△1,758,340	△1,730,730	△1,682,910	
年次		1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
収 入	漁港利用料	129,400	864,770	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	市場利用料	486,670														
	補給用品	183,800														
	上手数料	54,000														
	(製氷)	129,600														
	(燃油)	200														
	(給水)	49,300														
	冷蔵庫・加工場	8,220														
	使用料	7,380														
	計	864,770														
支 出	人件費	72,000	534,000	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	維持管理費	170,000														
	減価償却費	292,000														
	借入金金利	262,740														
計	796,740	776,530	756,320	736,110	715,890	695,680	675,470	655,260	635,050	614,840	594,620	574,410	554,210	534,000	534,000	
償却及 支払利息前利益	622,770	622,770	622,770	622,770	622,770	622,770	622,770	622,770	622,770	622,770	622,770	622,770	622,770	622,770	622,770	622,770
収支差額	68,030	88,240	108,450	128,660	148,880	169,090	189,300	209,510	229,720	249,930	270,150	290,360	310,560	330,770	330,770	
差益累計	△1,614,880	△1,526,640	△1,418,190	△1,289,530	△1,140,650	△971,560	△782,260	△572,750	△343,030	△93,100	177,050	467,410	777,970	1,108,740	1,439,510	

(注) 建設期間中の利息も計上した。

表-41 資金運用計画

単位：1,000 Rp

年次		1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989
調	助成金	1,282,050	2,236,400	1,995,280	1,914,070	45,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	設備資金借入金	180,000	-	1,169,900	1,232,840	785,800	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(うち外貨借入分)	-	-	(406,720)	(882,130)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運営資金借入金	10,800	21,600	101,090	85,400	77,560	90,730	-	312,900	27,310	7,220	-	-	337,030	-	-
	減価償却費	-	-	56,000	153,000	245,000	292,000	292,000	292,000	292,000	292,000	292,000	292,000	292,000	292,000	292,000
	当期損益	△10,800	△21,600	△157,090	△238,400	△322,560	△382,730	△281,360	△178,540	△73,450	△53,360	△33,030	△12,820	7,400	27,610	47,820
計	1,462,050	2,236,400	3,165,180	3,146,910	830,800	0	10,640	426,360	245,860	245,860	258,970	279,180	636,430	319,610	339,820	
運	建設投資	1,462,050	2,236,400	3,165,180	3,146,910	830,800	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	借入金返済	-	-	-	-	-	-	-	-	245,860	245,860	245,860	245,860	245,860	245,860	319,610
	(うち設備資金)	-	-	-	-	-	-	-	-	(168,430)	(168,430)	(168,430)	(168,430)	(168,430)	(168,430)	(168,430)
	(うち運営資金)	-	-	-	-	-	-	-	-	(77,430)	(77,430)	(77,430)	(77,430)	(77,430)	(77,430)	(151,180)
	再投資金	-	-	-	-	-	-	-	437,000	-	-	-	-	437,000	-	-
計	1,462,050	2,236,400	3,165,180	3,146,910	830,800	-	-	437,000	245,860	245,860	245,860	245,860	682,860	319,610	339,820	

年次		1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
調	助成金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	設備資金借入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(うち外貨借入分)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運営資金借入金	682,400	-	204,980	-	477,550	-	-	103,920	-	-	480,280	-	2,870	-	-
	減価償却費	292,000	292,000	292,000	292,000	292,000	292,000	292,000	292,000	292,000	292,000	292,000	292,000	292,000	292,000	292,000
	当期損益	68,030	88,240	108,450	128,660	148,880	169,090	189,300	209,510	229,720	249,930	270,150	290,360	310,560	330,770	330,770
計	1,042,430	380,240	605,430	420,660	918,430	461,090	481,300	605,430	521,720	541,930	1,042,430	582,360	605,430	622,770	622,770	
運	建設投資	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	借入金返済	168,430	380,240	168,430	420,660	168,480	461,090	481,300	168,430	521,720	541,930	168,430	582,360	168,430	103,600	-
	(うち設備資金)	(168,430)	(168,430)	(168,430)	(168,430)	(168,430)	(168,430)	(168,430)	(168,430)	(168,430)	(168,430)	(168,430)	(168,430)	(168,430)	-	-
	(うち運営資金)	-	(211,810)	-	(252,230)	-	(292,660)	(312,870)	-	(353,290)	(373,500)	-	(413,930)	-	(103,600)	-
	再投資分	874,000	-	437,000	-	750,000	-	-	437,000	-	-	874,000	-	437,000	-	-
計	1,042,430	380,240	605,430	420,660	918,430	461,090	481,300	605,430	521,720	541,930	1,042,430	582,360	605,430	103,600	-	

(注) (1) 運営資金借入金は該当年度の不足額としたが、運転資金は考慮していない。又運営資金借入金の金利も0とした。

(2) 運営資金借入の返済は1983年以降とした。

## 第IV部 漁港／魚市場の管理運営



## 第Ⅳ部 漁港／魚市場の管理運営

### 第1章 漁港／魚市場の管理

漁港／魚市場施設の機能を十分に発揮させるためには、いかに施設を管理運営するかが最も重要である。

本整備計画の場合、漁港／魚市場施設の完成を待たずに着工後3年目から一部施設の利用を開始することとしているので、早急に管理運営体制を確立する必要がある。ジャカルタ漁港／魚市場は、将来のインドネシアにおける漁港／魚市場整備のモデルケースとなることおよび漁港利用隻数や市場取扱量が大巾に増加すること等を考慮して、従来の管理運営体制をそのまま踏襲することなく、近隣の東南アジア諸国や漁業先進国の例を参考としながらインドネシアの国情にあった新しい管理運営体制を確立していく必要がある。

#### 1-1 管理の基本的な原則

- (1) 施設を常に完全な状態に維持すること。
- (2) 施設を常に有効に利用させ、その機能を十分果させるようにすること。

このため、特に漁港については、安全な入出港と円滑な陸揚処理ならびに漁船の容易かつ迅速な補給と修理等の機能の確保。

魚市場については、大量かつ円滑な集荷、分荷および公正な取引と適正な価格の形成、ならびに代金決済や一次保管等の機能を確保する必要がある。

#### 1-2 管理者と管理組織

漁港／魚市場は、公共的性格の強い施設であることにかんがみ、その管理者は権限を有する行政機関とする。

管理組織としては、漁港長の下に、漁港課、市場課、施設課、輸送課、統計課等を設置し、それぞれ業務を担当する職員と市場内における荷役作業等に従事する作業員を確保する。

#### 1-3 管理者の責務

管理者は、前記1-1の確実な運営を図るため、漁港管理規則、魚市場業務規定等を制定しなければならない。(例えば、施設利用者から利用料を徴収する等の方法を同規則に定める。)

漁港の管理については、以下のとおりである。

- (1) 営造物管理規則である漁港管理規定を定めること。
- (2) 漁港管理規定に基づき漁港の利用関係を規制すること。
- (3) 漁港管理台帳を調整して、その現状を正確に把握し、その維持管理の責任を持つこと。

- (4) 漁港の発展上必要な統計資料の作成および調査研究を行なうこと。
- (5) 漁港維持管理のための立入調査，非常災害のための土地，水面の公用使用，収用の権限が与えられていること。

魚市場業務規定に定めるべき売買取引の規定事項は下記の通りである。

- (1) 集荷の方法（受託販売の原則，受託拒否禁止の原則）
- (2) 受託物品の受領（受託物品の検収，受託物品の受領通知）
- (3) 販売準備（入荷数量の報告を掲示，物品の配列と下見，上場順位）
- (4) 販売の方法（取引単位，競売の原則，競売の方法）
- (5) 卸売をした物品の受渡し，（卸売物品の買受人の明示および引取）
- (6) 委託手数料（委託手数料以外の報償收受の禁止，委託手数料の率）
- (7) 仕切，決裁（仕切および送金，売買仕切書の様式，仕切金の支払い）
- (8) 荷主前渡金，各種奨励金の交付
- (9) 卸売した物品の数量，価格等の報告ならびに公表

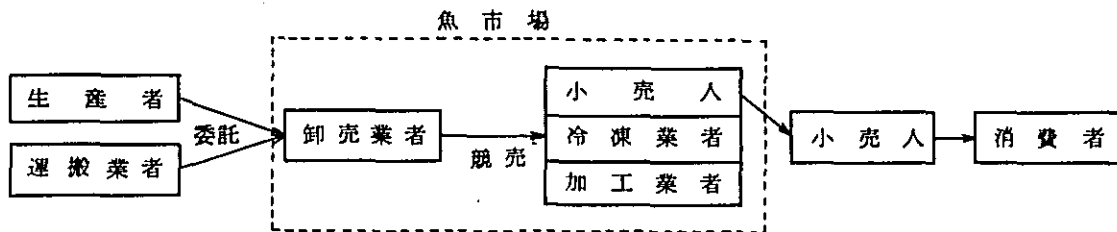


## 第2章 漁港／魚市場の運営

### 2-1 流通機構

生産者から消費者に至るまでの水産物の流通経路については、取引の迅速化および流通経費の節減を考慮すると取引段階はできるだけ少ないことが望ましい。

図-18 流通機構図



- (1) 卸売業務については取引の適正化および信用力等を考慮して、当面半官半民の法人組織がこれを行なうことが望ましい。
- (2) 本整備計画では、仲卸売店舗を設置しないこととしているが、この場合、全小売人が卸売魚市場での競売に参加することは市場を混乱させる恐れがあるので、競売に参加する小売人を制限するため、各小売市場ごとに小売人の共同購入体制を確立することが望ましい。

### 2-2 漁港／魚市場関連施設の運営

製氷、冷凍、冷蔵、輸送、漁船への食糧・資材の補給、船体・機関修理等の施設の運営は、民間企業が商業ベースで行なうこととする。



**第Ⅴ部 本計画に関連する問題に対する  
勧告および検討すべき今後の課  
題**



## 第 V 部 本計画に関連する問題に対する 勧告および検討すべき 今後の課題

### 第 1 章 本計画に関連する問題に対する 勧告

本計画の実施によりジャカルタ市のみならず、インドネシア全域における漁港発展のために果たす役割は非常に大きく、またそれによって生じる経済的、社会的インパクトにも顕著なものがあることは前章までに述べたとおりである。

建設後の漁港／魚市場が有効にその機能を発揮するためには、その整備に関連して多方面にわたって多くの適切な施策が必要であるが、ここでは、それらのうち最も緊急と思われるものを幾つかあげておく。

#### 1-1 関係機関による委員会の設置

本計画を緊急かつ強力に実施するため、関係政府機関で構成される委員会を設置することが望ましい。

#### 1-2 漁船の動力化，大型化，漁具の近代化を促進するための助成策

現在、ジャカルタ周辺における漁業は帆船あるいは小型動力船によるものが大部分であり、これらの漁船群はジャカルタ漁港の整備に刺激され段々と動力化，大型化されて行くものと考えられる。

しかし、ジャカルタ漁港の有効利用を促進するためには、ジャカルタ漁港の影響圏内における漁船の動力化，大型化，漁具の近代化の速度を一段と早める必要があり、そのための補助金あるいは融資制度の早急な整備が必要である。

#### 1-3 サポート・ステーションの整備

本計画においては、ジャカルタ市以外の地域からの運搬船あるいは、トラックによる鮮魚および塩干魚の搬入が大きな比重を占めているので、それらの地域において、ジャカルタ漁港向けの集荷，出荷活動を円滑に行なうためのサポート・ステーションの整備がジャカルタ漁港建設と同時に併行的になさねばならない。(表-42)

表-42 サポート・ステーション整備所要地点

区 域	サポート・ステーション
スマトラ	バガン シアビアビ タンジョン・ピナン ラブアンマリンガイ パンカ島
カリマンタン	ボンチャナック
ジャワ	チレボン テガール ベカロガン チラチャップ

#### 1-4 小売市場の増設および適正配置と加工産業の育成

ジャカルタ漁港の整備による大量に良質の水産物を安定的に供給することが可能となるが、急激に増大する水産物を効率的に消費者に供給するためには、小売市場の増設とその適正配置が計られなければならない。

また、漁港施設の有効利用を図り、かつ良品質の水産加工品を製造するための加工産業を育成する必要がある。

#### 1-5 漁港／魚市場の管理運営に関する研修

ジャカルタ漁港は、漁港／魚市場として非常に規模の大きなものとなるので、これを円滑に運営して行くためには、漁港の管理運営に熟達した多くの従務者が必要である。しかし、現在のインドネシアには本格的な漁港が存在せず、漁港に関する管理、運営面での経験に乏しいので、すでにジャカルタ漁港と同様か、あるいはそれ以上に整備された漁港を有する諸外国の実情を視察し、あるいはそれらの国において管理運営の実態について研修を受けることが今後の円滑な管理、運営を行なう上で重要である。

#### 1-6 漁港／魚市場管理体制の早期整備

ジャカルタ漁港の整備計画においては、建設期間中に建設と併行して、漁港／魚市場の利用を開始するため、漁港／魚市場管理体制を早期に整備する必要がある。従って、管理棟、管理関係職員住宅等の必要な施設は、優先的に整備されなければならない。

#### 1-7 漁港専門家の育成

今後、ジャカルタ漁港、魚市場建設を契機として、インドネシア各地において漁港の建設が要求されるようになるであろう。それは、この国の漁業の健全な育成を図るためにもぜひ必要なことであるが、そのためには、漁港の計画、建設に関する広い知識を有する専門家が必要とされる。漁港に関する技術は特殊な技術分野であるため、直ちに外部から経験ある専門家の参

加を得る事が難かしいので土木工学，特に港湾工事に素養のある技術者を水産総局に配属し，専門家として育て上げる必要がある。専門家は一朝一夕に養成はされないので今から早急に育成にとりかからなければならない。なお，専門家の育成には，海外先進国における研修が非常に有効であることは勿論である。

#### 1-8 水産統計資料および漁港統計資料の充実

漁港／魚市場の整備計画を作成するにあたり，基礎となるのは統計資料であり，それらの資料は，単に全国の漁獲量や取扱量だけを示すものにとどまらず，漁港の利用状況や市場の流通状況を示すきめ細かい資料が必要とされる。特にジャカルタ漁港／魚市場はインドネシア全域における漁港整備のモデルケースとなると思われ，その統計資料も全国の漁港整備の基礎資料として使用されることとなるので，十分に精度の高い統計資料の収集が必要である。また，このための体制を確立する必要がある。

## 第 2 章 検討すべき今後の課題

ジャカルタ漁港／魚市場の整備を進めるにあたり、検討すべき今後の課題は下記のとおりである。

### 2-1 漁港背後地の利用計画の作成

本計画においては、漁港区域外となる埋立地が 280,000㎡ 造成されることになるので、この用地の利用計画を本計画の実施が決まり次第早急に策定する必要がある。

### 2-2 ジャカルタ市内と漁港を結ぶ連絡道路の整備

本計画を策定するにあたり、ジャカルタ市内とジャカルタ漁港を連絡する道路については、ジャカルタ市において建設計画がすでに策定されているため、建設費の中に含めていない。しかし、本計画の実施にあたっては、建設工事開始前に、この道路の建設が完了されていることが、計画期間内の工事完了の必須条件である。

### 2-3 土質調査の実施

実施設計にあたっては、計画予定地点の土質調査を実施し、そのデータに基づいて設計する必要がある。

### 2-4 継続的深浅測量の実施

工事中および工事完了後は漁港内および漁港周辺の汀線および海底地形測量を毎年 1 回実施することが望ましい。この測量結果は、漁港の維持管理費の推定および将来の漁港拡張計画を策定する際に非常に有益な資料となるものである。



付

録



## 付 録

### 1. ジャカルタ漁港計画地点周辺の自然条件

#### 1-1 気 象

##### 1-1-1 ジャカルタ付近の気象の概要

ジャワ島西部はおおむね熱帯雨林気候に属し、東南アジアの季節風帯の典型的な特質を有する。すなわち、気温は常時高温で年変化はほとんど認められない。また降雨量は年間1800mm程度で季節風によって左右される。12月から3月は雨期にあたり、北西季節風がふき、5月から10月は乾期で南東貿易風が吹く。4月と11月は季節の交替期にあたる。ジャワ島およびジャワ海においては熱帯低気圧の発生および通過はみられない。

##### 1-1-2 降 雨

ジャカルタの雨量は年1,800mm前後でその4分の3は雨期にあたる半年間に降る。

この雨期には2日に1回程度のスコールとよばれる強雨がある。雨に関するデータを付表-1に示す。

付表-1 雨に関する資料(ジャカルタ)

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	全年
降雨日数	19	19	17	12	9	8	5	4	6	9	13	16	137
降雨量	307	312	201	140	102	86	58	41	69	112	137	211	1768
降水時間	61.0	57.4	39.8	23.5	18.0	14.0	11.0	6.5	10.4	16.6	28.4	41.9	328.5
雷雨日数	13.4	12.6	14.5	14.0	11.5	8.1	5.2	4.9	7.0	12.7	16.3	13.4	133.5

##### 1-1-3 気 温

ジャカルタの平均気温は26.4℃と高温で、気温の季節変化は1℃以下であり、また、日較差は6.8℃である。月最高気温の平均値は30℃、月最低気温の平均値は23℃である。気温に関するデータを付表-2に示す。

付表-2 気温に関する資料 (ジャカルタ)

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	全年
日平均	25.8	25.8	26.2	26.7	26.8	26.5	26.3	26.5	26.8	26.8	26.5	26.1	26.4
日最高平均	28.8	28.8	29.6	30.3	30.4	30.2	30.1	30.5	30.9	30.9	30.4	29.5	30.0
日最低平均	23.3	23.3	23.5	23.7	23.6	23.2	22.8	22.7	23.0	23.3	23.5	23.3	23.3
平均日較差	5.5	5.5	6.2	6.6	6.8	6.9	7.2	7.8	7.8	7.6	7.0	6.1	6.8
気温高極	33.4	32.9	33.2	33.4	33.1	33.2	33.4	34.5	35.8	35.8	35.6	33.8	35.8
気温低極	20.4	20.7	20.6	20.5	21.2	19.7	19.4	19.3	18.9	20.6	19.9	19.4	18.9
高極の平均	31.3	31.0	31.7	32.0	32.0	31.7	31.6	32.2	32.9	33.0	32.7	32.0	32.0
低極の平均	22.1	22.2	22.3	22.5	22.4	21.8	21.2	21.1	21.6	22.1	22.3	22.1	22.0

## 1-1-4 風

ジャカルタから数10Km沖合では、1日中、一定方向の風、つまり、乾期には南東風、雨期には北西風が吹いている。しかし、海岸付近では、海陸風が卓越し、ジャカルタでは昼間は海から吹く北風、夜間は陸から吹く東風が多く観測され、その風が交替する時刻は07:30と17:30頃である。海陸風の及ぶ範囲は一般に20~30Kmといわれているが、この海域では10Km程度であるという観測結果が得られている。

この地方は気象が安定しており、台風のような熱帯性低気圧は発生せず、ジャカルタで記録された最大風速は10.3m/secである。たつ巻が発生したこともあるということであるが、詳細不明である。ジャカルタの風の概要を示すデータを付表-3および付表-4に示す。

付表-3 月別の風向百分率 (ジャカルタ)

時刻	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	全年
	風向													
6時	N	2	2	3	0	1	2	1	0	1	0	1	1	1
	NE	4	2	1	1	5	6	2	5	3	1	2	2	3
	E	8	5	8	10	19	11	12	14	21	11	9	6	11
	SE	6	8	6	6	7	6	11	13	11	18	8	9	9
	S	5	6	4	1	2	3	4	7	9	8	5	5	5
	SW	7	4	6	3	2	1	2	2	3	5	5	8	4
	W	14	8	10	4	1	0	1	0	1	1	8	15	6
	NW	7	6	3	2	0	0	0	0	1	1	2	4	2
Cal m	47	59	59	73	63	71	67	59	50	55	60	50	59	
13時	N	21	17	21	30	22	21	20	32	49	45	38	27	28
	NE	4	7	9	29	47	40	37	32	18	17	14	10	22
	E	2	1	2	7	15	24	15	10	5	4	5	1	8
	SE	0	0	0	0	1	2	2	2	1	1	2	1	1
	S	2	1	0	0	1	1	2	1	0	2	1	1	1
	SW	5	3	4	4	3	2	3	1	1	2	4	4	3
	W	32	38	34	14	5	5	7	4	4	22	16	28	17
	NW	31	33	30	16	6	5	13	18	22	0	20	28	19
Cal m	1	0	0	0	0	0	1	0	0	7	0	0	1	

付表-4 風速に関する資料(ジャカルタ)

月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	全年
平均風速 (m/s)	06時	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2
	13時	2.6	2.6	2.6	2.0	2.0	2.0	2.0	2.6	3.1	2.6	2.0	2.0	2.6
最大風速 (m/s)	平年	4.8	4.8	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.8	6.2	6.2	5.2	5.0	7.1*
	極値	8.0	8.6	9.5	8.0	7.0	7.2	6.8	8.8	9.5	10.3	8.9	8.5	10.3

\*年最大値の平均

\*1879~1935

#### 1-4-5 その他の気象要素

湿度についてのデータを付表-5に示す。平均の相対湿度は雨期で82.6%, 乾期で74.2%であり, 季節変化より日較差が大きい。気圧は年中ほぼ一定であり, 一日の内で規則的に変化し, その較差は平均4mb程度である。熱帯のスコールは雷を伴なうことが多くその発生時刻は夕方が多い。

付表-5 湿度および気圧に関する資料(ジャカルタ)

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	全年
平均湿度%	86	87	81	81	79	77	73	71	71	75	79	80	77
6時の湿度%	95	95	95	94	94	94	92	91	90	91	93	94	94
13時の湿度%	75	76	73	70	68	67	63	61	61	64	68	72	68
平均気圧 (mb)	1010	1010	1010	1009	1009	1010	1010	1010	1010	1010	1010	1009	1010

#### 1-2 海象

##### 1-2-1 ジャカルタ市付近の海象の概要

ジャワ海は水深が60m以下と浅く, また静かな海として知られている。

海流や波は季節風によって起るが, 小さい。

水温は全域, 年中28℃であり, したがって霧の発生もない。

潮汐は日潮不等が大きい, 潮位差はジャカルタ市のタンジョン・プリオクでは約1mである。

ジャカルタ市内の海岸線は多少くぼんだ湾状になっており, 東からの波は避けられる。

したがって, 海が荒れるのは北西季節風が吹く雨期の頃である。

1-2-2 潮 位

ジャワ島北海においては日潮不等が非常に大きく、1日1回潮となることが多く、月が赤道付近にある頃のみ1日2回潮となることがある。

潮差は月が赤道から大きく離れているときは大きく、赤道付近にある時は小さい。

潮汐の性質は場所により著るしく異なる。ジャカルタ付近では、1日2回潮のときは高い高潮の次に低い低潮となる。平均潮位の季節変化は微少である。

タンジョン・プリオク港における潮汐の調和常数は付表-6の通りである。非調和常数は付表-7に示されている。

付表-6 調 和 常 数 Tanjung Priok (S6°06', E106°52')

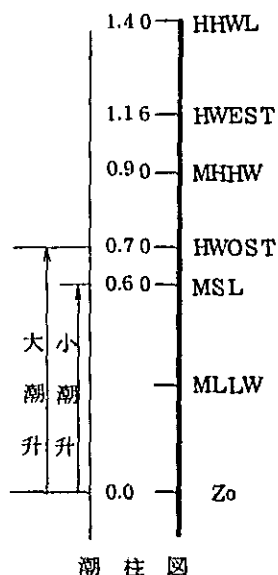
分 潮 名	M <sub>2</sub>	S <sub>2</sub>	K <sub>1</sub>	O <sub>1</sub>	P <sub>1</sub>	MSL
通 角	351°	296°	144°	124°	143°	-
潮 高	0.05 m	0.05 m	0.25 m	0.13 m	0.08 m	0.60 m
周 期	約半日	半日	約1日	約1日	約1日	-

付表-7 非 調 和 常 数

平均高々潮位 (Mean Heights of HHW)	0.8 m
平均低々潮位 (Mean Heights of LLW)	0.3 m
平均高潮間隙	10 <sup>h</sup> 00 <sup>m</sup> (回帰潮に関して)
平均低潮間隙	20 <sup>h</sup> 30 <sup>m</sup> ( " )

(参考)

大潮升	0.7 m	大潮差	0.2 m
小潮升	0.6 m	小潮差	0.0 m
最高満潮位 (HWEST)	1.16 m		
既往最高暴潮位 (HHWL)	1.40 m		



### 1-2-3 海流および潮流

この海域の海流は主に季節風により作り出され、5～9月は西寄りの海流、11～3月までは東寄りの海流が卓越する。4月および10月は転換期である。

平均流速は西流・東流とも差異は認められず、最大時0.5 kt に達する。外海上での潮流は一般に弱く、海流を強めたり、弱めたりする程度にすぎない。

### 1-2-4 波 浪

ジャカルタ付近の波の観測データはないため、風からS・M・B法により波高を推算した。風のデータは海陸風の影響のない沖合のデータが望ましいため、ジャワ海のほぼ中心にあるBAWEAN島(E112.6°, S4.1°)(附図-1, 参照)の4年間(1967～1970年)の風記録を採用した。(観測時刻7. 10. 13. 16. 19時)

そのデータより日最高波を計算して、月別、波向別にまとめたのが付表-8である。

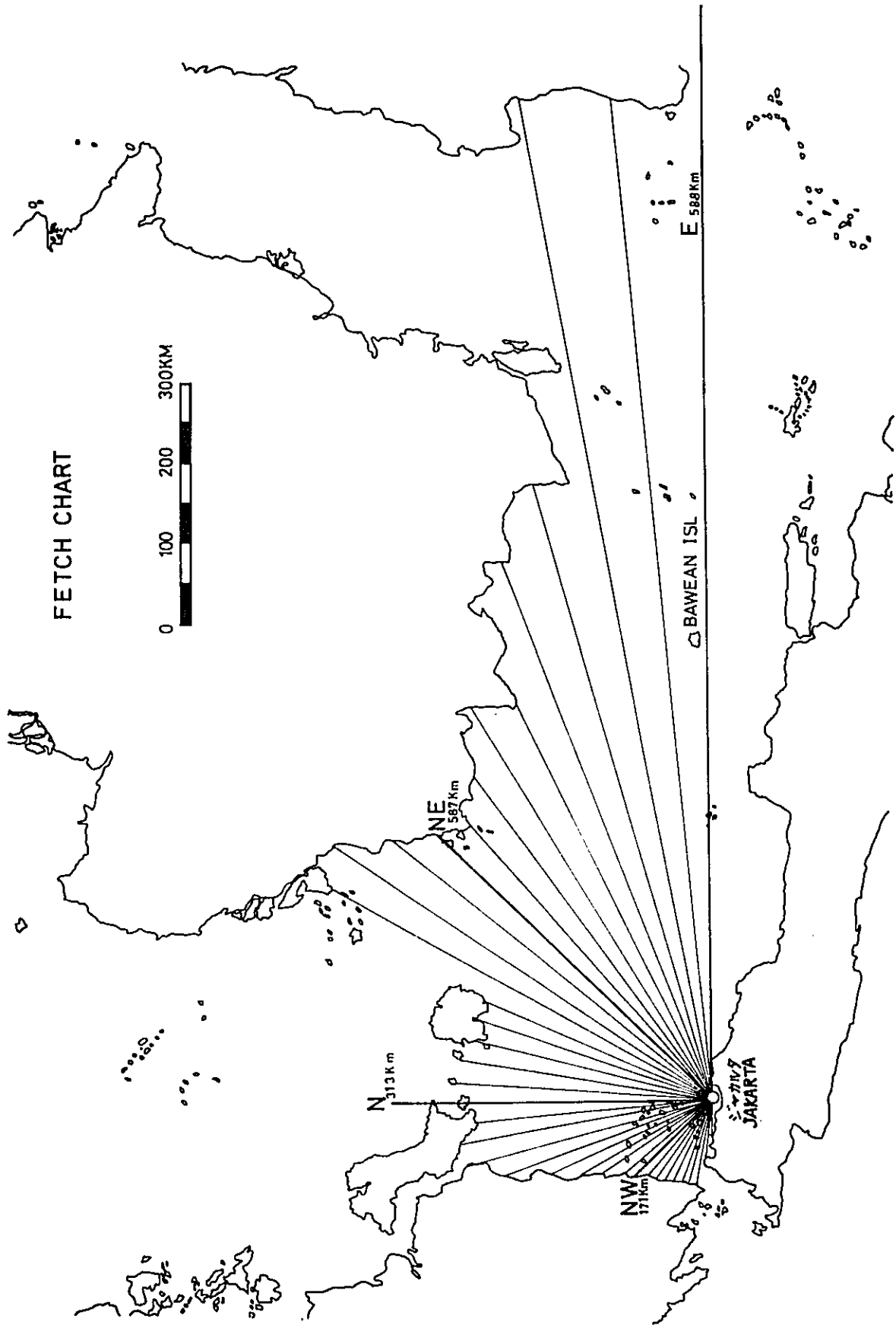
この表より、雨期にはNW方向からの波、乾期にはE方向からの波が発生する。その最大記録はNW波2.3 m, E波2.8 mであった。しかし、ジャカルタにおいては、E方向からの波は東部の岬により遮へいされるため、乾期の海は静かである。沖波は海岸線に近づくとつれて附図-2に示すように屈折を起こし、そのため、波高が減ずる。

付表-9および付図-3には漁港の港口付近(水深-5 m)の波高とその方向の分布を示した。この地点での最大波は1967年3月4日NW波、波高1.3 m, 周期7.3秒と推算された。

### 1-2-5 その他の海象

今回の調査では海水の茶色の強いにごりが水深-4 m付近まで観測され、東へ流れていたため、この付近まで漂砂が多いと推定される。なお、高潮の顕著なものは記録されていない。

付図-1





付表-8 ジャカルタ付近の海域における日最大波高の波高別発生回数(1967年~1970年平均)<sup>+</sup>

波向 波高	N W						N E						E						波の ある日													
	0.5≧		1.0≧		1.5≧		2.0≧		2.5≧		計		0.5≧		1.0≧		1.5≧			2.0≧		2.5≧		計								
	日	m	日	m	日	m	日	m	日	m	日	m	日	m	日	m	日	m		日	m	日	m	日	m	日	m					
1月	94	5.1	92	4.0	0.3	-	0.3	0.5	0.3	-	-	-	-	(0.8)	0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(1.6)	21.5					
2	68	7.2	77	4.0	2.0	0.2	(21.2)	-	-	-	-	-	-	(0.0)	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(0.0)	21.4					
3	128	7.3	22	0.8	0.5	0.2	(11.0)	1.3	-	-	-	-	-	(1.3)	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(5.0)	183					
4	43	2.0	10	0.2	-	-	(3.2)	-	0.3	-	-	-	-	(0.3)	2.7	0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(1.90)	25.7					
5	73	3.0	10	-	-	-	(4.0)	0.7	-	-	-	-	-	(0.7)	0.7	1.3	0.7	-	-	-	-	-	-	-	-	(1.63)	23.7					
6	43	-	-	-	-	-	(0.0)	-	0.3	-	-	-	-	(0.3)	1.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(2.40)	25.6					
7	25	0.5	-	-	-	-	(0.5)	-	-	-	-	-	-	(0.0)	0.3	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(2.75)	28.5					
8	28	-	-	-	-	-	(0.0)	-	-	-	-	-	-	(0.0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(2.82)	28.2					
9	22	0.3	-	-	-	-	(0.3)	-	-	-	-	-	-	(0.0)	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(2.73)	27.8					
10	65	-	-	-	-	-	(0.0)	-	-	-	-	-	-	(0.0)	0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(2.40)	24.5					
11	16.7	4.7	20	-	0.3	-	(7.0)	0.7	0.3	-	-	-	-	(1.0)	0.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(4.7)	13.4					
12	12.0	4.8	55	1.0	-	-	(11.3)	0.7	0.8	-	-	-	-	(1.5)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(62)	19.0					
全年	87.6	3.49	28.6	10.0	3.1	0.4	(77.0)	3.9	2.0	-	-	-	-	(5.9)	8.1	2.0	0.7	-	-	-	-	-	-	-	-	(10.8)	49.0	63.5	61.8	9.0	0.5	(183.8)
平均周期 (Sec)	3.1	4.2	5.4	6.5	7.2	7.2	7.2	3.1	4.2	5.4	6.5	7.2	7.2	3.1	4.2	5.4	6.5	7.2	7.2	3.1	4.2	5.4	6.5	7.2	7.2	3.1	4.2	5.4	6.5	7.2	7.2	
屈折係数	0.76	0.70	0.64	0.58	0.54	0.54	0.54	0.97	0.96	0.94	0.92	0.91	0.91	1.00	0.93	0.84	0.75	0.70	0.70	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02

[注] + BAWEAN島の4年間の風記録より推算した深海波高である。

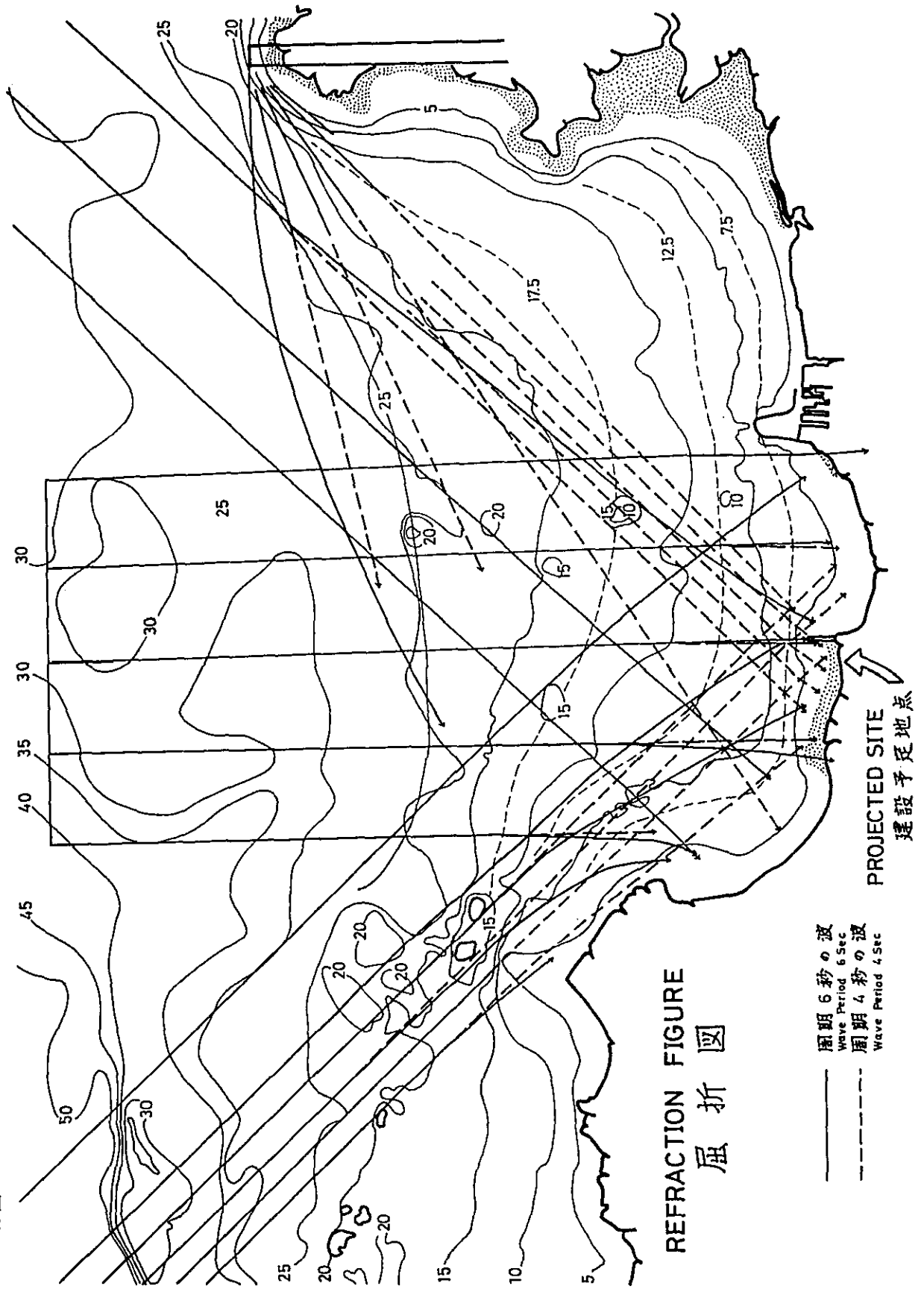
+ 静冠は波高0.18m以下

\* 最大波高は2.3m

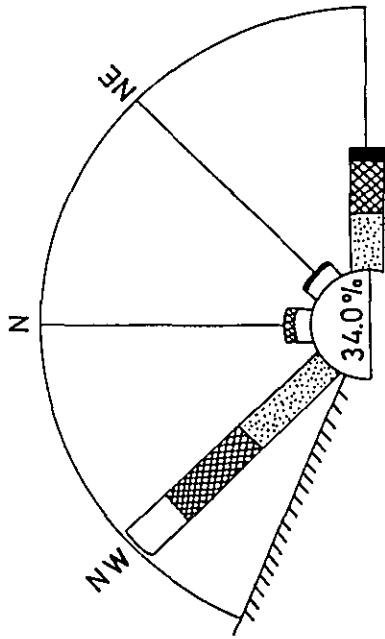
\*\* 最大波高は2.8m

\*\*\* 屈折係数は漁港建設予定地点の5m地点における値

付図一 2

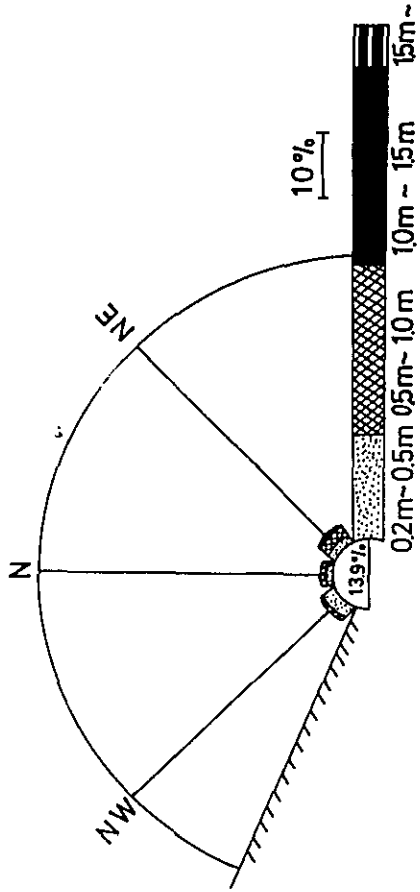


付図 - 3



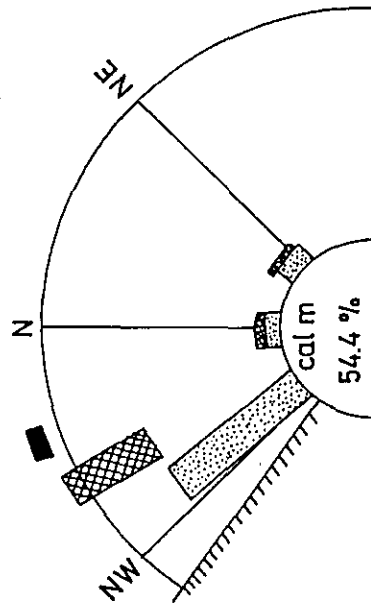
Wave Hight at Offshore

November - April



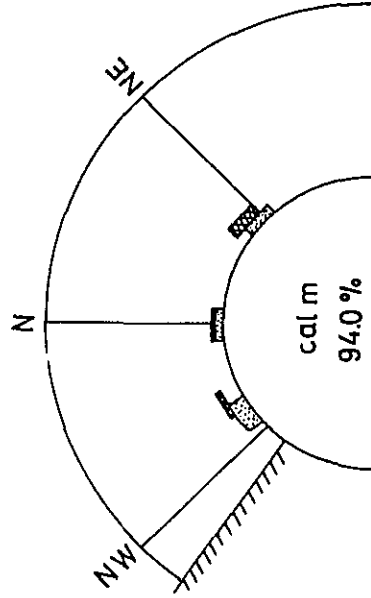
Wave Hight at Offshore

May - October



Wave Hight at Port Entrance

November - April



Wave Hight at Port Entrance

May - October

付表-9 水深-5m地点の波高別発生日数(1967~1970年平均)

波高	NW			N			NE			E			全方向				
	0.5	1.0	1.5	0.5	1.0	1.5	0.5	1.0	1.5	0.5	1.0	1.5	0.5	1.0	1.5	計	
1月	11.0	8.5	9.7	0.4	0.5	0.3	0.8	1.5	0.2	0.2	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	19.9
2月	6.8	10.1	8.7	2.3	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.3	2.3	0.0	21.3
3月	17.8	8.1	2.2	0.7	1.3	0.0	1.3	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.4	2.2	0.7	13.3
4月	23.3	2.4	0.8	0.0	0.0	0.3	0.3	2.8	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	5.2	1.5	0.0	6.7
5月	23.6	3.4	0.6	0.0	0.7	0.0	0.7	1.0	1.0	0.7	0.0	0.0	0.0	5.1	1.6	0.7	7.4
6月	28.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	0.3	0.0	1.6
7月	30.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.2	0.0	1.0
8月	31.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
9月	29.5	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.5
10月	30.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.5
11月	21.4	5.4	1.3	0.3	0.7	0.3	1.0	0.7	0.0	0.0	0.7	0.0	0.0	6.8	1.6	0.3	8.7
12月	18.2	6.9	4.4	0.0	0.8	0.7	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.7	5.1	0.0	12.8
計	271.4	45.6	27.7	3.7	4.0	1.9	5.9	8.5	1.6	0.7	10.8	0.0	0.0	58.1	31.2	4.4	93.7

### 1-3 地 象

#### 1-3-1 ジャカルタ漁港／魚市場計画地点付近の地形

計画地点はパサル・イカン港へ入る水路に隣接した西側の地先である。海岸線付近には巾7 mのアスファルト舗装道路があり、その内側は養魚池と洪水調整池となっている。その外側は汀線との間にはほぼ30 mの巾で多少起伏のある干潟がある。海中部の水深は付図-4に示すように海底は1/300程度のなだらかな勾配で深くなって、汀線より約1,700 m沖合で-5 mに達する。

#### 1-3-2 土 質

漁港計画地点のボーリングやサウンディング調査は行なわれていない。また、今回の調査期間中、海が荒れていて海底の土質調査が行なえなかったため、計画地点に近い位置の土質調査資料を集収し、これにより、漁港計画地点の土質を推定することとした。

土質調査資料が得られた位置を付図-5に示し、その現場貫入試験結果を付図-6に、土柱図を付図-7に示す。

これらの資料により、コーン支持力が $100 \text{ Kg/cm}^2$ 以上の堅い支持層は、Point Bでは-33 m、Point Cでは-23 m、Point Dでは-21 mに存在し、この層の傾きから、漁港計画地点の支持層の深さを計算すると-35 m～-40 mと推定される。

また、表面から-10 m深さまでのコーン支持力は平均 $4 \text{ Kg/cm}^2$ と推定した。

#### 1-4 計画に用いる自然条件

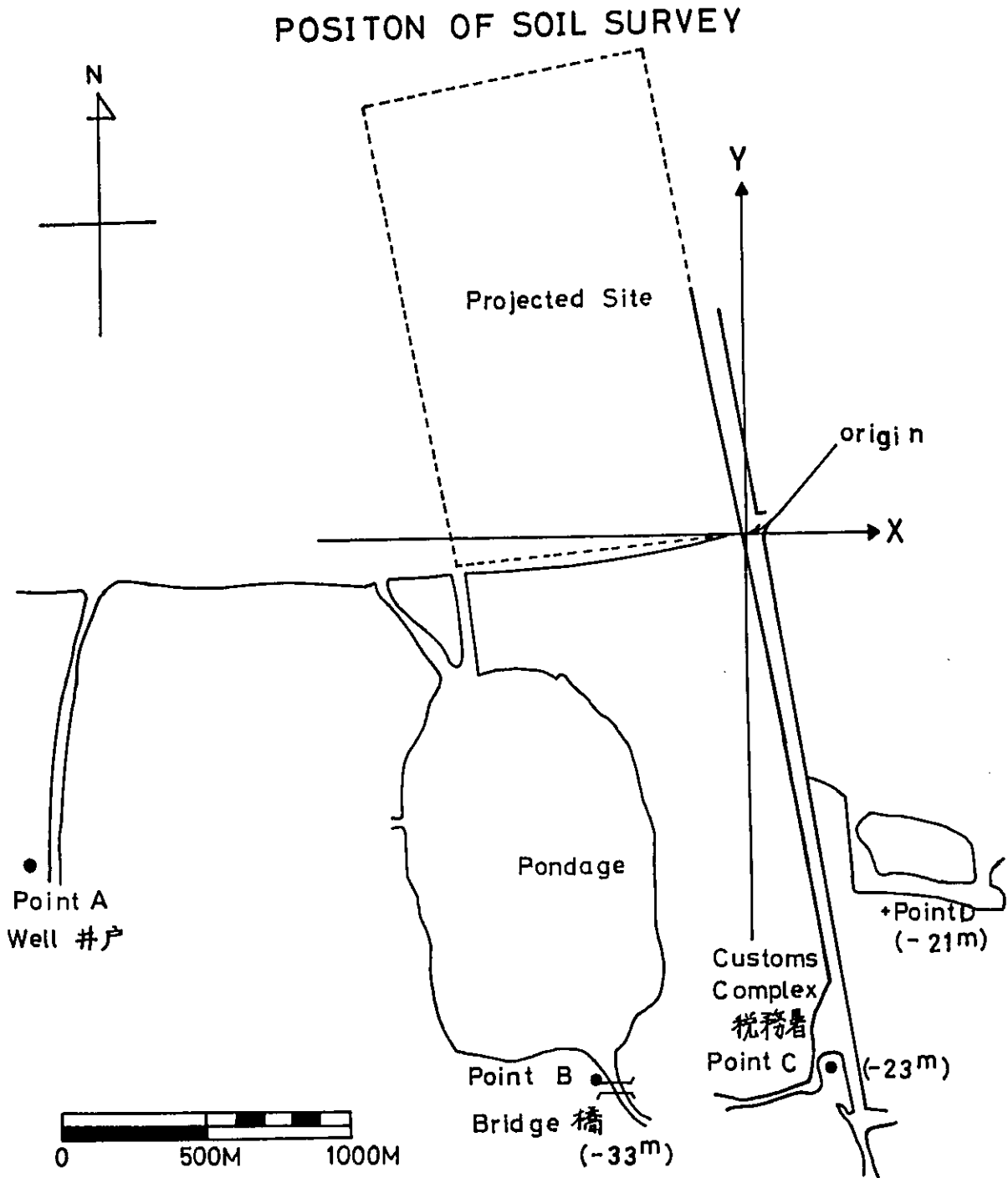
前記のデータよりジャカルタ漁港建設計画に用いる自然条件を付表-10の通り定めた。



付表-10 ジャカルタ漁港計画に用いられる自然条件諸元

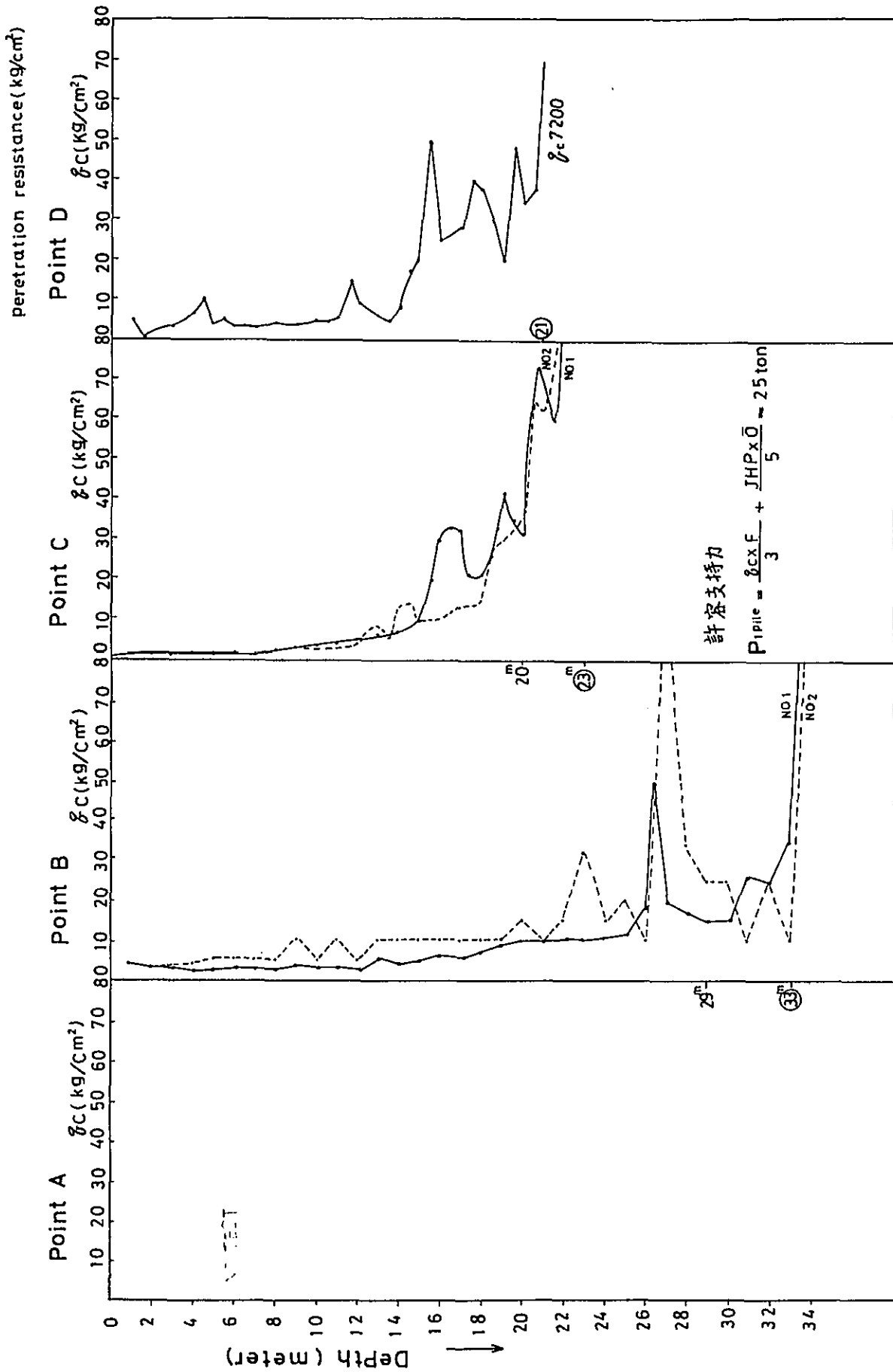
	諸元	説明
波	NW波 $H_{1/3}=1.3M$ $T=7.3sec$ N波 $H_{1/3}=1.0M$ $T=4.4sec$ NE波 $H_{1/3}=1.1M$ $T=5.5sec$	屈折前の沖波波高は、 $H_{1/3}=2.4M$ であり、これに-5M地点の屈折係数を乗じて求めた。
潮 汐	設計高潮位 $HWL=1.16M$	$M.S.L. + M_2 + S_2 + K_1 + O_1 + P_1 = 1.16M$ 日潮不等が大きく1日1回潮となることが多い。
潮流・海流	—————	漂砂の移動に影響すると思われるが、操船上の影響はないと考える。
漂 砂	漂砂量 不明 主移動方向 W → E	防波堤の配置，法線決定の際考慮する。
風	最大風速約 $10m/sec$	動力漁船の出入港に支障ある程のものではないと考える。
土 質	軟弱地盤（測定値なし）	付近の陸上部の調査資料により推定し利用する。粘性土のコーン支持力 $= 4 Kg/cm^2$ と仮定する。
地 震	なし	有感地震は存在するが計画上配慮すべき程のものではない。
地 形	海底勾配 $1/300$	海岸線より沖合2Km付近まで $1/300$ の一様勾配である。 （付図-4 参照）

付図 - 5



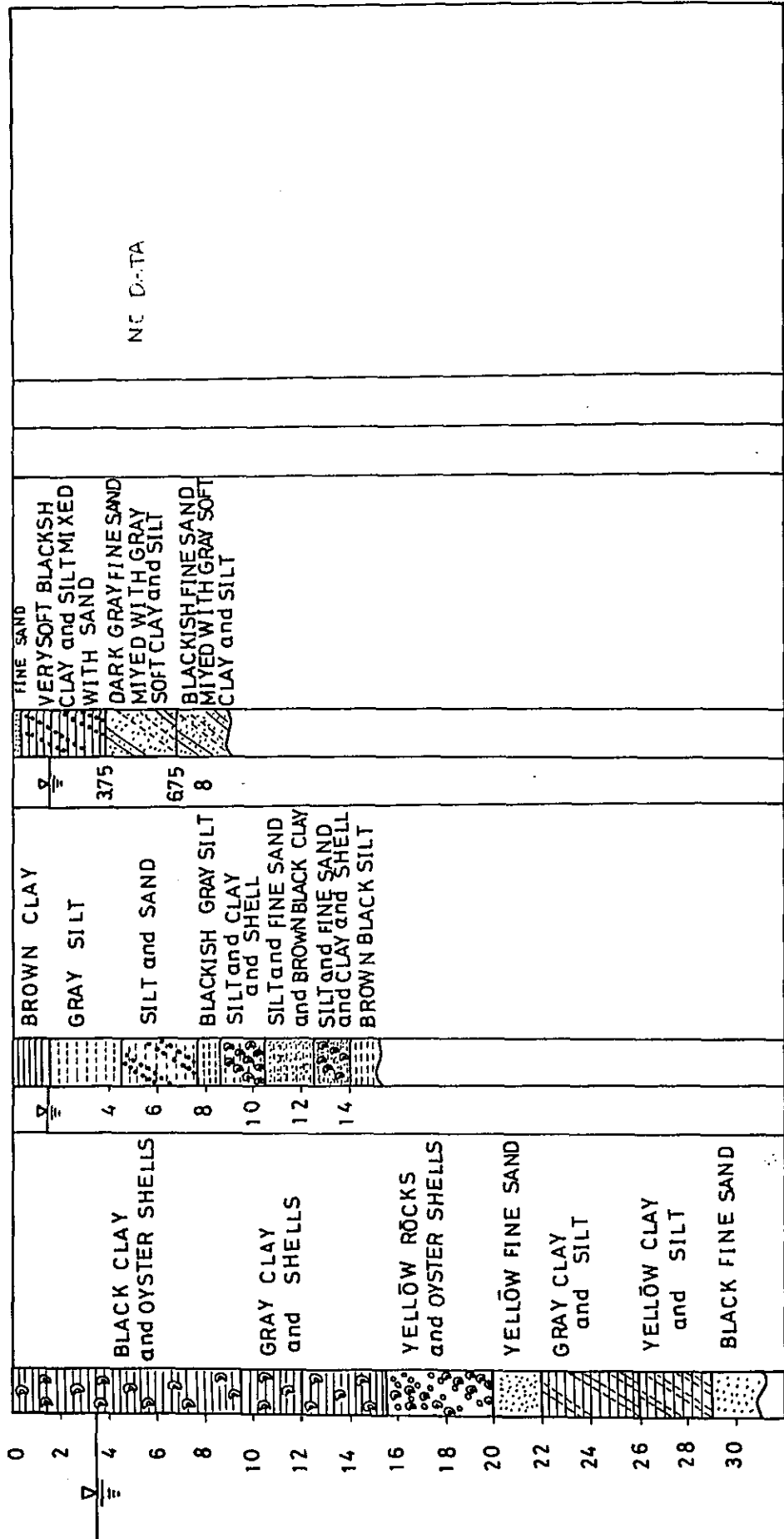


FIELD PENETRATION TEST



# Soil Profile

Point A      Point B      Point C      point D



## 2 漁港基本施設および機能施設の所要量算定資料

### 2-1 ジャカルタ漁港けい船岸壁延長の算定について

漁港におけるけい船岸壁の所要延長算定にあたっては、その漁港を利用する漁船の階層別利用隻数、船型等があらかじめ明らかにされていなければならないことは勿論であるが、さらに利用する漁船の利用形態が正確に判明していなければならない。例えば、その港を漁獲物の陸揚のためだけに利用するのか、陸揚、準備、休けいの一連の作業にその港が利用されるのか、あるいは又、陸揚だけを考えた場合でも、どのような魚種をどんな方法で陸揚し、どのように荷捌するかによって、けい船岸の延長は異なってくる。

漁船の利用形態は、その港の性格によって非常に異なるので、漁船がどのようにその港を利用しているか、あるいは、どのように利用するようにすべきか、それぞれ現地において実際に調査することが、最も正当かつ適切な方法と云える。

本調査においても、現在、ジャカルタ市において最も重要な漁業根拠地となっているパサール・イカンを現地調査したが、同港が国内貿易港兼漁港として利用されているうえ、施設が少なく老朽かつ狭隘化しているため、商船、商用帆船、漁船等が殆んど無統制状態で利用し、このため非常に輻輳混乱しているのが実情である。このことは利用条件が非常に制約されていること、必要な施設が質量ともに非常に不足しているため、漁船の入出港の不能、漁獲物陸揚作業の停滞等が日常茶飯事であること等から、新しい漁港の計画作成に必要なかつ利用可能なデータの収集が殆んど不可能であることを示している。

実際に於いても適正なデータが得られないばかりでなく、極端にゆがめられた現状をそのままデータとして利用することは不適當であるので今回ジャカルタ漁港けい船岸壁延長算定にあたっては、日本における漁港計画に一般的に用いられている基礎的数字および計画手法を基本とし、これにインドネシアの現状を勘案して算定することとした。

算定結果は、本文表-20、21のとおりであるが、なお参考のため算定にあたって使用した基礎的数字、算定の途中経過と結果等につき以下に述べておく。

#### 1. 漁船の1船当り平均年間出漁日数、出漁回数、漁獲量の推定

まづ、付表-11、付表-12の如く、ジャカルタ漁港計画対象漁船と同一クラスの日本の漁船の年間平均漁獲量、出漁日数等を統計資料より算定する。

次に、付表-11、12にもとづき、インドネシアにおける調査結果を参考として、付表-13の如く現地修正値を算出し、この値をジャカルタ漁港計画に使用する基礎的数字とした。

付表-111 出漁日数、回数 of 算定

漁業種別	船型 t	1967年		1968		1969		1970		1971		平均		1出漁回数当り 出漁日数 A/B=C
		日	回	日	回	日	回	日	回	日	回	日	回	
釣・延縄	無動力	96	107	87	94	63	65	69	69	96	96	A	B	1.0
		139	145	133	138	118	122	147	156	146	151	137	140	1.0
刺網・敷網	1~3	150	155	167	176	161	170	171	188	168	179	163	168	1.0
		150	153	175	192	162	168	173	185	176	179	167	172	1.0
むろ網	5~10	185	186	161	166	157	156	165	164	156	160	165	166	1.0
1そりまき網	10~30	276	145	334	135	317	150	246	162	298	151	294	149	2.0
		218	107	232	115	230	107	212	98	232	111	225	108	2.1
まぐろ延縄	50~100	244	6	220	5	207	4	228	5	233	4	226	5	4.5.2

〔注〕統計は、漁業経済報告漁労体平均1967~1968年の5ヶ年を基とした。

付表-12 1隻当り年間漁獲量の算定

漁業種別	船型 <sub>t</sub>	1967年	1968	1969	1970	1971	平均	日本での出漁日数
釣・延縄	無動力	1.12	0.63	0.31	0.27	1.46	0.8	82
	0~1	2.80	2.51	2.02	2.24	2.61	2.4	137
刺網・敷網	1~3	9.19	6.83	9.22	8.99	7.38	8.3	163
	3~5	29.46	31.19	19.72	34.92	30.17	29.1	167
むろ網	5~10	48.30	69.71	66.88	79.98	121.71	77.3	165
	10~30						※ <sub>1</sub> 18.7	
1そりまき網	10~30	60.64	61.38	81.60	67.06	566.3	654.6	294
小型底びき	10~30	97.4	84.1	69.9	81.3	68.0	97.0	225
まぐろ延縄	50~100	134.6	116.3	119.8	126.1	131.0	125.6	226

〔注〕

1. 統計は、漁業経済報告漁労体平均1967~1971年の5ケ年を基とした。
2. ※<sub>1</sub>は、刺網・敷網(1~3T級)(3~5T級)の平均値(8.3+29.1)÷2=18.7トン(むろ網の漁獲量に関するデータがないので、この値を使用する)

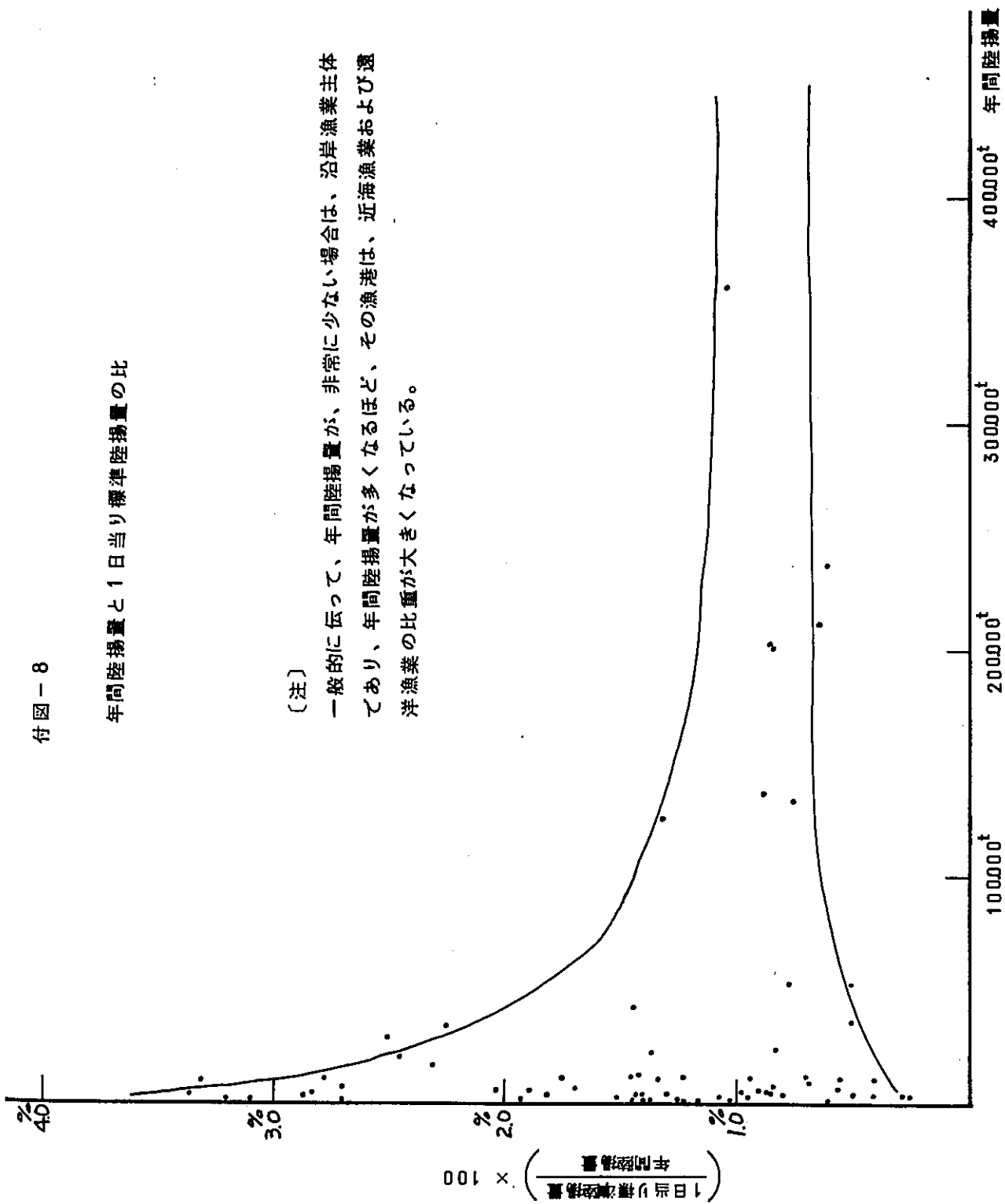
## 2. 1日当り標準利用漁船数，標準陸揚量の算定

付表-11～付表-13の作業過程を経ることによって1日当り平均陸揚量は算定できる。しかし，漁港においては，その取扱う品物が第一義的に鮮度優先ということから盛漁期の1日当り陸揚量を標準陸揚量とし，これに対応する利用漁船数を標準利用漁船数として，所要基本施設量を算定し，盛漁期においても殆んど混乱することなく荷捌が可能なよう計画するのが一般的である。

ここでは，日本の漁港の現状（付図-8）を参考とし，付表-14の如く，標準係数を定め，標準陸揚量，同利用漁船数を算定し，さらに付表-14に基づいて，所要岸壁延長を求めたものが，付表-15である。

付図-8

年間陸揚量と1日当り標準陸揚量の比



〔注〕

一般的に伝って、年間陸揚量が、非常に少ない場合は、沿岸漁業主体であり、年間陸揚量が多くなるほど、その漁港は、近海漁業および遠洋漁業の比重が大きくなっている。

付表-13 ジャカルタ漁港利用漁船、陸揚量等の算定

漁業種類	船型	経済統計平均					経済統計平均					現地修正値						
		予想隻数(隻)	年間出漁日数及回数		1隻当り年間漁獲量(トン)	年間陸揚量の算定		1日当り利用漁船の算定		1日当り陸揚量の算定		出漁日数回数		1隻当り年間漁獲量	年間陸揚量	1日当り利用漁船	1日当り陸揚量	
			日数	回数		D=B/C	陸揚量	算定式	利用漁船(隻)	算定式	水揚量(トン)	算定式	日数					回数
A	B	C	D	E	F	F=A×E	G	G= $\frac{A \times C}{365}$	H	H= $\frac{E \times G}{C}$	I	J= $\frac{I}{D}$	K	L	M	N		
釣・延縄	無動力	-	82	86	1.0	08												
	0~1	530	137	140	1.0	2.4	1,272	530×2.4=1,272	203	530×140÷365	3.48	2.4÷140×203	300	300	5.2	2,756	436	7.6
刺網・しき網	1~3	-	163	168	1.0	8.3												
	3~5	504	167	172	1.0	29.1	14,666	504×29.1=14,666	238	504×172÷365	40.25	29.1÷172×238	200	200	33.0	16,632	277	45.6
	5~10	154	165	166	1.0	77.3	11,904	154×77.3=11,904	70	154×166÷365	32.59	77.3÷166×70	200	200	90.0	13,860	85	38.0
まき網	10~30	20	294	149	2.0	65.46	13,092	20×65.46=13,092	8	20×149÷365	35.15	65.46÷149×8	250	75	278.3	5,566	4	15.2
トロール	10~30	88	225	108	2.1	97.0	8,536	88×97.0=8,536	13	44×108÷365	11.68	97.0÷108×13	300	110	129.3	11,378	27	31.2
むろ網	10~30	18	165	170	1.0	18.7	337	18×18.7=337	8	18×170÷365	0.88	18.7÷170×8	250	250	28.3	509	12	1.4
かつお1本釣	10~30	-	178	92	1.9	78.5												
まぐろ延縄	50~100		226	5	45.2	125.6												

(注)

- 統計は漁業経済報告漁労体平均42~46年度の5ヶ年平均である。(B・C・Eらん)
- 釣・延縄は上記報告書のうち漁家の部つり・はえなわ漁業を使用、刺網・敷網はおなじく網漁業(底びきを除く)を使用、施網は企業体の部1そうまきあぐり網を使用、トロールは1そうびき沖合底びき網を使用、むろ網は刺網・敷網のうち1~3, 3~5tの平均値である。
- Dらんは年間出漁日数÷年間出漁回数で1隻1出漁回数当り出漁日数を表わす。
- Fらん算定式は漁船数(隻)×年間漁獲量である。
- Gらん算定式は漁船数(隻)×出漁回数(回)÷365(日)
- Hらん算定式は年間漁獲量(トン)÷出漁回数(回)×1日当り利用漁船(隻)
- Iらんはジャカルタ現地聴取データである、まぐろ延縄についてはインドネシア政府水産アドバイザーチーム総括レポートの数値である。
- Jらんの出漁回数は経済統計値およびインドネシアの状況等を勘案のうえ決定した。
- Kらんは出漁日数(日本):漁獲量(日本)=出漁日数(インドネシア): $\alpha$ (インドネシア)として算出したが、まき網は現地の漁業条件を考慮し、算定結果に $\alpha$ を乗じた値を年間漁獲量とした。
- Lらんは漁船数×1隻当り年間漁獲量
- Mらんは漁船数×出漁回数÷365日
- Nらんは1隻当り漁獲量÷出漁回数×利用漁船



付表-14 ジャカルタ漁港の1983年の漁船、鮮魚・塩干魚運搬船勢力および陸揚量

漁業種別	① 利用漁船総数		② 年間陸揚量	③ 1日当り平均 利用船数	④ 1日当り平均 陸揚量	⑤ 標準係数	⑥ = ⑤ × ③ 1日当り標準 利用船数	⑦ = ⑤ × ④ 1日当り標準 陸揚量	利用漁船総数算定根拠
	隻	t							
釣・延縄	無動力 (0~1)	-	-	-	-	1.1	-	-	無動力船は在来の漁業基地を利用するものとし、ここでは考慮しない。
刺網・しき網	530	2,756	436	7.6	1.1	480	8.4		
〃	1~3	-	-	-	1.3	-	-		
〃	3~5	1,663	277	45.6	1.3	361	59.3		
〃	5~10	1,544	85	38.0	1.3	111	49.4		
むろ網	10~30	18	509	1.2	1.4	16	1.8		
まさき網	〃	20	5,566	4	15.2	8	30.4		
小型底引網	〃	88	11,378	27	31.2	54	62.4		
沿岸小型計		1,314	50,701	841	139.0	1,030	211.7		
まぐろ延縄 かつお一本釣 トロール まさき網等	50~100t	10	1,200	0.3	3.3	0.81	8.9	一航海 30日	
	100~200t	5	1,275	0.07	3.5	0.19	9.5	一航海 60日	
	200~300t	1	308	0.01	0.8	0.03	2.2	一航海 90日	
近海・遠洋計		16	2,783	0.4	7.6	≒ 2.0	20.6		
鮮魚運搬船	30t	21	20,000	3	54.8	≒ (7.5) ≒ 8.0	137.0	一航海 7日	
鮮魚分合計		1,351	73,484	844.4	201.4	1,040	369.3		
塩干魚	40t	7	9,000	1	24.7	3.0	61.8	一航海 7日	
〃	100t	10	21,000	1	57.5	3.0	143.8	一航海 10日	
塩干魚分合計		17	30,000	2	82.2	6.0	205.6		
総計		1,368	103,484	846.4	283.6	1,046	574.9		

(1) 航海日数の長い近海・遠洋漁船を対象とするけい船岸延長の算定には待ち合せ理論，モンテカルロ法等による方法が実際的であるが，このクラスの漁船の船型，操業形態等に未確定要素が多いため，日本の遠洋漁業基地を参考に回転法を使用し算出することとした。

(2) (沿岸小型船計) + (近海・遠洋計) = 5,348 t ≒ 5,320 t として表-15における計画年次(1983年)における海面漁業漁獲量を定めた。

(3) 50~300 tの漁船の陸揚量は諸資料を参考の上，各種漁業種類の平均的な値として上記のように定めた。

付表-15 1983年の所要岸壁延長算定表

漁業種別	平均漁船数	陸揚岸壁						準備岸壁						休けい岸壁						岸壁延長合計		
		①	②	③	④	⑤=④/③	⑥=②×⑤	①	②	③	④	⑤=④/③	⑥=②×⑤	①	②	③	④	⑤=④/③	⑥=②×⑤			
		接岸方法	1-ス長	回転数	1日当り標準利用隻数	所要パス数	岸壁延長	接岸方法	1-ス長	回転数	1日当り標準利用隻数	所要パス数	岸壁延長	接岸方法	1-ス長	回転数	1日当り標準利用隻数	所要パス数	岸壁延長			
釣・延縄(無動力)	0~1	たて付け	2.4	18	-	-	m	たて付け	2.4	-	-	-	-	2列たて付け	2.4/2	1	-	-	*	-	-	-
"	0~1	"	2.4	18	480	27	65	"	2.4	-	-	-	-	"	"	1	480/2	480/2	** (576)	288	-	
刺網・しき網	1~3	"	3.0	12	-	-	-	"	3.0	-	-	-	-	"	3.0/2	1	-	-	-	-	-	
"	3~5	"	3.7	12	361	31	115	"	3.7	-	-	-	-	"	3.7/2	1	361/2	361/2	** (668)	334	-	
"	5~10	"	4.5	12	111	10	145	"	4.5	-	-	-	-	"	4.5/2	1	111/2	111/2	** (250)	125	-	
むろ網	10~30	横付け	22.0	8	16	2	44	横付け	22.0	12	16	2	44	1列たて付け	5.5	1	* 14	14	77	77	-	
まき網	"	"	20.7	4	8	2	42	"	20.7	9	8	1	21	"	5.5	1	** 7	7	39	39	-	
小型底引網	"	"	22.7	6	54	9	205	"	22.7	9	54	6	137	"	5.6	1	*** 48	48	268	268	-	
沿岸小計					1,030	81	516				78	9	202				545	545	1,131	1,131	-	
まぐろ延縄	50~100	"	31.3	1	2	2	95	"	31.3	2	1	1	51	"	7.1	1/5	2	2	19	19	19	
かつお一本釣	100~200	"	44.0	0.5				"	44.0	1				"	8.8	1/7						
まき網等	200~300	"	50.3	0.3				"	50.3	0.5				"	9.5	1/7						
近海遠洋小計					2	2	95				1	1	51						19	19		
鮮魚運搬船	30t	"	23.0	2	8	4	92	"	23.0	6	8	2	46	"	5.5	1	8	8	44	44		
塩干魚運搬船	40t	"	25.3	2	3	2	51	"	-	-	-	-	-	"	5.8	1	3	3	18	18		
塩干魚運搬船	100t	"	34.8	1	3	3	105	"	-	-	-	-	-	"	7.8	1	3	3	24	24		
塩干魚運搬船合計					6	5	156										6	6	42	42		
総計					1,046	92	859				87	12	299				561	561	1,236	1,236	2,394	

これを整理したものが本文中に示した表-20, 21である。

なお、盛漁期における陸揚量の増加は、

1. 1漁船・1航海当りの漁獲量が増大すること。
2. 操業漁船数が増加すること。

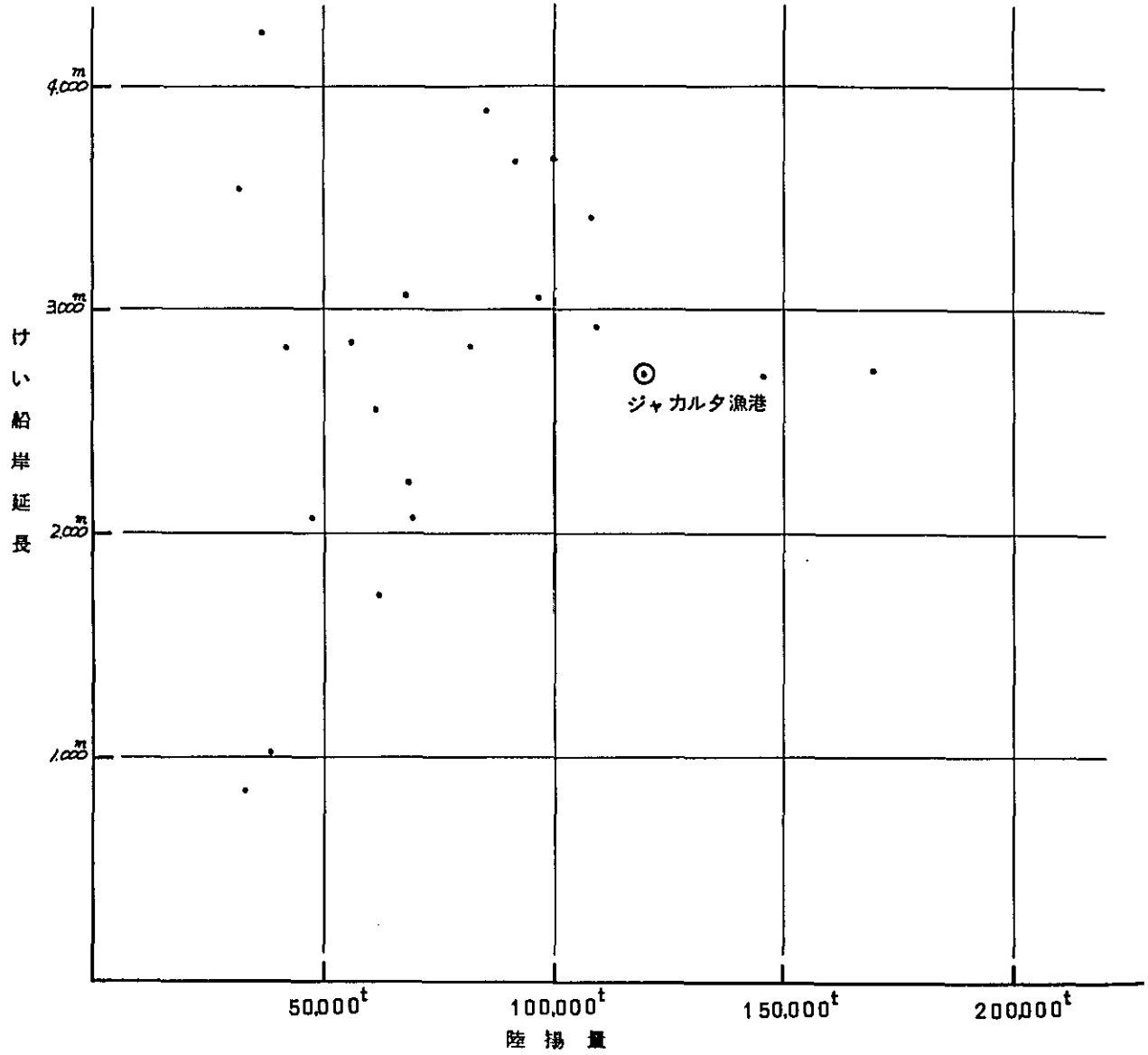
の2つの要因が重なりあって生ずるものであるが、盛漁期にどのように1漁船当りの漁獲量の変動するかを推定するに必要な現地資料が得られなかったので、1漁船当り漁獲量は盛漁期でも変わらず、利用漁船数のみが増加するため、1日当り陸揚量が増加するとして陸揚量を算定した。

このような資料不足を補うため、陸揚岸壁の延長算定にあたっては、回転法（漁船の1船当り岸壁使用時間を基準として算定する方法）の他、岸壁単位長さ、単位時間当り陸揚処理可能量をもととした計算も別途行ない、本報告においては回転法により算定した延長が妥当である事を確認している。

なお、ここで算定したジャカルタ漁港けい船岸壁延長について、日本の主要漁港のけい船岸延長と比較したものが付図-9である。これによれば、日本の漁港と大差なく妥当なものであることが云える。また、本文表-19に示した漁船の1船当り占有巾、占有長、漁船回転半径等についても前記と同様の考え方に基づきその基本的数字を決定した。

付図-9

ジャカルタ漁港と日本の主要漁港のけい船岸延長の比較



2-2 主要機能施設の所要量算定について

インドネシア国内において必要な、又は、参考となる資料の収集が殆んどできなかったため、日本における諸例を参考として算定した。基礎数字および算定方式は付表-16のとおりである。

付表-16 主要機能施設の所要量算定

施設	規模	能力	備考
1. 陸揚・荷役			
(1)上屋	上屋処理量	$204 \text{ トン} \div 30 \text{ kg/m}^2 = 6,800 \text{ m}^2$	鉄骨平屋・附帯設備を含む
(2)荷役機械	ベルコン(5~10T型)	34基	
		$680 \text{ m} \div 20 \text{ m/基} = 34 \text{ 基}$	
	フォーク・リフト	34台	
	計量器	34台	
2. 卸売場			
(1)卸売市場	1日平均取扱量	$334 \text{ トン} \div 100 \text{ kg/m}^2 = 3,350 \text{ m}^2$	鉄筋コンクリート 卸売市場の上に建設
(2)管理事務所	管理者室、市場関係者室、通信施設等		
(3)駐車場	$300 \text{ 台} \times 20 \text{ m}^2 = 6,000 \text{ m}^2$		
3. 冷蔵・保管			
(1)冷蔵庫	㊦ 1日平均取扱量	$334 \text{ トン} \times 4 \text{ 日} = 1,336 \text{ トン}$	F級-30℃
	㊩ 1次処理向原魚量	$241 \text{ トン} \times 0.05 = 12 \text{ トン}$	
		$12 \text{ トン} \times 30 \text{ 日} = 360 \text{ トン}$	
	㊷ 1次処理製品保管量	$12 \text{ トン} \times 0.3 = 4 \text{ トン}$	
		$4 \text{ トン} \times 4 \text{ 日} = 16 \text{ トン}$	
		$㊦ + ㊩ + ㊷ = 1,700 \text{ トン}$	
(2)凍結		$1,700 \text{ トン} \div 60 \text{ 日} = 28 \text{ トン/日}$	
4. 1次処理			
(1)1次処理場	$241 \text{ トン} \times 0.05 = 12 \text{ トン}$	建物 $1,500 \text{ m}^2$ フィーレ機械設備一式	スクリーニング・沈澱槽
(2)残さい処理場	$12 \text{ トン} \times 0.4 = 5 \text{ トン}$	5トン/hr処理	
(3)汚水処理場	原魚12トン処理	汚水量 100T/d処理	
5. 輸送			
(1)保冷車	入荷{	淡水魚入荷量 $10 \text{ トン} \div 6 \text{ T車} = 2 \text{ 車}$ 生鮮魚入荷量 $37 \text{ トン} \div 6 \text{ T車} = 6 \text{ 車}$	

	出荷 { 生鮮魚出荷量 239トン ÷ 6T車 ≙ 40車 塩干魚出荷量 87トン ÷ 6T車 ≙ 15車 計 63車	
(2)駐 車 場	63車 × 50m <sup>2</sup> = 3,150m <sup>2</sup>	
6. 漁 船 補 給		
(1)製 氷	漁船用水 204トン × 1.0 = 204トン 陸上用水 239トン × 0.5 = 119.5トン (計) ≙ 300トン	
(2)貯 氷	300トン × 4日 = 1,200トン	
(3)給 油	(漁船階層) (馬力数) (使用量) (操業時間) (隻数) 0~ 5 トン - 20 <sup>rp</sup> × 0.18 <sup>ℓ</sup> × 8 <sup>hr</sup> × 713 = 20,534 <sup>ℓ</sup> 5~ 10 - 60 × 0.18 × 16 × 362 = 62,553 10~ 50 - 200 × 0.18 × 24 × 45 = 38,880 50~100 - 500 × 0.18 × 240 × 2 = 43,200 100~200 - 600 × 0.18 × 240 × 1 = 25,920 200~300 - 700 × 0.18 × 360 × 1 = 45,360 (計) 236,447 <sup>ℓ</sup> 236 <sup>kℓ</sup> × 20 <sup>日</sup> × 1/3 (月3回転) ≙ 1,500 <sup>kℓ</sup> 500 <sup>k</sup> タンク × 3基	
(4)給 水	(漁船階層) (乗組員数) (使用量) (日数) (隻数) 0~ 5 - 3 <sup>人</sup> × 10 <sup>ℓ</sup> × 1 <sup>日</sup> × 713 = 21,390 <sup>ℓ</sup> 5~ 10 - 4 × 10 × 2 × 362 = 28,960 10~ 50 - 8 × 10 × 3 × 45 = 10,800 50~100 - 10 × 10 × 30 × 2 = 6,000 100~200 - 15 × 10 × 30 × 1 = 4,500 200~300 - 20 × 10 × 45 × 1 = 9,000 (計) 80,650 <sup>ℓ</sup> 40トン/hr × 2基	
(5)製 函	3,000函/d × 2基	
(6)水産倉庫	2,000m <sup>2</sup>	
7. 漁 船 修 理	㊦ 小型船 3隻分 (年間2回上架) ㊩ 中型船 1隻分 ㊪ 機関修理1式、建物360m <sup>2</sup>	上架施設 { レール(50m) キャブスタン(15kw) 船台(2) クレーン・ホイスト(10t型)
8. 福 利 厚 生	㊦ 宿泊、宿泊附帯設備、厚生設備等2,000m <sup>2</sup> ㊩ 駐 車 場 500m <sup>2</sup> ㊪ レクレーション施設 5,000m <sup>2</sup>	

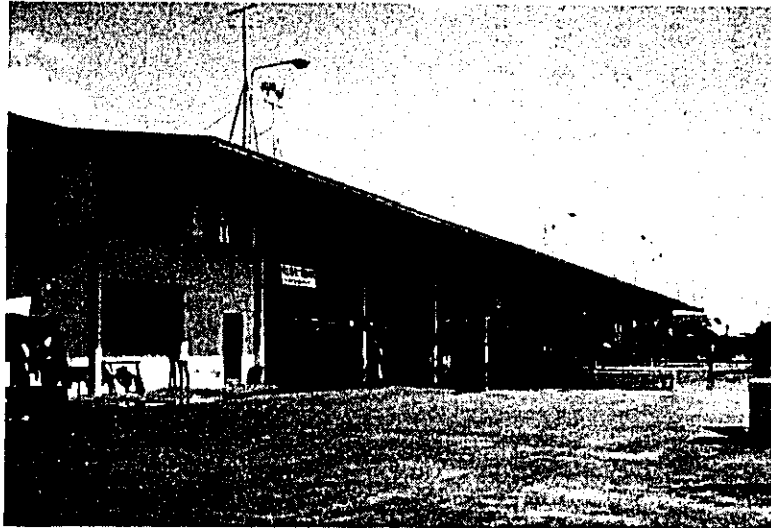
### 3 関連調査地区の概要

今回のジャカルタ漁港／魚市場整備計画作成，特に魚市場の管理，運営問題の勧告等に資するため，関連地区調査として，シンガポール共和国およびタイ王国の主要漁港／魚市場等の調査を実施した。以下にその調査概要について述べておく。

#### 3-1 シンガポール共和国ジュロン漁港／魚市場について

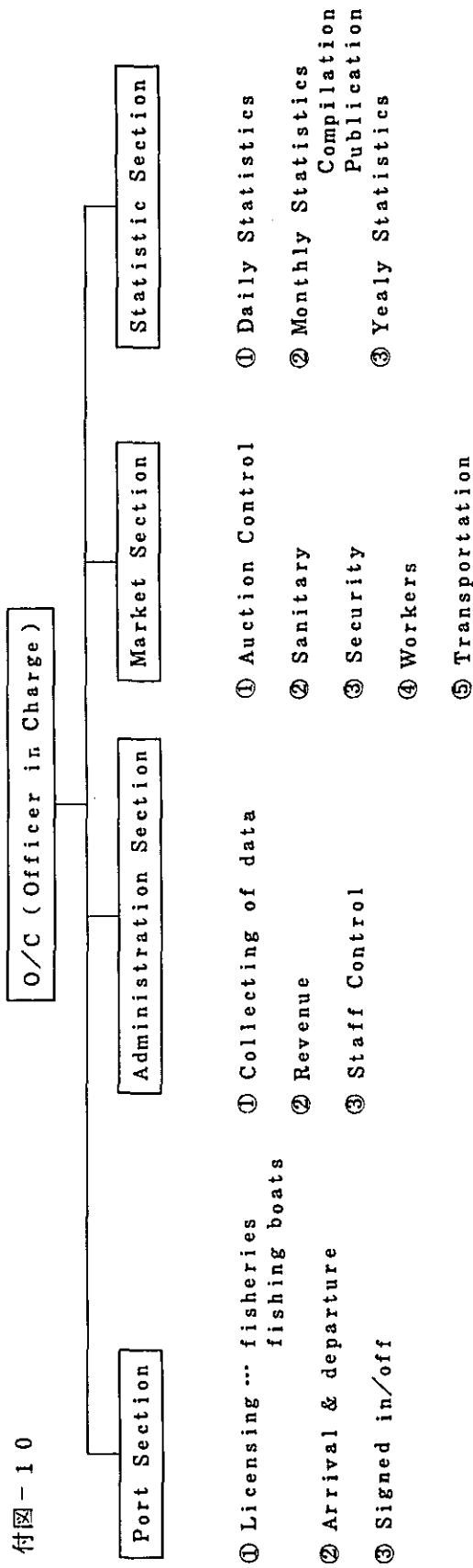
ジュロン漁港／魚市場は正式名称をJuron Fishing Port/Central Fish Marketと称し，シンガポール市の中心部から約20 Km離れたジュロン工業地帯の一角に位置している。

本施設は，シンガポール政府資金により1969年に完成したもので政府が管理者となって管理運営されている。管理運営にあたる職員数は約70人で組織は付図-10のとおりである。



付写真-1 ジュロン漁港／魚市場

付図-10



漁港/魚市場管理職員数

SPPO(F)	Senior Primary Production Officer	1名	
PPQ(F)	Primary Production Officer	3	
APPQ(F)	Assistant P.P.O.	30	71名
PPS	Primary Production Supportinee	6	
Worker		27	
Office girl		4	
その他 Driver	... 5		他/Security } 8人 Guard
Clean Operator	... 5	26	
Crew	... 16		



本施設の管理運営に関連する法規として、The Fishery Act, Market Regulations, Requirements for Arrival and Departure of Fishing Vessels 等がある。

水産物の取扱量は1973年において年間約9.8万トン、金額にして98,224千S\$ (120億円)である。このうち約1/3のジュロン漁港岸壁より直接陸揚されたもので、2/3はマレーシア、タイよりトラックを使用し搬入される。1日当り取扱量は平均150tで最も多い時は250tに達する。取扱品目は海産魚および淡水魚が主体で塩干魚はほとんど取扱われていない。

市場内において営業活動を行なっている卸売人と小売人はそれぞれ80人および2,500人で、取扱いはセリの形態をとることが多く、代金決済は翌日決済である場合が多い。漁港/魚市場施設の利用率としては卸売人の許可料(200S\$/月)、市場構内占有料(3S\$/m<sup>2</sup>/月)、事務所使用料、陸揚クレーン使用料、その他がある。しかし、経営収支的にみると管理運営に要する政府の予算支出の方が諸利用料収入を上廻っていることがみられる。

本施設は、700ft(210m)の岸壁、400ft(120m)×150ft(45m)の上屋、管理棟、卸売人事務所等から構成されているが、現在の施設量では不足しているため、岸壁、上屋を拡張する計画が樹てられている。

### 3-2 在シンガポール東南アジア漁業開発センター(SEAFDEC)およびFAO訓練センターならびにシンガポールの漁業の現状について

シンガポールにおいては、ジュロン漁港/魚市場の他、東南アジア漁業開発センターおよびFAO訓練センターを訪問し、両機関の活動状況およびシンガポール漁業の現況について調査した。以下その調査概要についてのべる。

#### 3-2-1 東南アジア漁業開発センター(SEAFDEC)について

SEAFDECは、シンガポールのチャンギー地区に立地しており、タイ、フィリッピン、マレーシア、シンガポール、日本が加盟し、運営に当たっている。

設立の目的は、人材養成、資源調査、漁場開発調査、養殖振興等であるが、加盟国相互間で中心漁場として使用されている南シナ海がもともと漁場としての価値が高くないこと、SEAFDECでの調査の成果が、早期に発表されないことなどから今後多くの問題があると考えられている。

#### 3-2-2 FAOシンガポール訓練センターについて

ここは、SEAFDECと同一敷地内に立地し、中卒者を対象とした漁業従事者の育成を行なっている。全額国費負担で年間25人前後の卒業生を送り出しているが、漁業自体がまだ産業としての基盤を確立していない現状のため卒業生がそのまますぐ漁業に就労出来ない点が問題となっている。

#### 3-2-3 シンガポールの漁業の現状と問題点

シンガポールにおける漁業生産量は年間15,000トンであり、また、輸入量は年間

45,000トンである。輸入の大部分は生鮮魚である。

シンガポールにおける主要漁業の種類は、トロール、巻網、敷網であるが、漁獲される魚種の大部分がアジ、イワシ等の低価格魚類であること、また、その領海が狭く、自国の漁場を殆んど持たないこと等もあって漁業発展上多くの制約条件をかかえている。

このように漁場の狭少や隣接国との領海問題、さらに労働力不足等もあって水産物の自給体制を欲しながらも前述のように消費の大半を外国からの輸入にまつより仕方がない現状である。そのため、ジュロン漁港／魚市場の整備や利用の方法についても外国漁船の鮮魚陸揚が容易でその量も一層増大するよう配慮してシンガポール国内需要量の確保につとめている模様である。

### 3-3 タイ王国バンコック魚市場（BFM）について

#### 3-3-1 概 要

バンコック魚市場は水産物の競売（セリ）を行なう中央卸売市場として1953年に開設され、バンコック市を流れるメナム河（Chow Phya River）の河口より30km上流の左岸のYarnnawa地区に建設されている。



付写真-2 バンコック魚市場

事業主体はFMO (Fish Marketing Organization) でFMOが農業省の認可を得て政府資金 (Special Budget) により建設した (建設費 14,130 千バーツ⇔2億1千万円)。

FMOは農業省の監督下にある自治体 (法人) であり, その業務内容はタイ国内卸売市場の運営, 魚市場販売組織の管理, 漁業者の福利向上であるとしている。

FMOは農業省の承認を得たうえで, 適当と認める地に卸売市場を建設することができる。またFMOは7ヶ所の陸揚施設と2ヶ所の卸売市場 (バンコックおよびサムサコン) について直接管理を行なっている (付図-11参照)。

バンコック魚市場の行政機構上の地位はFMOの一部門で, バンコック魚市場部の機能は漁獲物および水産加工品等市場に入荷する水産物のマーケティングを担当するほか, 市場内の衛生, 総合安全, 労務関係および輸送関係の業務も行ない, また, 統計資料の収集も実施している。

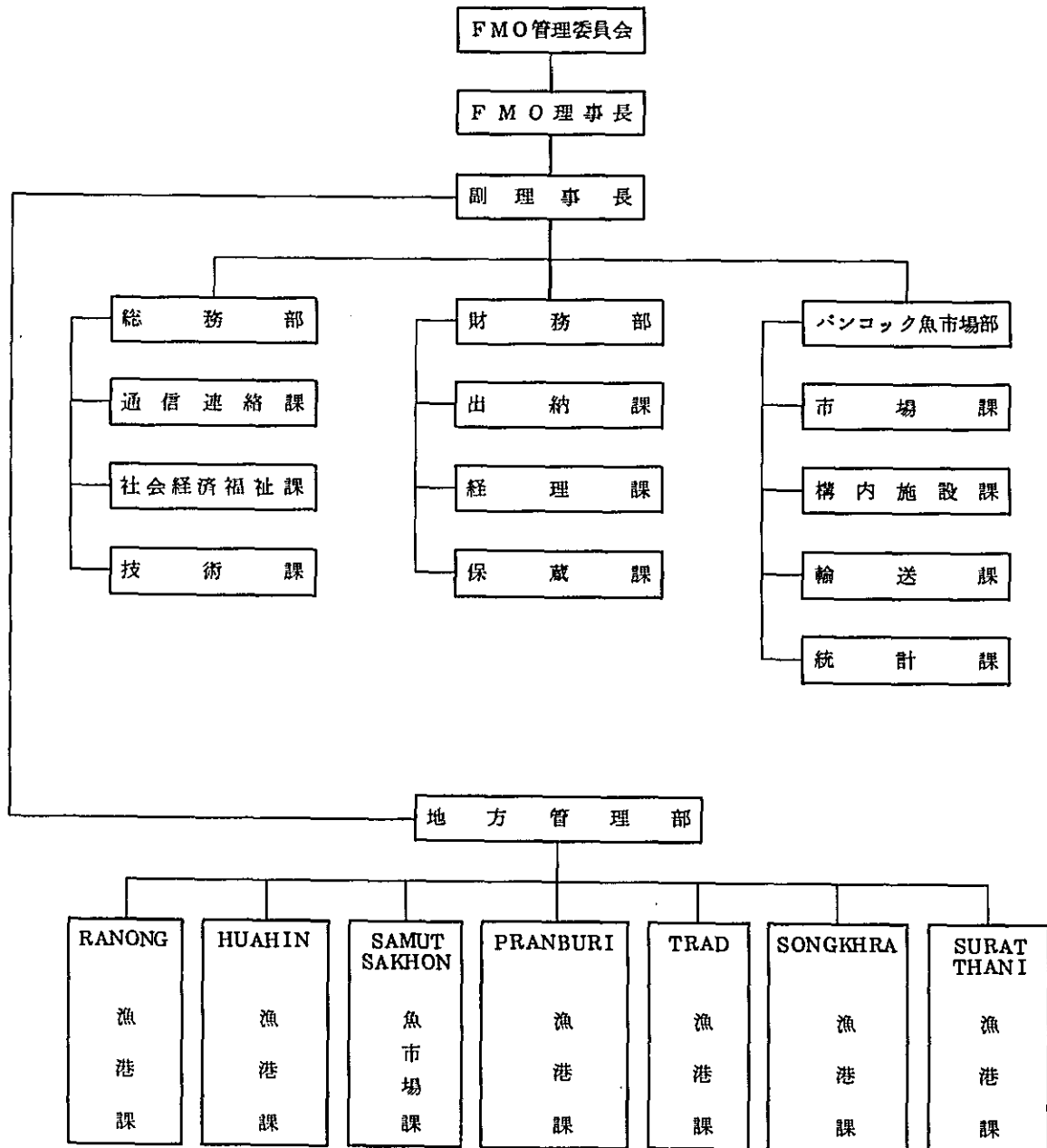
関連法規としては, 1953年1月21日付けで公布された魚市場法がある。



付写真-3 サムサコン漁港岸壁

付図 - 1 1

FMO 機構図



Fish Agent (卸売人) は水産局の許可を得て営業している。その機能は仲買人であり、かつ漁業者の代表である。Fish Agentは生産者から漁獲物の委託を受けてFish Buyer (小売人) に販売している。販売手数料は市場法により6%と定められている。Fish Agentは、この販売手数料の他、諸経費(運賃、氷代等)を控除した残額を生産者に支払っている。

海産魚のFish Agent 10社 …… 漁民へ無利子の資金の貸付を行ない、借り受けた漁民は必ず貸主の卸売人に魚を委託販売する。

淡水魚のFish Agent 6社 …… 内水面漁業の許可を有する漁民はAgentから資金の貸付を受ける。借り受けた漁民は前記と同様の関係ができる。Agentは又無料で漁業者に標準容器を支給する。

### 3-3-2 市場運営の現況

#### (1) 取引方法

Fish Agent (卸売人) とFish Buyer (大部分が小売人) との間で競売(セリ)が行なわれる。

		Fish Buyer (1,500~2,000人→1日平均1,611人)	
Fish Agent (100%) →	{	小 売 人	70%*
		仲 買 人	10%
		冷 凍 工 場	10%
		蒸 魚 工 場	5%
		フィッシュボール工場	3%
		缶 詰 工 場	2%

(注) \* %は分荷割合を示す。

競売の方法はセリ人が最高価格を提示し、それに最も近い価格を提示した買受人に販売される。

販売単位	プラト - ……	大量取引(見本取引)
	その他の浮魚 ……	かご売り(30~70Kg)
	トロール魚種 ……	箱売り(12~15Kg)
	淡水魚 ……	コンテナ売り(40~80Kg)
開市時間	プラト - , 淡水魚	午前3時半
	その他の魚類	午前7時半
開市日数	365日(中国正月のみ1~2日閉市)	

(2) 取 扱 量 (1972年)

総取扱量	122,000トン (1日332トン)	476百万パーツ (71億円)
海産魚	116,000トン (1日317トン)	423百万パーツ (61億円)
淡水魚	6,000トン (1日15トン)	53百万パーツ (8億円)
加工品	1969年以降なし	

主要魚種別取扱量 (1972年)

海産魚	プラトー	32,000トン
	その他	74,000 "
	甲殻類	9,000 "
	軟体動物	
淡水魚	ナマズ	4,000 "
	スネークヘッド	2,000 "

(3) 輸送手段 (1972年)

搬入 (1日当り)	トラック	119台
	漁船	3隻
	貨車	3台
	合計	125

トラック、貨車による搬入が増える傾向にあり、漁船による直接陸揚げは減少している。

搬出 (1日当り)	トラック	482台
	三輪車	20台
	エンジン・ボート	12隻
	サンパン (はしけ)	1隻

トラックによる搬出が急増している。

(4) 市場職員数

FMO → Officer 100人, Worker 100人  
うちBFM → Officer 6人, Worker 24人

(5) 労働者 (Labourer) …… 荷役作業

Inner (内働き, 常備)

Fish Agentに雇用されており、給与形態は本給および荷下し時のノルマに応じた能率給の二本建てである。

作業 (①トラック、漁船からの荷下し運搬  
②仕分けおよびセリのための容器づめ)

現在約200人

Outer (外働き, 臨時傭) …… FMOの管轄下にある。

給与は買受人が支払う金額を平等に分配する。

作業は, セリ終了後, 買受人に渡った魚を車または船に運搬することである。

現在 220人

(6) 漁港/魚市場の収入

(i) Fish Agentからの徴収……

①取扱額の1% (法律では3%以内)

②許可料 5,000 バーツ/年間 事務所借用料

(ii) 市場収入の75%……

①施設維持管理費

②市場経営費 (職員給与を含む)

③FMOの振興費 (将来の拡張計画)

(iii) 市場収入の25%……

①漁民のための福利厚生資金

②漁港の建設

③灯台, 航海船舶に対する注意信号

④道路, 歩道

⑤学 校

福利厚生資金はFMOの中の漁業振興委員会の議を経, FMO管理委員会の承認を得て, 種々のProjectの為に用いられる。

(7) 漁港建設費

①大中型規模…… 政府資金 (Government Budget)

②小 規 模…… FMO福利厚生資金および漁業団体あるいは県庁からの援助資金  
(Fisheries Welfare and Counterpart Funds)

3-3-3 バンコック魚市場がかかえる問題

- ① 取扱量が年々増大してきており, そのため, 市場施設が狭隘となっている。
- ② これを解消するため, 1969年にOTCAからバンコック新魚市場建設計画作成のための調査団が派遣された。同調査団は現在のバンコック魚市場とは別の場所に年間取扱量27万トンの処理能力を持った新市場を1974年までに完成するよう計画し, 勧告している。
- ③ この計画はタイ国の予算措置がなされないまま, 現在まで具体化していない。
- ④ 新魚市場の建設については予算面の他, 現在の市場を存続させるか否かが問題で価格形成の面, 物価流通の面から, その当否の判断に苦慮している点があるようである。
- ⑤ 取扱量が増加して行った場合, 日本の水産物を扱う中央卸売市場における仲卸人制度の導入が必要かどうか, 関心をもっている。

### 3-4 タイ王国サムサコン魚市場について

サムサコン (Sammt Sakhon) 魚市場はタチン河 (Tachine River) の左岸に建設され、1968年に市場開設されたもので、バンコック近郊における重要な海産魚陸揚の基地となっているFMOに所属する公営の市場である。

施設は長さ143m、巾16mの陸揚岸壁、同84m×18mの荷捌所、同30m×10mの2階建の管理事務所等からなっており、年間8万トン前後の魚を陸揚している。

利用漁船の大多数はトロール漁船であるため、陸揚量の約25～40%が屑魚となっている。

サムサコンには近隣に私営の魚市場もあり、現在、小型船は主に私営に陸揚し、20～30t以上の大型船は本市場に陸揚する。

本市場は朝7時より良質の魚を陸揚し、夕方からは屑魚の陸揚を行なっている。

このように施設が四六時中利用されていることから明らかなように、陸揚岸壁および荷捌所の施設量が非常に不足しているが、現在の魚市場所在地には拡張の余地がないので、現在、FMOにおいて近隣で500m程度の岸壁延長を確保できる用地を探しているとの事である。

職員数は上級職員 (Officer) 5名、下級職員 (Labour) 17名の計22名である。

市場には24社の卸売人が登録されている。取引手数料は6%以下である。取引には鮮魚取扱小売人の他、塩干魚等の加工業者も含め150人程が毎日参加している。

なお、サムサコンはバンコク魚市場と異なり、トラックで入荷する魚はなく、すべて漁船から直接陸揚される。出荷の場合はトラックの他Taxi boatなど舟運機関も利用されている。

市場調査終了後、Taxi boatを利用し、周辺地域の河筋の踏査を実施したが、河筋の至るところに大小の漁船がけい留されている他、200G.W.T.前後はあると思われる漁船も何隻か建造中であった事は、この地域の漁業根拠地としてのポテンシャルの高さを示すものと認められた。



4. 日本国内における漁港および魚市場関係法規

漁港法関係

法令

411

漁港法

(昭和二十五年五月二日  
法律第三百三十七号)

改正

- 昭和二十五年五月六日 法律第五百五十四号
- 昭和二十六年六月一日 法律第七百七十五号
- 昭和二十六年六月九日 法律第二百二十号
- 昭和二十六年十二月十七日 法律第三百二十二号
- 昭和三十一年五月十二日 法律第一百号
- 昭和三十一年六月一日 法律第二百二十二号
- 昭和三十四年四月十一日 法律第四百十四号
- 昭和三十七年九月十五日 法律第六十一号
- 昭和三十八年三月三十一日 法律第七十号
- 昭和三十九年七月十日 法律第六十八号
- 昭和四十年五月十五日 法律第六十六号
- 昭和四十二年八月一日 法律第二百十号
- 昭和四十六年五月十七日 法律第六十一号
- 昭和四十六年五月二十六日 法律第七十号
- 昭和四十七年六月二十六日 法律第六十号

目次

第一章 総則(第一条—第四条)……………一

第二章 漁港の指定(第五条・第六条)……………二

第三章 漁港審議会(第七条—第十六条)……………三

第四章 漁港修築事業(第十七条—第二十四条の五)……………五

第五章 漁港の維持管理(第二十五条—第三十九条の三)……………一〇

第六章 雑則(第四十条—第四十四条)……………一五

第七章 罰則(第四十五条—第四十七条)……………一七

附則……………一七

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、水産業の発達を図り、これにより国民生活の安定と国民経済の発展とに寄与するために、漁港を整備し、及びその維持管理を適正にすることを目的とする。

(漁港の意義)

第二条 この法律で「漁港」とは、天然又は人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体であつて、第五条第一項の規定により指定されたものをいう。

(漁港施設の意義)

第三条 この法律で「漁港施設」とは、次に掲げる施設であつて、漁港の区域内にあるものをいう。(昭四七法一〇六本項改正)

一 基本施設

イ 外郭施設

防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び

- 胸壁(昭二六法三一二 一部施設  
追加、昭四七法一〇六開門改正)
- 岸壁、物揚場、係船浮標、係船く  
い、棧橋、浮棧橋及び船揚場(昭  
四七法一〇六係留施設・係船浮  
標・係船くい・棧橋・浮棧橋改正)
- 航路及び泊地
- ハ 水域施設
- 二 機能施設
- イ 輸送施設  
鉄道、軌道、道路、橋及び運河  
(昭四七法一〇六橋改正)
- ロ 航行補助施設  
航路標識並びに漁船の出入港のた  
めの信号施設及び照明施設
- ハ 漁港施設用地  
各種漁港施設の敷地
- ニ 漁船漁具保全施設  
漁船修理場、漁船機関修理場及び  
漁具干場
- ホ 補給施設  
漁船のための給水及び給油施設
- ヘ 漁獲物の処理、保蔵及  
び加工施設  
荷さばき所、荷役機械、水産倉庫、  
野積場、製氷、冷凍及び冷蔵施設  
並びに加工場(昭三一法一二三野  
積場追加)
- ト 漁業用通信施設  
陸上無線電信、陸上無線電話及び

- チ 漁船船員厚生施設  
気象信号所  
宿泊所、浴場、診療所及び漁船船  
員ホール
  - リ 漁港管理施設  
管理事務所及び監視所
  - ヌ 漁港浄化施設  
公害の防止のための導水施設  
その他の浄化施設(昭四六法七〇  
漁港浄化施設追加)
- (漁港修築事業の意義)
- 第四条 この法律で「漁港修築事業」とは、第十七条第一項の漁港  
の整備計画に基いて行う漁港施設の新築、増築、改築、補修若し  
くは除却、漁港の区域内の土地の欠壊の防止又は漁港の区域内へ  
の土砂の流入の防止その他漁港の整備を図るための事業及びこれ  
らの事業以外の事業で漁港における汚でいその他公害の原因とな  
る物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のために  
行なうものをいう。(昭四六法七〇本条改正)
- 第二章 漁港の指定
- (漁港の指定)
- 第五条 農林大臣は、漁港審議会の議を経、且つ、関係都道府県知  
事の意見を徴して、漁港の名称、種類及び区域を定めて漁港の指  
定を行う。
- 2 農林大臣は、前項の規定により指定した漁港について、事情の

変更その他特別の事由があると認める場合には、漁港審議会の議を経て、且つ、関係都道府県知事の意見を徴して、当該指定の内容を変更し、又は当該指定を取り消すことができる。この場合において、指定の内容の軽微な変更で、農林大臣があらかじめ漁港審議会の議を経て定める基準に適合するものについては、漁港審議会の議を経ることを要しない。(昭三一法一二二本項後段追加)

3 農林大臣は、第一項の指定又は前項の変更をしようとする場合において、漁港の区域を定め、又は変更しようとするときは、当該漁港の区域について、運輸大臣に協議しなければならない。

4 農林大臣は、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第三条第一項に規定する河川の河川区域又は海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条の規定により指定される海岸保全区域について、第一項の指定又は第二項の変更をしようとするときは、当該漁港の区域について、当該河川を管理する河川管理者又は当該海岸保全区域を管理する海岸管理者に協議しなければならない。(昭三一法一〇一、昭三九法一六八本項改正)

5 第一項の指定及び第二項の変更又は取消は、告示とする。  
(漁港の種類)

第六条 漁港の種類は、次のとおりとする。(昭四七法一〇六本項改正)

第一種漁港 その利用範囲が地元の漁業を主とするもの

第二種漁港 その利用範囲が第一種漁港よりも広く、第三種漁港に属しないもの

第三種漁港 その利用範囲が全国的なもの

第四種漁港 離島その他辺地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの(昭四七法一〇六辺地改正)

### 第三章 漁港審議会

#### (設置及び権限)

第七条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他漁港に関する重要事項を調査審議するために、漁港審議会を置く。

2 漁港審議会は、漁港に関する事項につき、関係行政庁に対し意見を提出することができる。

3 漁港審議会は、常に、中央漁業調整審議会と密接な連絡を保つように努めなければならない。

4 漁港審議会は、農林大臣の監督に属する。

#### (組織)

第八条 漁港審議会は、委員九人をもつて組織する。

2 漁港審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。(昭三八法七〇本項改正移項)

3 会長は、会務を総理する。(昭三八法七〇本項改正移項)

4 漁港審議会は、あらかじめ、委員の中から、会長に事故がある

場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならない。

(昭三八法七〇本項改正移項)

(委員の任命)

第九条 委員は、左に掲げる者の中から、内閣総理大臣が、両議院の同意を得て、任命する。

一 漁港の整備について、十分な知識と経験を有する者

二 漁港の修築に関する技術について、十分な知識と経験を有する者

三 漁港の運営について、十分な知識と経験を有する者

四 漁業に関し、十分な知識と経験を有する者

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができる。この場合において、任命後最初の国会において、両議院の同意を得なければならぬ。

(委員の任期)

第十条 委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。(昭二六法一七五本項改正)

2 委員は、再任されることができる。

(委員の退職)

第十一条 委員は、第九条第二項後段の規定による両議院の同意がなかつたときは、当然退職するものとする。

(委員の罷免)

第十二条 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務を執行することができず、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により委員の罷免について両議院の同意を得ようとするときは、あらかじめ、当該委員に罷免の事由を文書をもつて通知し、当該委員又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えなければならぬ。

(議決方法及び調査等)

第十三条 漁港審議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 漁港審議会の議事は、出席した委員(会長たる委員を除く。)の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 漁港審議会は、公務所、漁港関係者若しくはその組織する団体その他の関係者に対し、審議のために必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は関係人の出頭を求めてその意見を徴することができる。

できる。

4 漁港審議会は、審議のために必要があると認める場合には、公務所、漁港関係者若しくはその組織する団体又は学識経験のある者に必要な調査を嘱託することができる。

5 第三項の規定により出頭を求められた者は、政令の定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。

#### (公聴会)

第十四条 漁港審議会は、第十七条第一項の漁港の整備計画について意見を決定するとき、その他必要があると認めるときは、公聴会を開くことができ、又は農林大臣の指示若しくは漁港審議会の定める利害関係人の請求があつたときは、公聴会を開かなければならない。

#### (委員の実費弁償)

第十五条 委員は、政令の定めるところにより、旅費、手当その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

#### (委任規定)

第十六条 この法律に定めるものの外、漁港審議会の運営に關し必要な事項は、漁港審議会が定める。

### 第四章 漁港修築事業

#### (漁港の整備計画)

第十七条 農林大臣は、漁港審議会の意見を徴し、その意見を採択

して漁港の整備計画を定め、閣議の決定を経なければならない。

もし、農林大臣が、漁港審議会の意見を採択することができないときは、その定めた漁港の整備計画に当該漁港審議会の意見を添えて内閣に提出しなければならない。

2 内閣は、前項の規定により漁港の整備計画を決定したときは、これを国会に提出して、その承認を受けなければならない。この場合において、内閣が決定した漁港の整備計画が漁港審議会の意見と異なるときは、内閣は、漁港審議会の意見を添えて国会に提出しなければならない。

3 第一項の漁港の整備計画の変更は、前二項に規定する手続に準じて行うものとする。(昭三一法一二二本項追加)

4 内閣は、毎年度、国の財政の許す範囲内において、第一項の漁港の整備計画を実施するために、必要な経費を予算に計上しなければならない。(昭三一法一二二本項改正)

#### (施行者)

第十八条 漁港修築事業は、国、漁港の所在地の地方公共団体又は漁港を地区内に有する水産業協同組合でなければ、施行することができない。

#### (施行の許可)

第十九条 国以外の者が漁港修築事業を施行しようとする場合(次条第一項の特定第三種漁港に係る場合を除く)には、第十七条第

一項の漁港の整備計画に基いて漁港修築計画を定めた上、農林大臣の許可を受けなければならない。(昭三四法一一四本項改正)

2 農林大臣は、前項の許可をするについては、あらかじめ漁港審議会の議を経て定めた基準によらなければならない。

3 国が漁港修築事業を施行する場合には、農林大臣は、第十七条第一項の漁港の整備計画に基いて漁港修築計画を定めなければならない。

4 第一項又は前項の規定により漁港修築計画を定める場合においては、その漁港に漁港管理者があるときには、当該漁港管理者の意見を徴し、その意見を尊重して、これをしなければならない。

5 第一項又は第三項の場合において、漁港修築事業を施行しようとする者は、漁港修築計画を定めるために必要があるときには、五日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土地又は水面に立ち入り、測量又は検査をすることができる。この場合において、国以外の者の施行に係るときには、立ち入るべき土地又は水面の区域を定めて、あらかじめ、農林大臣の許可を受けなければならない。

6 前項の規定による立入、測量又は検査をする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

7 第五項の場合には、当該施行者たるべき者は、遅滞なく、同項の立入、測量又は検査により現に生じた損害を補償しなければならない。

らない。

(特定第三種漁港の漁港修築計画等)

第十九条の二 特定第三種漁港(第三種漁港のうち水産業の振興上特に重要な漁港で政令で定めるものをいう。以下同じ。)については、国以外の者が行う漁港修築事業についても、その漁港修築計画は、農林大臣が第十七条第一項の漁港の整備計画に基づいてこれを定める。この場合において、農林大臣は、当該施行者たるべき者の意見を徴し、その意見を尊重してこれを定めなければならない。(昭四七法一〇六本項改正)

2 国以外の者が前項の漁港修築計画に基いて漁港修築事業を施行しようとする場合には、農林大臣の許可を受けなければならない。

3 農林大臣は、事情の変更その他の事由により必要があるときは、第一項の例により同項の漁港修築計画を変更することができる。

4 第一項又は前項の規定により漁港修築計画を定め又は変更しようとする場合には、前条第五項から第七項までの規定(第五項後段の規定を除く。)を準用する。この場合において同条第五項前段中「第一項又は第三項の場合において、漁港修築事業を施行しようとする者」とあるのは「第十九条の二第一項又は第三項の場合において、農林大臣」と、第七項中「当該施行者たるべき者」と

あるのは「国」とそれぞれ読み替えるものとする。

(昭三四法一一四本条追加)

(費用の負担及び補助)

第二十条 国が漁港修築事業を施行する場合には、国は、政令で定める基準に従い、その費用の一部を当該漁港の漁港管理者の同意を得て、これに負担させることができる。

2 国以外の者が第三種漁港又は第四種漁港について漁港修築事業を施行する場合には、第三条第一号の基本施設の修築に要する費用は、次の区分に従い、それぞれその定める割合を国において負担する。(昭四七法一〇六本項改正)

区 分 比 率

第三種漁港 北海道にあつては百分の六十(特定第三種漁港の

外郭施設及び水域施設については、百分の七十)、

その他の地域にあつては百分の五十(特定第三種

漁港の外郭施設及び水域施設については百分の七

十、特定第三種漁港の係留施設については百分の

六十)(昭三八法七〇負担率改正、昭四七法一〇

六特定第三種漁港改正)

第四種漁港

北海道にあつては百分の八十、その他の地域にあつては、外郭施設及び水域施設については百分の七十五、係留施設については百分の六十(昭二六

法三一二負担率改正、昭四七法一〇六外郭施設・係留施設改正)

註 二項中の負担率に係る条文の改正経過を参考のため次に掲載した。

昭和二十六年四月一日から

昭和二十七年三月三十一日まで

区 分 比 率

第三種漁港 北海道にあつては百分の六十、その他の地域にあつては百分の五十  
第四種漁港 北海道にあつては百分の八十、その他の地域にあつては百分の七十  
五又は百分の六十

昭和二十七年四月一日から

昭和二十八年三月三十一日まで

区 分 比 率

第三種漁港 北海道にあつては百分の六十、その他の地域にあつては百分の五十  
第四種漁港 北海道にあつては百分の八十、その他の地域にあつては、外かく施設及び水域施設については百分の七十五、けい留施設については百分の六十

昭和二十八年四月一日から

昭和四十七年三月三十一日まで

区 分 比 率

第三種漁港 北海道にあつては百分の六十、その他の地域にあつては百分の五十  
第四種漁港 北海道にあつては百分の八十、その他の地域にあつては、外かく施設及び水域施設については百分の七十五、けい留施設については百分の六十  
(前条第一項の特定第三種漁港については、百分の六十)

百分の六十

昭和四十七年四月一日から  
現在まで } の適用条文 (昭四七法一〇六改正)

現行条文参照

3 国以外の者が第一種漁港又は第二種漁港について漁港修築事業を施行する場合には、第三条第一号の基本施設の修築に要する費用は、左の区分に従い、各々その定める割合をもつて、国は、当該漁港修築事業の施行者に補助する。

区 分 比 率

第一種漁港 北海道にあつては百分の六十、その他の地域にあつては百分の四十

第二種漁港 北海道にあつては百分の六十、その他の地域にあつては百分の四十

4 国以外の者が漁港修築事業を施行する場合において、特に必要があるとき、国は、前二項に規定するものの外、政令で定める基準に従い、予算の範囲内で当該漁港修築事業に要する費用の一部を当該漁港修築事業の施行者に補助することができる。

5 農林大臣は、第十九条第一項の許可をするについては、第二項又は第三項の規定により国が負担し、又は補助することとなる金額が、国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内で、これを

しなければならない。(昭三四法一一四本項改正)

(他の工作物と効用を兼ねる漁港施設の工事の費用の負担)

第二十条の二 漁港施設で他の工作物と効用を兼ねるものの漁港修築事業の費用の負担については、漁港修築事業の施行者と当該工作物の管理者とが、協議して定めるものとする。(昭二六法三一  
二本条追加)

(漁港修築事業の施行の許可に係る権利の譲渡及び漁港修築事業の施行の委託)

第二十一条 漁港修築事業の施行の許可に係る権利の譲渡は、農林大臣の許可を受けなければ、その効力を生じない。

2 漁港修築事業の施行者は、農林大臣の許可を受けて、漁港修築事業の施行を委託することができる。

3 第一項の認可及び前項の許可をするについては、第十九条第二項の規定を準用する。

(漁港修築計画の変更、漁港修築事業の廃止その他)

第二十二条 国以外の漁港修築事業の施行者は、事情の変更その他の事由がある場合において農林大臣の許可を受けた後でなければ、漁港修築計画を変更し、又は漁港修築事業の全部若しくは一部を廃止し、若しくはその施行を停止してはならない。但し、漁港修築計画の軽微な変更で農林省令で定める基準に適合するものについては、この限りでない。(昭三一法一二二但書追加)



2 農林大臣は、前項の許可をする場合において、その漁港に漁港管理者があるときは、当該漁港管理者の意見を徴し、その意見を尊重して、これをしなければならぬ。但し、急速を要する場合には、この限りでない。(昭三一法一二二本項但書一部削除)

3 国以外の漁港修築事業の施行者は、漁港修築計画につき第一項但書に規定する軽微な変更をしたときは、遅滞なく当該変更に係る事項を農林大臣に届け出なければならない。(昭三一法一二二本項追加)

(施行者に対する指示及び命令並びに許可の取消)

第二十三条 農林大臣は、国以外の漁港修築事業の施行者に対し、工事の施行の順序その他漁港修築事業の施行方法に関する必要な事項を指示することができる。

2 農林大臣は、地形の変化その他の事由により必要があると認められる場合には、国以外の漁港修築事業の施行者に対し、漁港修築計画の変更又は漁港修築事業の全部若しくは一部の廃止若しくはその施行の停止を命ずることができる。

3 農林大臣は、国以外の漁港修築事業の施行者がする事業の施行が、この法律、この法律に基づく命令若しくはこれらの法令に基づいてする行政庁の処分違反し、若しくは完了の見込みがないと認めるとき、又は当該施行者が漁港修築計画において定められた期限までに工事に着手しないときは、当該漁港修築事業の施行

の許可を取り消すことができる。(昭四七法一〇六本項改正)

(土地、水面等の使用)

第二十四条 漁港修築事業の施行者は、漁港修築事業の施行のために必要がある場合には、五日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土地若しくは水面に立ち入り、又はこれらを一時材料置場として使用することができる。この場合において、国以外の者の施行に係るときには、立ち入り、若しくは使用すべき土地若しくは水面の区域又は使用の期間を定めて、あらかじめ、農林大臣の許可を受けなければならない。(昭二六法二二〇本項改正)

2 前項の規定による立入をする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

3 第一項の場合には、漁港修築事業の施行者は、遅滞なく、同項の立入若しくは使用により現に生じた損害を補償し、又は相当の使用料を支払わなければならない。

(漁港修築事業費の精算)

第二十四条之二 第二十条第二項、第三項又は第四項の規定により国の負担金又は補助金の交付を受けた者は、当該負担金又は補助金に係る漁港修築事業を施行したときは、遅滞なく、その事業費を清算して農林大臣の事業完了の認定を受けなければならない。

(昭二六法三一二本条追加、昭四七法一〇六本条改正)

(剰余金の処分)

第二十四条の三 第二十条第二項、第三項又は第四項の規定により  
国の負担金又は補助金の交付を受けた者は、当該負担金又は補助  
金に係る漁港修築事業の事業費に剰余を生じたときは、遅滞な  
く、当該剰余金のうち国が負担し、又は補助する割合に相当する  
額を国に返還しなければならない。(昭二六法三一一本条追加)

(負担金又は補助金の還付等)

第二十四条の四 農林大臣は、第二十条第二項、第三項又は第四項  
の規定により国の負担金又は補助金の交付を受ける者が、左の各  
号の一に該当する場合には、その者に対し、当該負担金又は補助  
金の全部又は一部を交付せず、又はその返還を命ずることができ  
る。(昭二六法三一一本条追加)

一 第十九条の二第三項の規定による変更があつたとき、第二十  
二条第一項の規定による変更、廃止若しくは停止の許可を受け  
たとき、又は同条第三項の規定による届出をしたとき。(昭三

一法一二二本号一部追加、昭三四法一一四本号改正)

二 第二十三条第一項の規定による指示に違反したとき。

三 第二十三条第二項の規定により変更、廃止又は停止を命ぜら  
れたとき。

四 第二十三条第三項の規定により許可を取り消されたとき。

五 負担金又は補助金をその交付の目的以外の目的に使用したと  
き。

(国の施行する漁港修築事業によつて生じた土地等の管理及び処  
分)

第二十四条の五 国が施行する漁港修築事業によつて生じた土地又  
は工作物は、農林大臣が政令で定めるところにより管理し、又は  
処分する。

2 農林大臣は、政令で定めるところにより、前項の土地又は工作  
物で漁港施設であるものの管理を漁港管理者に委託することがで  
きる。

3 農林大臣が第一項の土地又は工作物を漁港管理者に譲渡する場  
合の譲渡の対価は、漁港管理者が負担した費用の額に相当する価  
額の範囲内で無償とする。(昭三一法一二二本条追加)

第五章 漁港の維持管理

(漁港管理者の指定)

第二十五条 漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理の適  
正を図るために、農林大臣は、漁港審議会の議を経て定める基準  
に従い、且つ、関係都道府県知事の意見を徴し、当該漁港の所在  
地の地方公共団体を漁港管理者に指定する。(昭三一法一二二本  
項改正)

2 前項の規定により指定された地方公共団体は、正当の事由がな  
い限り、当該指定を拒むことができない。(昭三一法一二二本項  
改正)

- 3 農林大臣は、漁港管理者が、漁港の維持管理を適正に行わず、又は漁港管理者として適當でないと認める場合には、第一項の規定による漁港管理者の指定を取り消すことができる。
- 4 農林大臣は、前項の規定により漁港管理者の指定を取り消そうとするときは、公聴会を開かなければならない。(昭二六法三一一本項改正)
- 5 第一項の指定及び第三項の取消は、告示とする。

(漁港管理者の職責)

- 第二十六条 漁港管理者は、漁港管理規程を定め、これに従い漁港の維持管理をする責に任ずる外、漁港の発展のために必要な調査研究及び統計資料の作成を行うものとする。(昭二六法三一一、昭三一一法一二二本条改正)

(漁港管理会の設置及び権限)

- 第二十七条 第三種漁港の漁港管理者は、漁港に、漁港管理会を置かなければならない。(昭和三一法一二二本項改正分定)
- 2 第三種漁港以外の漁港の漁港管理者は、漁港に、漁港管理会を置くことができる。(昭三一一法一二二本項改正分定)
- 3 漁港管理会は、漁港管理者の諮問に応じ、漁港の維持管理に関する重要事項を調査審議する。(昭三一一法一二二本項改正分定)
- 4 漁港管理者は、漁港管理会を設置したときは、遅滞なく、その旨を農林大臣に届け出なければならぬ。(昭三一一法一二二本項改正分定)

改正移項)

- 5 第三種漁港及び第二項の規定により漁港管理会を設置した漁港の漁港管理者は、漁港管理規程の制定その他漁港の維持管理に関する重要事項については、漁港管理会の意見を徴し、その意見を尊重しなければならない。(昭三一一法一二二本項改正移項)

(漁港管理会の組織)

- 第二十八条 漁港管理会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 2 会長は、漁港管理者である地方公共団体の長をもつて充てる。(昭三一一法一二二本項改正)
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 委員は、左に掲げる者をもつて充てる。
  - 一 当該漁港の所在地の市町村の区域内に住所又は事業場を有する者であつて、一年に九十日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者の中から当該漁港の所在地の市町村長が関係水産業協同組合の意見を徴して推薦した者について、漁港管理者が任命した者七人(昭二六法三一一本号改正)
  - 二 漁港に關し充分な知識と経験を有する者の中から当該漁港の所在地の市町村長が推薦した者について、漁港管理者が任命した者二人
  - 三 漁港に關し充分な知識と経験を有する者の中から当該漁港の

所在地の都道府県知事が推薦した者について、漁港管理者が任命した者二人(第一種漁港における漁港管理会については一人)

四 漁港に関し十分な知識と経験を有する者の中から農林大臣が推薦した者について、漁港管理者が任命した者一人(第三種漁港及び第四種漁港における漁港管理会に限る。)

5 農林大臣は、漁港の所在地が二以上の市町村又は二以上の都道府県にわたる場合その他特別の事由がある場合には、漁港審議会の議を経て、前項各号の委員の定数を変更することができる。(昭三一法一二二本項改正移項)

6 同一市町村の区域内に二以上の漁港がある場合その他特別の事由がある場合には、農林大臣は、漁港審議会の議を経て、漁港ごとに漁港関係区域を定めることができる。この場合には、第四項第一号中「市町村の区域」とあるのは「漁港関係区域」と読み替えるものとする。(昭三一法一二二本項改正移項)

7 第五項の規定による委員の定数の変更及び前項の規定による漁港関係区域の定は、告示とする。(昭三一法一二二本項改正移項)

(委員の任期)  
第二十九条 漁港管理会の委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の罷免)

第三十条 漁港管理者は、委員が心身の故障のため職務を執行する

ことができず、又はその委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、漁港管理会の意見を徴し、その意見を尊重してこれを罷免することができる。

2 漁港管理者は、前項の規定により委員の罷免について漁港管理会の意見を徴しようとするときは、あらかじめ、当該委員に罷免の事由を文書をもつて通知し、当該委員又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えなければならぬ。

(都に関する特例)

第三十一条 第二十八条中「市町村」又は「市町村长」とあるのは、都の区のある区域においては、「都」又は「都知事」とする。

2 第二十八条第四項第三号の規定は、都の区のある区域にある漁港における漁港管理会については、適用しない。

(議決方法)

第三十二条 漁港管理会は、委員の過半数及び会長の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 漁港管理会の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

第三十三条 削除

(漁港管理規程の制定及び変更)

第三十四条 漁港管理者が漁港の維持管理をする場合においては、

漁港管理規程の制定又は変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 漁港管理規程においては、政令で定めるところにより、当該漁港管理者の管理する漁港施設の維持、保全及び運営その他当該漁港の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。(昭三二法

一一二本項改正)

3 漁港管理規程は、公示しなければならない。

4 農林大臣は、漁港審議会の議を経て、模範漁港管理規程例を定めることができる。(昭三一法一一二本項改正)

(利用の対価の徴収)

第三十五条 漁港管理者は、漁港の維持管理に要する費用に充てるために、漁港管理規程の定めるところにより、漁港の利用者から、利用料、使用料、手数料、占用料等その利用の対価を徴収することができる。

(土地、水面等の使用及び収用)

第三十六条 第二十四条の規定は、漁港の維持管理のために必要がある場合に準用する。

2 漁港管理者は、非常災害のために急迫の必要がある場合には、その現場にある者を復旧、危害防止その他の業務に協力させ、又は前項の規定によらないで左に掲げる処分をすることができる。

一 必要な土地、水面、船舶又は工作物を使用すること。

二 土石、竹木その他の物件(前号に掲げる物を除く。)を使用し、又は収用すること。

3 第二十四条第三項の規定は、前項の処分をした場合に準用する。

(漁港台帳)

第三十六条の二 漁港管理者は、その管理する漁港について、漁港台帳を調製しなければならない。

2 漁港台帳に関し必要な事項は、農林省令で定める。(昭三一法一一二本条追加)

(漁港施設の処分の制限)

第三十七条 漁港施設の所有者又は占有者は、農林大臣の許可を受けなければ、当該施設の形質若しくは所在の場所の変更、譲渡、賃貸又は収去その他の処分をしてはならない。但し、漁港修築計画又は漁港管理規程によつてする場合には、この限りでない。

(昭三一法一一二本項但書改正)

2 農林大臣は、漁港の保全上必要があると認める場合には、前項の規定に違反した者に対し、原状回復を命ずることができる。(昭三一法一一二本項改正)

3 前項の規定により原状回復に要する費用は、当該違反者の負担とする。

(漁港施設の利用)

第三十八条 国及び漁港管理者以外の者が基本施設である漁港施設を他人に利用させ、又はこれらの施設の使用料を徴収しようとするときは、利用方法及び料率を定めて、農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様である。

2 農林大臣は、前項の認可をしようとする場合において、当該漁港に漁港管理者があるときは、当該漁港管理者の意見を徴し、その意見を尊重してこれをしなければならない。

(漁港の保全)

第三十九条 漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く）、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占用（公有水面の埋立てによる場合を除く。）をしようとする者は、農林大臣の許可を受けなければならない。ただし、漁港修築計画若しくは漁港管理規程によつてする行為又は農林省令で定める軽易な行為については、この限りでない。（昭三一法一二二本項但書改正、昭四七法一〇六本項本文・ただし書改正）

2 農林大臣は、前項の許可の申請に係る行為が漁港修築事業の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるものでない限り、同項の許可をしなければならない。

(昭四七法一〇六本項改正)

3 農林大臣は、第一項の許可に漁港の保全上必要な条件を附することが出来る。（昭四七法一〇六本項追加）

4 国の機関、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社又は地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に規定する港務局を含む。）が、第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合には、あらかじめ農林大臣に協議することをもつて足りる。（昭四七法一〇六本項追加）

5 農林大臣は、漁港の保全上必要があると認めるときには、次の各号の一に該当する者に対して、第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、すでに建設した工作物の改築、移転若しくは除却若しくは原状回復を命ずることが出来る。

一 第一項の規定による許可に附した条件に違反した者

二 偽りその他不正な手段により第一項の許可を受けた者（昭四七法一〇六本項追加）

6 農林大臣は、漁港の保全上必要があると認めるときには、第一項の規定に違反した者に対し、その行為の中止、その建設した工作物の改築、移転若しくは除却又は原状回復を命ずることが出来る。（昭四七法一〇六本項改正移項）

7 漁港の区域内における公有水面の埋立てについては、都道府県知事は、農林大臣の認可を受けなければならない。ただし、左の

各号の一に該当するものについては、この限りでない。

一 漁港修築計画によつてする埋立て

二 前号に掲げるもののほか、第一種漁港又は第二種漁港の区域内の埋立てであつて当該漁港の利用を著しく阻害しないもの  
(昭三二法一二三本項但書改正、昭四二法一二〇本項本文・ただし書改正、昭四七法一〇六本項移項)

8 農林大臣は、漁港区域内の土地、竹木又は工作物の所有者又は占有者に対し、土地の欠壊、土砂又は汚水の流出その他土地、竹木又は工作物が漁港に及ぼす虞のある危害を防止するために必要な施設をすべきことを命ずることができる。この場合においては、あらかじめ、当該所有者又は占有者の意見を聞かなければならない。(昭四七法一〇六本項移項)

9 第五項若しくは第六項の規定による改築、移転、除却若しくは原状回復又は前項の規定による施設に要する費用は、当該命令を受けた者の負担とする。(昭四七法一〇六本項追加)

(経過措置)

第三十九条の二 第五条第一項の規定による漁港の指定の際現に権原に基づき、前条第一項の規定により許可を要する行為を行なつてゐる者は、従前と同様の条件により、当該行為について同項の規定により許可を受けたものとみなす。第五条第二項の規定による漁港の区域の変更の際現に権原に基づき、その変更に伴い新た

に前条第一項の規定により許可を要することとなる行為を行なつてゐる者についても、同様とする。(昭四七法一〇六本条追加)

(土砂採取料及び占用料)

第三十九条の三 漁港管理者の長は、農林省令で定める基準に従い、漁港の区域内の水域(漁港管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について第三十九条第一項の規定による採取又は占用の許可を受けた者から土砂採取料又は占用料を徴収することができる。ただし、同条第四項に規定する者については、この限りでない。

2 漁港管理者の長は、規則の定めるところにより、偽りその他不正の行為により前項の土砂採取料又は占用料の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することができる。

3 第一項の土砂採取料及び占用料並びに前項の過怠金は、当該漁港管理者の収入とする。

4 農林大臣は、第三十九条第一項の規定による採取又は占用の許可をしたときは、すみやかに、当該許可に係る事項を当該許可に係る漁港の漁港管理者の長に通知しなければならない。

(昭四七法一〇六本条追加)

第六章 雑則

(漁港施設とみなされる施設)

第四十条 農林大臣は、第三条に掲げる施設であつて、漁港の区域内にないものについても、漁港審議会の議を経て、これを漁港施設とみなすことができる。この場合には、遅滞なく、その旨を当該施設の所有者又は占有者に通知する。

(農林大臣の調査、測量及び検査)

第四十一条 農林大臣は、第五条の規定により漁港の区域を定め、又はこれを変更するため必要があると認める場合には、漁港関係者若しくはその組織する団体に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は五日前にその所有者若しくは占有者に通知して、他人の土地若しくは水面に立ち入り、測量若しくは検査をすることができぬ。

2 農林大臣は、必要があると認める場合には、漁港修築事業の施行者又は漁港管理者に対し、その事業の施行若しくは職務の執行に関して必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は当該官吏に、事業場、事務所その他の場所に立ち入り、質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定による立入、測量、検査又は質問をする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

4 第一項の場合には、農林大臣は、遅滞なく、同項の立入、測量又は検査により現に生じた損害を補償しなければならない。

(運輸大臣に対する協議)

第四十二条 農林大臣は、主として運輸の用に供する施設について、第三十八条第一項の認可をし、又は第三十九条第一項の許可をしようとするときは、運輸大臣に協議しなければならない。

(不服申立て)

第四十三条 この法律若しくはこれに基づく命令又は漁港管理規程によつてした漁港管理者の処分不服のある者は、農林大臣に対して審査請求をすることができる。(昭三七法一六一本項改正)

2 農林大臣は、この法律若しくはこれに基づく命令又は漁港管理規程に基づく処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、漁港審議会の意見を徴し、その意見を尊重して裁決又は決定をしなければならない。(昭三七法一六一本項改正)

3 漁港審議会は、前項の規定により意見を決定しようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を通知して、審査請求人若しくは異議申立人又はその代理人に対し公開による聴問をしなければならない。(昭三七法一六一本項改正)

(農林大臣の職権の委任)

第四十四条 この法律に定める農林大臣の職権の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事又は市町村長(都の区のある区域においては区長)に行わせることができる。この場合には、第四十一条第二項中「当該官吏」とあるのは「当該吏員」と読み替へるものとする。



## 第七章 罰則

第四十五条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。(昭四七法一〇六本項改正)

- 一 第十九条第五項の場合において、農林大臣の許可を受けないで他人の土地又は水面に立ち入つた者
- 二 第二十四条第一項(第三十六条第一項において準用する場合を含む。)の場合において、農林大臣の許可を受けないで他人の土地若しくは水面に立ち入り、又はこれらを使用した者

三 第三十七条第一項の規定に違反した者

四 第三十九条第一項の許可を受けないで、同項の建設、改良、採取、掘削、盛土、放流、放棄又は占用をした者(昭四七法一〇六本号改正)

第四十六条 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条第二項の許可を受けないで、漁港修築事業の施行を委託した者

二 第二十二条第一項又は第三項の規定に違反した者(昭三一法一二二本号改正)

三 第三十八条第一項の認可を受けないで、基本施設である漁港施設を他人に利用させ、又はこれらの施設の使用料を徴収した者

四 第四十一条第二項の規定による当該官吏又は吏員の立入、測量又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をした場合において、その法人又は人が、違反の計画を知りその防止に必要な措置を講じなかつたとき、違反行為を知りその是正に必要な措置を講じなかつたとき、又は違反を教唆したときは、その行為をした者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

### 附則

1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で、政令で定める。但し、第二十条の規定は、昭和二十六年四月一日から施行する。(昭和二十五年七月政令第三百三十九号で、同二十五年七月二十九日から施行)

2 国以外の者が北海道において漁港修築事業を施行する場合には、基本施設(第四種漁港におけるけい留施設を除く。)については、当分の間、第二十条第二項又は第三項に定める割合によらず、外かく施設又は水域施設の修築に要する費用はその百分の九十を、けい留施設の修築に要する費用はその百分の七十五を、国が第三種漁港及び第四種漁港又は第一種漁港及び第二種漁港の区分に従いそれぞれ負担し又は補助する。(昭二六法三一二本項追加)

昭四〇法六六・昭四六法六一本項改正)

3 國の助成に係る沿岸漁業等振興法(昭和三十八年法律第六十五号)第八條第一項の構造改善事業がその区域内において行なわれている都府県における第一種漁港又は第二種漁港についての漁港修築事業であつて当該構造改善事業の目的とする沿岸漁業の構造改善に資すると認められるものを國以外の者が施行する場合に、基本施設の修築に要する費用については、國は、第一種漁港及び第二種漁港のいずれについても、当分の間、第二十条第三項に定める割合によらず、当該費用の百分の五十を補助する。(昭四〇法六六本項追加)

4 前二項の場合には、第二十条第四項中「前二項」とあるのは「前二項又は附則第二項若しくは第三項」と、同条第五項中「第二項又は第三項」とあるのは「第二項若しくは第三項又は附則第二項若しくは第三項」と、第二十四条の二、第二十四条の三及び第二十四条の四中「第二十条第二項、第三項又は第四項」とあるのは「第二十条第二項、第三項若しくは第四項又は附則第二項若しくは第三項」とする。(昭四〇法六六本項追加)

5 第三種漁港については、漁港管理会が設置されるまでの間は、漁港管理者は、第二十七条第五項の規定にかかわらず、その権限を行うことができる。(昭三二法一二二本項改正、昭四〇法六六本項移項)

6 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。(昭二五法一五四本項改正、昭四〇法六六本項移項)

(次のよう略)

7 河川法の一部を次のように改正する。(昭四〇法六六本項移項)

(次のよう略)

附 則 (昭和二十五年五月六日法律第五百四十四号抄)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十六年六月一日法律第七百七十五号抄)

1 この法律は、公布の日から施行する。(後略)

7 この法律の施行の際現に漁港審議会の委員である者の任期は、第七條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (昭和二十六年六月九日法律第二百二十号)

この法律は、新法(土地収用法II昭和二六年法律第二一九号)施行の日(昭和二十六年十二月一日)から施行する。

附 則 (昭和二十六年十二月十七日法律第三百十二号)

この法律は、公布の日から施行する。但し、第二十条第二項及び附則の改正規定は、昭和二十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三十一年五月十二日法律第一百号抄)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。(昭和三十一年十一月政令第三百三十一号で、同三十一年十一月十日から施行)

附 則 (昭和三十一年六月一日法律第百二十三号)

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第二十五条及び第二十八条第二項の改正規定は、昭和三十三年一月一日から施行する。

附 則 (昭和三十四年四月十一日法律第百十四号)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律施行前に漁港法第十九条第一項の規定により許可された漁港修築事業であつて改正後の漁港法第十九条の二第一項に規定する漁港に係るものの施行については、なお従前の例による。

附 則 (昭和三十七年九月十五日法律第百六十一号抄)

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行

後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

- 4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
- 5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

- 6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

- 9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和三十八年三月三十一日法律第七十号)

- 1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。
- 2 第二十条第二項の規定による負担金で昭和三十七年度以前の予

算に係るもの（昭和三十八年度以降に繰り越されたものを含む。）  
についての国の負担割合については、なお従前の例による。

附 則（昭和三十九年七月十日法律第百六十八号抄）

この法律は、新法の施行の日（昭和四十年四月一日）から施行する。（後略）

附 則（昭和四十年五月十五日法律第百六十六号）

- 1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の規定は、昭和四十年年度以降の予算に係る補助金（昭和四十年年度以降に繰り越された昭和三十九年度の予算に係る補助金を除く。）について適用する。
- 2 第一種漁港又は第二種漁港についての漁港修築事業に要する費用のうち基本施設の修築に要するものに係る補助金で昭和三十九年度予算に係るもの（昭和四十年年度以降に繰り越されたものを含む。）についての国の補助割合については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十二年八月一日法律第百二十号抄）

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十六年五月十七日法律第百六十一号）

- 1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の漁港法附則第二項の規定は、昭和四十六年度分の予算に係る国の負担金又は補助金（昭和四十六年度に繰り越された昭和四十五年度予算に係る国の負担金又は補助金を除く。）から適用する。

- 2 国以外の者が北海道において施行する漁港修築事業に要する費用のうち外かく施設又は水域施設の修築に要するものに係る負担

金又は補助金で昭和四十五年度予算に係るもの（昭和四十六年度以降に繰り越されたものを含む。）についての国の負担割合又は補助割合については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十六年五月二十六日法律第七十号抄）

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（昭和四十七年六月二十六日法律第百六号抄）

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の漁港法第二十条第二項の規定は、昭和四十七年度分の予算に係る国の負担金（昭和四十七年度に繰り越された昭和四十六年度予算に係る国の負担金を除く。）から適用する。

（経過措置）

- 2 国以外の者が特定第三種漁港について施行する漁港修築事業に要する費用のうち外郭施設又は水域施設の修築に要するものに係る負担金で昭和四十六年度予算に係るもの（昭和四十七年度以降に繰り越されたものを含む。）についての国の負担割合については、なお従前の例による。

- 3 この法律の施行の際現に権原に基づき、漁港の区域内の水域又は公共空地においてこの法律による改正後の漁港法第三十九条第一項の規定により新たに許可を要することとなる行為を行なつている者は、従前と同様の条件により、当該行為について同項の規定により許可を受けたものとみなす。

## 模範漁港管理規程例

何何県(市町村)漁港管理条例(又は何々漁港管理条例)

## (目的)

第一条 この条例は、漁港法(昭和二十五年法律第三百三十七号)の規定に基づき、県(市町村)が管理する漁港(以下「漁港」という。)の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (漁港施設の維持運営)

第二条 知事(市町村長)は、県(市町村)の管理する漁港施設(以下「甲種漁港施設」という。)のうち基本施設、輸送施設及び漁港施設用地(公共施設用地に限る。)について、毎年度その維持運営計画を定めるものとする。

2 知事(市町村長)は、甲種漁港施設以外の漁港施設(以下「乙種漁港施設」という。)の維持運営について必要があると認めるときは、当該施設の所有者又は占有者に対し、その維持運営に関する資料の提出を求め、又は必要な事項を勧告することができる。

3 知事(市町村長)は、第一項の甲種漁港施設の維持運営計画を定めようとするとき、又は前項の規定により乙種漁港施設の所有者又は占有者に対して重要な勧告をしようとするときは、あらかじめ当該漁港の漁港管理会の意見を徴しなければならない。

## (漁港の保全)

第三条 何人も、漁港の区域内においては、みだりに漁港施設を損傷する行為その他漁港の機能を妨げる行為をしてはならない。

2 甲種漁港施設を滅失し、又は損傷した者は、直ちに知事(市町村長)に届け出るとともに、知事(市町村長)の指示に従い、これを原状に復し、又はその滅失若しくは損傷によつて生じた損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失又は損傷がその者の

責に帰すべき事由によるものでないときは、この限りでない。

第四条 漁港の区域内の陸域で知事(市町村長)が指定する区域(甲種漁港施設である土地を除く。)において、工作物の新築若しくは改築、土砂の採取又は土地の掘さくをしようとする者は、知事(市町村長)の承認を受けなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 知事(市町村長)は、前項の規定による承認の申請があつた場合において、その申請に係る事項が漁港の保全に著しい支障を及ぼすものでない限り、同項の承認をしなければならない。

3 第一項の規定による指定は、漁港の保全のために必要な最小限度の区域に限つてするものとする。

4 知事(市町村長)は、第一項の規定により同項の区域を指定し、又は廃止しようとするときは、一月前までにこれを公示しなければならない。

## (港内の秩序維持)

第五条 知事(市町村長)は、港内の秩序の維持のため特に必要があると認めるときは、港内に碇泊、停留又はけい留(以下「停けい泊」という。)をする船舶に対して移動を命ずることができる。

## (停けい泊禁止区域)

第六条 知事(市町村長)は、漁港の区域内の水域の利用を適正に行わせるため必要があると認めるときは、水域の一部を停けい泊禁止区域として指定することができる。

2 船舶又はいかだは、停けい泊禁止区域においては、停けい泊をしてはならない。ただし、知事(市町村長)の許可を受けた場合

は、この限りでない。

(危険物等についての制限)

第七条 爆発物その他の危険物(当該船舶の使用に供するものを除く。)又は衛生上有害と認められるもの(以下「危険物等」という。)を積載した船舶は、知事(市町村長)の指示した場所であれば停けい泊をしてはならない。

2 危険物等の荷役をしようとする者は、知事(市町村長)の許可を受けなければならない。

3 危険物等の種類は、規則で定める。  
(放置物件の除去命令)

第八条 漁港の区域内の水域における漂流物、沈没物、その他の物件又は甲種漁港施設内に放置された物件が漁港の利用を著しく阻害するおそれがあるときは、知事(市町村長)は、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

(けい留施設における行為の制限)

第九条 甲種漁港施設であるけい留施設においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 船舶のけい留に支障を及ぼすおそれのあるいかだその他の物件をけい留すること。

二 漁獲物、漁具、漁業用資材又はその他の貨物(以下「漁獲物等」という。)の陸揚又は、船積以外の目的のみだりに船舶を横すけすること。

三 当該施設の保全に支障を及ぼす程度に漁獲物等を積み上げる

こと。

四 漁獲物等をみだりに長期間置いておくこと。

(陸揚輸送等の区域における利用の調整)

第十条 知事(市町村長)は漁港の区域の一部を陸揚輸送及び出漁準備のための区域として指定することができる。

2 知事(市町村長)は、前項の指定区域内にある甲種漁港施設の運営上必要があると認めるときは、当該漁港施設において漁獲物等の陸揚又は船積を行う者に対し、陸揚又は船積を行う場所又は時間その他の事項につき必要な指示をすることができる。

3 船舶は、前項の甲種漁港施設において漁獲物等の陸揚及び船積が終了したときは、すみやかに第一項の指定区域外に移動しなければならない。ただし、当該区域の利用上支障がないと認めて知事(市町村長)が許可した場合は、この限りでない。

4 第二項の甲種漁港施設の利用者は、漁獲物等の陸揚又は船積が終了したときは、直ちにその陸揚又は船積を行った場所を清掃しなければならない。

(利用の届出)

第十一条 甲種漁港施設(航路を除く。)を利用しようとする者は、あらかじめ知事(市町村長)に届け出なければならない。

(占用の許可等)

第十二条 甲種漁港施設を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、知事(市町村長)の許可を受けなければならない。

2 知事(市町村長)は、前項の許可に甲種漁港施設の利用上必要な条件を附することができる。

3 第一項の占用の期間は、二月(工作物の設置を目的とする占有にあつては、一年)をこえることができない。ただし、知事(市町村長)が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。

(利用料等)

第十三条 甲種漁港施設を利用する者からは、別表に掲げる利用料、使用料又は占用料(以下「利用料等」という。)を徴収する。

2 利用料等は、前納しなければならない。ただし、知事(市町村長)の承認を受けたときは、この限りでない。

3 知事(市町村長)は、特別の事由があると認めるときは、利用料等を減免し、又は分納させることができる。

4 既納の利用料等は、返還しない。ただし、知事(市町村長)において利用者の責に帰することができない事由があると認めるときは、この限りでない。

(入出港届)

第十四条 船舶は、漁港に入港したとき、又は当該漁港を出港しようとするときは、すみやかに知事(市町村長)に届け出なければならない。ただし、監視船、警備船その他公務に従事する船舶については、この限りでない。

(監督処分)

第十五条 知事(市町村長)は、次の各号の一に該当する者に対し、

その許可若しくは承認を取り消し、その許可に附した条件を変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物の改築、移転、除去、当該工作物により生ずべき漁港の保全上若しくは利用上の障害を予防するために必要な施設をすること若しくは原状の回復を命ずることができる。

一 第四条第一項又は第十二条第一項の規定に違反した者

二 第十二条第一項の規定による許可に附した条件に違反した者  
三 偽りその他不正な手段により第四条第一項の規定による承認又は第十二条第一項の規定による許可を受けた者  
(公益上の必要による許可の取消等及び損失補償)

第十六条 知事(市町村長)は、漁港修築事業その他の漁港の工事の施行又は漁港の維持管理のため特に必要があると認めるときは、第四条第一項の規定による承認若しくは第十二条第一項の規定による許可を受けた者に対し、前条に規定する処分をし、又は同条に規定する必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対しては、県(市町村)は、通常生ずべき損失を補償するものとする。

(罰則)

第十七条 次の各号の一に該当する者に対し、二千元以下の過料を科する。

一 第四条第一項の規定に違反した者

二 第五条の規定による知事(市町村長)の命令に従わない者

三 第六条第二項又は第七条第一項若しくは第二項の規定に違反

した者

四 第八条の規定による知事(市町村長)の命令に従わない者

五 第九条、第十条第三項、第十二条第一項又は第十四条の規定に違反した者

六 第十五条又は第十六条第一項の規定による知事(市町村長)の命令に違反した者

第十八条 偽りその他不正な手段により利用料等の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の追料を科する。

(補則)

第十九条 この条例の施行について必要な事項は、知事(市町村長)が定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。



# 卸売市場法

(昭和四十六年四月三日  
法律第三十五号)

## 卸売市場法

### 目次

第一章 総則(第一条—第三条).....	五〇頁
第二章 卸売市場整備基本方針等(第四条—第六条).....	五二
第三章 中央卸売市場	
第一節 開設(第七条—第十四条).....	五三
第二節 卸売業者等(第十五条—第三十二条).....	五五
第三節 売買取引(第三十四条—第四十七条).....	五三
第四節 監督(第四十八条—第五十一条).....	五五
第五節 雑則(第五十二条—第五十四条).....	五七
第四章 地方卸売市場	
第一節 開設及び卸売の業務についての許可(第五 十五条—第六十条).....	五八
第二節 業務についての規制及び監督(第六十一条 —第六十六条).....	五九
第三節 雑則(第六十七条—第六十九条).....	五〇

## 第五章 卸売市場審議会及び都道府県卸売市場審議会

(第七十条・第七十一条)..... 五二

第六章 雑則(第七十二条—第七十六条)..... 五二

第七章 罰則(第七十七条—第八十二条)..... 五三

### 附則

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、卸売市場の整備を計画的に促進するための措置、卸売市場の開設及び卸売市場における卸売その他の取引に関する規制等について定めて、卸売市場の整備を促進し、及びその適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もつて国民生活の安定に資することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この法律において「生鮮食料品等」とは、野菜、果実、魚類、肉類等の生鮮食料品その他一般消費者が日常生活の用に供する食料品(一般消費者の日常生活と密接な関係を有するその他の農畜水産物で政令で定めるものを含む。)をいう。

2 この法律において「卸売市場」とは、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であつて、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。

3 この法律において「中央卸売市場」とは、生鮮食料品等の流通

及び消費上特に重要な都市及びその周辺の地域における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための生鮮食料品等の卸売の中核的拠点となるとともに、当該地域外の広域にわたる生鮮食料品等の流通の改善にも資するものとして、第八条の規定により農林大臣の認可を受けて開設される卸売市場をいう。

4 この法律において「地方卸売市場」とは、中央卸売市場以外の卸売市場で、その施設が政令で定める規模以上のものをいう。

(名称の制限)

第三条 中央卸売市場又は地方卸売市場の名称中には、中央卸売市場又は地方卸売市場という文字を用いなければならない。

2 卸売市場であつて中央卸売市場又は地方卸売市場でないものの名称中には、中央卸売市場又は地方卸売市場という文字を用いてはならない。

## 第二章 卸売市場整備基本方針等

(卸売市場整備基本方針)

第四条 農林大臣は、政令で定めるところにより、卸売市場の整備を図るための基本方針(以下「卸売市場整備基本方針」という。)を定めなければならない。

2 卸売市場整備基本方針においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 生鮮食料品等の需要及び供給に関する長期見通しに即した卸売市場の適正な配置の目標

二 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び

構造に関する基本的指標

三 卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する基本的な事項

四 卸売の業務(卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け又は買い受け、当該卸売市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。)を行なう者の経営規模の拡大、経営管理の合理化等経営の近代化の目標

五 その他卸売市場の整備に関する重要事項

3 農林大臣は、卸売市場整備基本方針を定めようとするときは、卸売市場審議会の意見をきかなければならない。

4 農林大臣は、卸売市場整備基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(中央卸売市場整備計画)

第五条 農林大臣は、政令で定めるところにより、中央卸売市場の整備を図るための計画(以下「中央卸売市場整備計画」という。)を定めなければならない。

2 中央卸売市場整備計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、卸売市場整備基本方針に即するものでなければならない。

一 生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市で中央卸売市場を開設することが必要と認められるものの名称及びその取扱品目の適正化又はその施設の改善を図ることが必要と認められ

る中央卸売市場の名称

二 取扱品目の設定又は変更に関する事項

三 施設の改良、造成又は取得に関する事項

四 その他中央卸売市場の整備を図るために必要な事項

3 農林大臣は、中央卸売市場整備計画を定めようとするときは、卸売市場審議会の意見をきくとともに、関係地方公共団体に協議しなければならない。

4 農林大臣は、中央卸売市場整備計画を定めたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、中央卸売市場整備計画の変更について準用する。

(都道府県卸売市場整備計画)

第六条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該都道府県における卸売市場の整備を図るための計画(以下「都道府県卸売市場整備計画」という。)を定めることができる。

2 都道府県卸売市場整備計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画に即するものでなければならない。

一 その区域又はその区域を分けて定める区域ごとの生鮮食料品等の流通事情に応ずる卸売市場の適正な配置の方針

二 その区域における生鮮食料品等の流通事情に応ずる近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類の、規模、配置及び構造に関する指標

三 卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項

四 その他卸売市場の整備を図るために必要な事項

3 都道府県知事は、都道府県卸売市場整備計画を定めようとするときは、当該都道府県の区域内の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市に協議しなければならない。

4 都道府県知事は、都道府県卸売市場整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを農林大臣に提出するとともに、その内容を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、都道府県卸売市場整備計画の変更について準用する。

### 第三章 中央卸売市場

#### 第一節 開設

(開設区域)

第七条 農林大臣は、中央卸売市場整備計画において定められた中央卸売市場を開設することが必要と認められる都市及びその周辺の地域であつて、その区域内における生鮮食料品等の流通事情に照らしその区域を一体として生鮮食料品等の流通の円滑化を図る必要があると認められる一定の区域を、中央卸売市場開設区域(以下この章において「開設区域」という。)として指定することができる。

2 農林大臣は、開設区域を指定しようとするときは、卸売市場審

議会の意見をきくとともに、関係地方公共団体に協議しなければならない。

3 前二項の規定は、開設区域の変更について準用する。

(開設の認可)

第八条 次の各号のいずれかに該当する地方公共団体は、農林大臣の認可を受けて、開設区域において中央卸売市場を開設することができる。

一 都道府県又は政令で定める数以上の人口を有する市で、中央卸売市場整備計画において定められた中央卸売市場を開設することが必要と認められる都市の区域の全部又は一部を管轄するもの

二 中央卸売市場の開設に関する事務を共同処理するために設置される地方自治法第二百八十四条第一項の規定による一部事務組合で、前号に掲げる都道府県又は市の一以上が加入し、かつ、当該開設区域の全部又は一部を管轄する地方公共団体のみが組織するもの

(認可の申請)

第九条 前条第一号又は第二号に該当する地方公共団体は、同条の認可を受けようとするときは、業務規程及び事業計画を定め、これを申請書に添えて、農林大臣に提出しなければならない。

2 前項の業務規程には、少なくとも次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 中央卸売市場の位置及び面積

二 取扱品目

三 開場の期日及び時間

四 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法

五 卸売の業務を行なう者に関する事項

六 卸売の業務を行なう者以外の関係事業者に関する事項(この章において業務規程で定めるべきものとされた事項に限る。)

七 施設の使用料

3 第一項の事業計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 取扱品目ごとの供給対象人口並びに取扱いの数量及び金額の見込み

二 施設の種類、規模、配置及び構造

三 開設に要する費用並びにその財源及び償却に関する計画

(認可の基準)

第十条 農林大臣は、第八条の認可の申請が次の各号に掲げる基準に適合する場合でなければ、同条の認可をしてはならない。

一 当該申請に係る中央卸売市場の開設が中央卸売市場整備計画に適合するものであること。

二 当該申請に係る中央卸売市場がその開設区域における生鮮食料品等の卸売の中核的拠点として適切な場所に開設され、かつ、相当の規模の施設を有するものであること。

三 業務規程の内容が法令に違反せず、かつ、業務規程に規定する前条第二項第三号から第七号までに掲げる事項が中央卸売市

場における業務の適正かつ健全な運営を確保する見地からみて適切に定められていること。

四 事業計画が適切で、かつ、その遂行が確実と認められること。

(業務規程に規定する事項等の変更)

第十一条 第八条の認可を受けた地方公共団体(以下この章において「開設者」という。)は、第九条第二項各号に掲げる事項又は同条第三項第二号に掲げる事項の変更(政令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の認可について準用する。

(開設の促進等の勧告)

第十二条 農林大臣は、中央卸売市場整備計画の適正かつ円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、あらかじめ卸売市場審議会の意見をきいて、中央卸売市場整備計画で定められた中央卸売市場を開設することが必要と認められる都市の区域の全部又は一部を管轄する地方公共団体又は当該都市の周辺の地域を管轄する地方公共団体に対し、中央卸売市場の開設を促進し、一体として中央卸売市場を開設し、又は開設される中央卸売市場の位置、規模等について調整を図るべき旨の勧告をすることができる。

(中央卸売市場開設運営協議会)

第十三条 第八条第一号若しくは第二号に該当する地方公共団体又は開設者は、中央卸売市場の開設又はその業務の運営に関し必要

な事項を調査審議させるため、条例で、中央卸売市場開設運営協議会(以下「協議会」という。)を置くことができる。

2 協議会の委員は、学識経験のある者のうちから、協議会を設置する前項の地方公共団体又は開設者が委嘱する。この場合において、当該地方公共団体又は開設者は、当該中央卸売市場に係る開設区域の全部又は一部を管轄する他の地方公共団体と協議して、当該他の地方公共団体の代表者又は職員を協議会の委員に委嘱することができる。

3 前二項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会を設置する第一項の地方公共団体又は開設者が条例で定める。

(廃止の認可)

第十四条 開設者は、中央卸売市場を廃止しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 農林大臣は、中央卸売市場の廃止によつて一般消費者及び関係事業者の利益が害されるおそれがないと認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。

## 第二節 卸売業者等

(卸売業務の許可)

第十五条 中央卸売市場において卸売の業務を行おうとする者は、農林大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、農林省令で定める市場(以下この章において単に「市場」という。)及び農林省令で定める取扱品目の部類(以下

この章において単に「取扱品目の部類」という。ことに行なう。

(許可の申請)

第十六条 前条第一項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を開設者を経由して農林大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 法人である場合にあつては、資本又は出資の額及び役員の名

三 前条第一項の許可を受けて卸売の業務を行なうとする市場及び取扱品目

2 開設者は、前項の申請書を受理したときは、遅滞なく、申請者が当該中央卸売市場において卸売の業務を行なうことについての意見を附して、その申請書を農林大臣に進達しなければならない。

3 第一項の申請書には、農林省令で定める書類を添附しなければならない。

(許可の基準)

第十七条 農林大臣は、第十五条第一項の許可の申請が次の各号の

一に該当するときは、同項の許可をしてはならない。

一 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。

二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられた者又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しないものであるとき。

三 申請者が、第四十九条第一項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して三年を経過しない者であるとき。

四 申請者が、第四十九条第一項第二号の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者(当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。)又は同項第三号の規定による解任の命令を受けた法人の当該命令により解任されるべきものとされた者で、これらの処分の日から起算して三年を経過しないものであるとき。

五 申請者が法人であつてその業務を執行する役員のうち前各号の一に該当する者があるものであるとき。

六 申請者が中央卸売市場における卸売の業務を適確に遂行することができ知識及び経験を有する者でないとき。

七 申請者の純資産額がその申請に係る取扱品目の部類につき第十九条第一項の規定により定められた純資産基準額(その者が他の取扱品目の部類について第十五条第一項の許可を受けているか又はその申請をしている場合にあつては、当該取扱品目の部類及び当該他の取扱品目の部類について第十九条第一項の規定により定められた純資産基準額を合算した額)を下つていないとき。

八 業務規程で中央卸売市場において卸売の業務を行なう者の数

の最高限度が定められている場合にあつては、その許可をすることによつて第十五条第一項の許可を受けた者（以下この章において「卸売業者」という。）の数が当該最高限度をこえることとなるとき。

2 農林大臣は、第十五条第一項の許可の申請が次の各号の一に該当するときは、同項の許可をしないことができる。

一 申請者が、第二十五条第二項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して一年を経過しない者であるとき。

二 申請者が当該中央卸売市場において卸売の業務を開始するときは、当該中央卸売市場の卸売業者の間において過度の競争が行なわれ、その結果当該中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあると認められるとき。

3 第一項第七号の純資産額は、資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た額とし、農林省令で定めるところにより計算するものとする。

（処分の手続）

第十八条 農林大臣は、第十五条第一項の許可又は許可の拒否の処分をしようとするときは、開設者の意見を尊重しなければならぬ。

（純資産額）

第十九条 卸売業者の純資産基準額は、取扱品目の部類ごとに、中央卸売市場の業務の規模、卸売の業務を行なう者の数の最高限度

その他の事情を考慮して、農林大臣が定める。

2 農林大臣は、卸売業者の純資産額が、その者が卸売の業務を行なう取扱品目の部類について前項の規定により定められた純資産基準額（その者が卸売の業務を行なう取扱品目の部類が二以上ある場合にあつては、その各取扱品目の部類について同項の規定により定められた純資産基準額を合算した額）を下つていることが明らかとなつたときは、当該卸売業者に対し、中央卸売市場における卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 農林大臣は、前項の規定による処分の日から起算して六月以内に、当該処分を受けた者から農林省令で定めるところによりその純資産額が同項に規定する純資産基準額以上の額となつた旨の申出があつた場合において、その申出を相当と認めるときは、遅滞なく、その処分を取り消さなければならない。

4 農林大臣は、第二項の規定による処分をした場合において、その処分を受けた者から前項の期間内に同項の申出がないとき、又は当該期間内に当該申出があつても農林大臣がこれを相当と認めることができないとき（当該期間内に二以上の申出があつたときは、その申出のすべてについて農林大臣が相当と認めることができる）は、当該期間経過後遅滞なく、その者に係る第十五条第一項の許可を取り消さなければならない。

5 農林大臣は、第二項又は前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分の相手方に対し、相当な期間を置いたうえ、期日、場所及び処分の原因となつた理由を通知して公開による聴聞

を行ない、その者又はその代理人が証拠を提示し、意見を陳述する機会を与えなければならない。

6 第十七条第三項の規定は、第二項及び第三項の純資産額について準用する。

第二十条 卸売業者は、農林省令で定めるところにより、毎年二回、農林大臣に対し、その純資産額を報告しなければならない。

2 第十七条第三項の規定は、前項の純資産額について準用する。  
(営業の譲渡し及び譲受け並びに合併)

第二十一条 卸売業者が営業(中央卸売市場における卸売の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて農林大臣の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合(卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。)において、当該合併について農林大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第一項又は前項の認可を受けようとする者は、農林省令で定めるところにより、開設者を経由して申請書を農林大臣に提出しなければならない。

4 第十六条第二項及び第三項、第十七条並びに第十八条の規定は、第一項又は第二項の認可について準用する。この場合において、第十六条第二項中「前項の申請書」とあるのは「第二十一条

第三項の申請書」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人」と、同条第三項中「第一項の申請書」とあるのは「第二十一条第三項の申請書」と、第十七条第一項及び第二項中「第十五条第一項の許可の申請」とあるのは「第二十一条第一項又は第二項の認可の申請」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人」と、第十八条中「第十五条第一項の許可又は許可の拒否の処分」とあるのは「第二十一条第一項若しくは第二項の認可又は認可の拒否の処分」と読み替えるものとする。

5 第二十九条第一項の認可を受けた営業の譲受けに係る営業の譲渡し及び譲受けは、第一項の規定の適用については、同項の認可を受けた営業の譲渡し及び譲受けとみなし、同条第一項の認可を受けた合併は、第二項の規定の適用については、同項の認可を受けた合併とみなす。

(相続)

第二十二条 卸売業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該卸売業者の中央卸売市場における卸売の業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者)が被相続人の行なっていた中央卸売市場における卸売の業務を引き続き営もうとするときは、被相続人の死亡後六十日以内に、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 相続人が前項の認可の申請をした場合においては、被相続人の



死亡の日からその認可があつた旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第十五条第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第一項の認可を受けようとする者は、農林省令で定めるところにより、開設者を経由して申請書を農林大臣に提出しなければならない。

4 第十六条第二項及び第三項、第十七条並びに第十八条の規定は、第一項の認可について準用する。この場合において、第十六条第二項中「前項の申請書」とあり、又は同条第三項中「第一項の申請書」とあるのは「第二十二条第三項の申請書」と、第十七条第一項及び第二項中「第十五条第一項の許可の申請」とあるのは「第二十二条第一項の認可の申請」と、第十八条中「第十五条第一項の許可又は許可の拒否の処分」とあるのは「第二十二条第一項の認可又は認可の拒否の処分」と読み替えるものとする。

5 第一項の認可を受けた者は、卸売業者の地位を承継する。

(兼業業務等の届出)

第二十三条 卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務及びこれに附帯する業務以外の業務（以下この項及び次条において「兼業業務」という。）を営もうとするときは、農林省令で定めるところにより、その兼業業務に関する事業計画を添附し、その旨を開設者を経由して農林大臣に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 卸売業者は、他の法人に対する支配関係（他の法人に対する関

係で、卸売業者がその法人の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する関係その他その法人の事業活動を実質的に支配することが可能なものとして農林省令で定める関係をいう。以下同じ。）を持つに至つたときは、農林省令で定めるところにより、その旨を開設者を経由して農林大臣に届け出なければならない。その届け出た事項に変更を生じたときも、同様とする。

(名称変更等の届出)

第二十四条 卸売業者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨を開設者を経由して農林大臣に届け出なければならない。

- 一 第十五条第一項の許可に係る卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- 二 第十五条第一項の許可に係る卸売の業務を廃止したとき。
- 三 第十六条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたとき。
- 四 兼業業務の全部を廃止したとき。
- 五 他の法人に対する支配関係の全部がなくなつたとき。

(許可の取消し)

第二十五条 農林大臣は、卸売業者が第十七条第一項第一号又は第二号のいずれかに規定する者に該当することとなつたとき（卸売業者が法人である場合において、その業務を執行する役員のうちこれら各号のいずれかに規定する者に該当する者があること

となつたときを含む。は、第十五条第一項の許可を取り消さなければならぬ。

2 農林大臣は、卸売業者が次の各号の一に該当するときは、第十五条第一項の許可を取り消すことができる。

一 正当な理由がないのに第十五条第一項の許可の通知を受けた日から起算して一月以内に中央卸売市場における卸売の業務を開始しないとき。

二 正当な理由がないのに引き続き一月以上中央卸売市場における卸売の業務を休止したとき。

3 第十九条第五項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

#### (卸売業者の保証金)

第二十六条 卸売業者は、農林省令で定めるところにより、第十五条第一項の許可に係る市場及び取扱品目の部類ごとに、開設者に保証金を預託した後でなければ、中央卸売市場における卸売の業務を開始してはならない。

2 前項の保証金は、農林省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券その他農林省令で定める有価証券をもつて、これに充てることができる。

3 開設者は、中央卸売市場につき卸売業者から收受する使用料、保管料及び手数料に関し、当該卸売業者が預託した第一項の保証金について、他の債権者に先だつて弁済を受ける権利を有する。

4 卸売業者に対して中央卸売市場における卸売のための販売又は

販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した第一項の保証金について、他の債権者に先だつて弁済を受ける権利を有する。

5 第三項の優先して弁済を受ける権利は、前項の優先して弁済を受ける権利に優先する。

#### (事業年度)

第二十七条 卸売業者の事業年度は、四月から翌年三月まで又は四月から九月まで及び十月から翌年三月までとする。

#### (事業報告書の提出)

第二十八条 卸売業者は、事業年度ごとに、農林省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後九十日以内に、これを開設者を経由して農林大臣に提出しなければならない。

#### (私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第二十九条 卸売業者の間における過度の競争による弊害を防止し中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要がある場合において、当該卸売業者があらかじめ農林大臣の認可を受けてこれらの者の間においてする営業の譲受け若しくは合併又はあらかじめ農林大臣の認可を受けてこれらの者の間において締結する卸売の業務に係る取引条件に関する協定(卸売業者の取り扱う生鮮食料品等の価格、品質又は数量に関するものを除く。)及びこれに基づいてする行為並びに卸売業者と当該中央卸売市場の取扱品目につき当該中央卸売市場に係る開設区域

内に開設された他の卸売市場において卸売の業務を行なう者（以下この条において「他市場卸売業者」という。）との間における過度の競争による弊害を防止し当該中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要がある場合において、当該卸売業者があらかじめ農林大臣の認可を受けて当該他市場卸売業者との間においてする営業の譲受け又は合併（他市場卸売業者が営業を譲り受け、又は合併後存続する場合を除く。）には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、適用しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 不公正な取引方法を用いるとき。

二 その認可を受けて締結された協定につき、第三十二条第四項の規定による公示があつた後一月を経過したとき（同条第三項の請求に応じ、農林大臣が当該協定について次条の規定による処分をした場合を除く。）。

2 第三十二条第三項の規定による請求が前項の認可を受けて締結された協定の定めの一部について行なわれたときは、同項第二号の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、当該協定のうちその請求に係る部分以外の部分及びこれに基づいてする行為には、適用しない。

3 農林大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、その申請に係る営業の譲受け若しくは合併又は協定が次の各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、これを認可しなければならない。

らない。

一 その営業の譲受け若しくは合併又はその協定の内容が当該卸売業者の間又は当該卸売業者と当該他市場卸売業者との間における過度の競争による弊害を防止し当該中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要かつ最小限度のものであること。

二 その営業の譲受け若しくは合併又はその協定の内容が不当に差別的でないこと。

三 その協定に参加し又はその協定から脱退することを不当に制限しないこと。

四 一般消費者及び関係事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

五 その営業の譲受けに係る営業の譲渡し及び譲受け又はその合併（卸売業者と他市場卸売業者が合併して卸売業者が存続する場合を除く。）について、第二十一条第一項又は第二項の認可の申請があつたとした場合には、その認可をすることが相当と認められること。

4 第一項の認可を受けようとする者は、農林省令で定めるところにより、当該中央卸売市場の開設者を経由して申請書を農林大臣に提出しなければならない。

5 第十六条第二項及び第三項並びに第十八条の規定は、第一項の認可について準用する。この場合において、第十六条第二項中「前項の申請書」とあるのは「第二十九条第四項の申請書」と、

「申請者」とあるのは「その申請に係る營業の譲受け若しくは合併又は協定についての意見及びその申請が營業の譲受け又は合併に係るものである場合に於ては譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人」と、同条第三項中「第一項の申請書」とあるのは「第二十九条第四項の申請書」と、第十八条中「第十五条第一項の許可又は許可の拒否の処分」とあるのは「第二十九条第一項の認可又は認可の拒否の処分」と読み替えるものとする。

(協定の変更命令又は認可の取消し)

**第三十条** 農林大臣は、前条第一項の認可をした協定が同条第三項第一号から第四号までに掲げる要件の全部又は一部に適合するものでなくなつたと認めるときは、当該協定を締結した者に対し、その変更を命じ、又は同条第一項の認可を取り消さなければならぬ。

(協定廃止の届出)

**第三十一条** 卸売業者は、第二十九条第一項の認可を受けて締結した協定を廃止したときは、遅滞なく、その旨を開設者を經由して農林大臣に届け出なければならぬ。

(公正取引委員会との関係)

**第三十二条** 農林大臣は、第二十九条第一項の認可をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

**2** 農林大臣は、第三十条の規定による処分をしたとき、又は前条の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取

引委員会に通知しなければならない。

**3** 公正取引委員会は、第二十九条第一項の認可を受けて締結された協定が同条第三項第一号から第四号までに掲げる要件の全部又は一部に適合するものでなくなつたと認めるときは、農林大臣に対し、第三十条の規定による処分をすべきことを請求することができる。

**4** 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(仲卸業務の許可)

**第三十三条** 中央卸売市場における仲卸しの業務(開設者が中央卸売市場内に設置する店舗において当該中央卸売市場の卸売業者から卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。)は、開設者の許可を受けた者でなければ、行なつてはならない。

**2** 前項の許可は、市場及び取扱品目の部類ごとに行なう。

**3** 開設者は、次項の規定により仲卸しの業務を行なう者を置かない旨の定めをした市場及び取扱品目の部類を除き、市場及び取扱品目の部類ごとに、業務規程で、仲卸しの業務を行なう者の許可の基準、数の最高限度、保証金その他農林省令で定める事項を定めなければならない。

**4** 開設者は、市場の業務の規模、取扱品目の性質、取引の状況等に照らし、市場及び取扱品目の全部又は一部について仲卸しの業務を行なう者を置く必要がないと認めるときは、業務規程で、

仲卸しの業務を行なう者を置かない市場及び取扱品目の部類を定めることができる。

### 第三節 売買取引

#### (せり売又は入札の原則)

第三十四条 卸売業者は、中央卸売市場において行なう卸売については、せり売又は入札の方法によらなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 一定の規格若しくは貯蔵性を有し、かつ、その供給事情が比較的安定している生鮮食料品等で農林省令で定めるもの又は品目若しくは品質が特殊であるため需要が一般的でない生鮮食料品等で農林省令で定めるもの（以下「特定物品」と総称する。）のうちせり売又は入札の方法以外の方法によることが適当であるものとして業務規程で定めるものの卸売をするとき。

二 災害の発生その他の農林省令で定める特別の事情がある場合であつて、業務規程で定めるところにより、開設者がせり売又は入札の方法によることが著しく不相当と認めるとき。

#### (許可に係る卸売以外の販売の禁止)

第三十五条 卸売業者は、その者が第十五条第一項の許可を受けて卸売の業務を行なう中央卸売市場に係る開設区域内においては、当該許可に係る卸売の業務としてする場合を除き、当該許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売その他の販売をしてはならない。

#### (差別的取扱いの禁止等)

第三十六条 卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務に關し、出荷者又は仲卸業者（第三十三条第一項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）若しくは売買参加者（中央卸売市場において卸売業者から卸売を受けることにつき市場及び取扱品目の部類ごとに業務規程で定めるところにより開設者の承認を受けた者をいう。以下同じ。）に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、第十五条第一項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について中央卸売市場における卸売のための販売の委託の申込みがあつた場合には、正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。

#### (卸売の相手方の制限)

第三十七条 卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者（その卸売業者の当該卸売の業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について第三十三条第一項の許可を受けた仲卸業者並びに当該同一の市場及び取扱品目の部類について前条第一項に規定する承認を受けた売買参加者に限る。以下この条において同じ。）以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、当該市場における入荷量が著しく多く残品を生ずるおそれがある場合その他の農林省令で定める特別の事情がある場合であつて、業務規程で定めるところにより、開設者が仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制

限することとならないと認めるときは、この限りでない。

(自己の計算による卸売の禁止)

第三十八条 卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務については、自己の計算において卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 特定物品のうち当該中央卸売市場外におけるその取引の状況等に照らし卸売業者が自己の計算において卸売をすることが適当であるものとして業務規程で定めるものの卸売をするとき。

二 出荷者の計算において行なう卸売の方法によつては生鮮食料品等の出荷を受けることが著しく困難な場合その他の農林省令で定める特別の事情がある場合であつて、業務規程で定めるところにより、開設者が卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認めるとき。

(市場外にある物品の卸売の禁止)

第三十九条 卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務については、その者が第十五条第一項の許可を受けて卸売の業務を行なう市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売をしてはならない。ただし、当該中央卸売市場に係る開設区域内において開設者が指定する場所（農林省令で定める特別の事情がある場合において、農林省令で定めるところにより、農林大臣が当該開設区域の周辺地域における一定の場所を指定したときは、その場所を含む。）にある生鮮食料品等については、この限りでない。

(卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止)

第四十条 卸売業者（その役員及び使用人を含む。）は、その者が第

十五条第一項の許可を受けて卸売の業務を行なう市場においてその許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等についてされる卸売の相手方として、生鮮食料品等を買受け受けてはならない。

(委託手数料以外の報償の收受の禁止)

第四十一条 卸売業者は、中央卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から業務規程で定める委託手数料以外の報償を受けてはならない。

(受託契約約款)

第四十二条 卸売業者は、業務規程で定めるところにより、中央卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、開設者の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 開設者は、前項の承認をしたときは、遅滞なく、当該受託契約約款を農林大臣に届け出なければならない。

(せり人の登録)

第四十三条 卸売業者が中央卸売市場において行なう卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が開設者の行なう登録を受けている者でなければならない。

2 開設者は、農林省令で定める基準に従い、業務規程において、前項の登録に係るせり人の資格その他当該登録に関し必要な事項を定め、その登録を行わなければならない。

3 開設者は、第一項の登録に係るせり人が中央卸売市場における卸売の公正を害し又は害するおそれがある行為をしたときは、業

務規程で定めるところにより、その者に係る同項の登録を取り消し、又はその者が中央卸売市場における卸売のせりを行なうことを制限しなければならない。

(仲卸業者の業務の規制)

第四十四条 仲卸業者は、第三十三条第一項の許可を受けて仲卸しの業務を行なう中央卸売市場に係る開設区域内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号に掲げる行為については、仲卸業者がその許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を当該中央卸売市場の卸売業者から買い入れることが困難な場合であつて、農林省令で定める基準に従い業務規程で定めるところにより、開設者が当該中央卸売市場における取引の秩序を乱すおそれがないと認めるときは、この限りでない。

一 その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをすること。

二 その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を当該中央卸売市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売すること。

(売買取引の制限)

第四十五条 開設者は、中央卸売市場における売買取引において、不正な行為が行なわれ、又は不当な価格が形成されていると認めるときは、業務規程で定めるところにより、卸売業者、仲卸業者又は売買参加者に対し、当該中央卸売市場における売買取引(卸売業者については、当該中央卸売市場における卸売のための販売

の委託の引受けを含む。)の制限をすることができる。

(入荷数量等の公表)

第四十六条 開設者は、中央卸売市場の各市場において取り扱う生鮮食料品等について、毎日の卸売が開始される時まで、その日の主要な品目の入荷数量その他農林省令で定める事項を当該各市場の見易い場所に掲示しなければならない。

2 開設者は、前項の生鮮食料品等について、農林省令で定めるところにより、毎日の卸売業者の卸売の数量及び価格を、すみやかに公表しなければならない。

(市況等に関する報告)

第四十七条 開設者は、農林省令で定めるところにより、前条第一項の生鮮食料品等についての毎月の市況並びに卸売業者の卸売の数量及び金額を農林大臣に報告しなければならない。

第四節 監督

(報告及び検査)

第四十八条 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、開設者若しくは卸売業者に対し、その業務若しくは財産に関する報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、開設者若しくは卸売業者の事務所その他の業務を行なう場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 開設者は、この法律の施行に必要な限度において、卸売業者若しくは仲卸業者に対し、その業務若しくは財産に関する報告若しくは

は資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者若しくは仲卸業者の事務所その他の業務を行なう場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 第一項又は前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督処分)

第四十九条 農林大臣は、開設者又は卸売業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したときは、当該開設者又は卸売業者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、又は開設者にあつては第一号、卸売業者にあつては第二号若しくは第三号に掲げる処分をすることができる。

一 中央卸売市場の開設の認可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて中央卸売市場の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

二 第十五条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその許可に係る卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

三 卸売業者が法人である場合には、その業務を執行する役員で当該違反行為をしたものの解任を命ずること。

2 第十九条第五項の規定は、前項の規定による処分について準用する。この場合において、同項第三号の規定による処分については、第十九条第五項中「相手方」とあるのは、「相手方及び当該処分において解任されるべきものとされる者」と、「その者」とあるのは、「これらの者」と読み替えるものとする。

第五十条 開設者は、卸売業者、仲卸業者又は売買参加者が業務規程又はこれに基づく処分違反した場合には、業務規程で定めるところにより、これらの者に対し、十万円以下の過料を科し、又は卸売業者にあつては第一号、仲卸業者にあつては第二号、売買参加者にあつては第三号に掲げる処分をすることができる。

一 六月以内の期間を定めて第十五条第一項の許可に係る卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずること。

二 第三十三条第一項の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその許可に係る仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

三 第三十六条第一項に規定する承認を取り消し、又は六月以内の期間を定めて中央卸売市場への入場の停止を命ずること。

(必要な改善措置をとるべき旨の勧告又は命令)

第五十一条 農林大臣は、中央卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、開設者に対し、中央卸売市場の施設の改善、業務規程の変更その他の必要な改善措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 農林大臣又は開設者は、中央卸売市場における卸売の業務の適



正かつ健全な運営を確保するため必要があるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務若しくは会計に關し必要な改善措置をとるべき旨を命じ、又は当該卸売業者が支配關係を持っている法人の業務若しくは会計に關し必要な改善措置をとるべき旨を勧告することができる。

3 開設者は、中央卸売市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の業務又は会計に關し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

#### 第五節 雜則

##### (卸売業務の代行)

第五十二条 開設者は、卸売業者が卸売の業務の全部又は一部を行なうことができなくなつた場合には、当該卸売業者（卸売業者であつた者を含む。）に対しその行なうことができなくなつた卸売の業務に係る卸売のための販売の委託の申込みのあつた生鮮食料品等について、業務規程で定めるところにより、自らその卸売の業務を行ない、又は他の卸売業者にその卸売の業務を行なわせることができる。

2 前項の規定により卸売の業務を行なう開設者については、この章第二節の規定は適用しない。

##### (報告及び告示)

第五十三条 開設者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を農林大臣に報告しなければならない。

一 第十九条第二項、第二十五条第一項若しくは第二項又は第四十九条第一項第二号若しくは第三号の規定による処分をすべき理由があると認めたととき。

二 第四十五条の規定により中央卸売市場における売買取引の制限をしたとき。

三 第五十条の規定による処分をしたとき。

四 前条第一項の規定により卸売の業務を行ない、又は他の卸売業者に卸売の業務を行なわせたとき。

五 中央卸売市場につき、臨時に開市し、又は休業したとき。

2 農林大臣は、次の各号に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。その告示した事項に変更があつたときも、同様とする。

一 第七条第一項の規定による指定をしたとき。

二 第八条又は第十四条第一項の認可をしたとき。

三 第十五条第一項の許可をしたとき。

四 第十九条第二項、第三項若しくは第四項、第二十五条第一項若しくは第二項又は第四十九条第一項第一号若しくは第二号の規定による処分をしたとき。

##### (都道府県知事の經由)

第五十四条 この章又はこの章に基づく命令の規定により農林大臣に対してする許可若しくは認可の申請、届出又は報告は、都道府県知事を経由してしなければならない。ただし、都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市が開設する中央

卸売市場に係る当該許可若しくは認可の申請、届出又は報告については、この限りでない。

2 前項本文の場合において、都道府県知事は、当該許可若しくは認可の申請、届出又は報告について意見があるときは、意見を附して、これらに関する書類を農林大臣に進達するものとする。

#### 第四章 地方卸売市場

##### 第一節 開設及び卸売の業務についての許可

(開設の許可)

第五十五条 地方卸売市場を開設しようとする者は、都道府県の条例で定めるところにより、市場ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第五十六条 前条の許可を受けようとする者は、業務規程及び事業計画を定め、これを申請書に添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の業務規程には、地方卸売市場の位置及び面積、取扱品目その他の都道府県の条例で定める事項を定めなければならない。

3 第一項の事業計画には、施設の種類、規模、配置及び構造その他の都道府県の条例で定める事項を定めなければならない。

(許可の基準)

第五十七条 都道府県知事は、第五十五条の許可の申請が次の各号の一に該当するときは、同条の許可をしてはならない。

一 申請者が、この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、

その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であるとき。

二 申請者が、第六十五条第二項第一号の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき。

三 申請者が法人であつてその業務を執行する役員のうち第一号又は前号に該当する者があるものであるとき。

四 申請者が地方卸売市場を開設するのに必要な資力信用を有しない者であるとき。

五 業務規程の内容が法令（この章の規定に基づく都道府県の条例を含む。）に違反するとき。

六 事業計画が適切でないか、又はその遂行が確実と認められないとき。

七 その申請に係る地方卸売市場の位置が都道府県卸売市場整備計画に照らし著しく配置の適正を欠くと認められるとき、又はその申請に係る地方卸売市場の位置若しくは施設の種類、規模、配置若しくは構造が地方卸売市場における業務の円滑な運営を確保するうえで著しく不適當であると認められるとき。

2 都道府県知事は、第五十五条の許可の申請があつた場合において、その申請者が第六十五条第二項第二号又は第三号の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるときは、同条の許可をしないことができる。

(卸売業務の許可)

第五十八条 地方卸売市場において卸売の業務を行なおうとする者は、都道府県の条例で定めるところにより、市場及び取扱品目の部類ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可の申請は、申請者が当該地方卸売市場を開設する者と異なる場合にあつては、当該開設する者を経由してしなければならない。

3 第十六条第二項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の申請書」とあるのは「第五十八条第一項の許可の申請書」と、「当該中央卸売市場」とあるのは「当該地方卸売市場」と、「農林大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(許可の基準)

第五十九条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつた場合において、申請者が第五十七条第一項第一号、第二号若しくは第三号に規定する者に該当するとき、又は申請者が地方卸売市場における卸売の業務を公正かつ適確に遂行するのに必要な知識及び経験若しくは資力信用を有する者でないと認めるときは、同項の許可をしてはならない。

(廃止の許可)

第六十条 第五十五条の許可を受けた者(以下この章において「開設者」という。)は、地方卸売市場を廃止しようとするときは、都道府県の条例で定めるところにより、都道府県知事の許可を受け

なければならない。

第二節 業務についての規制及び監督

(差別的取扱いの禁止)

第六十一条 開設者又は第五十八条第一項の許可を受けた者(以下この章において「卸売業者」という。)は、地方卸売市場における業務の運営に関し、出荷者、買受人その他地方卸売市場の利用者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(せり売又は入札の原則)

第六十二条 卸売業者は、地方卸売市場において行なう卸売については、せり売又は入札の方法によらなければならない。ただし、取引の状況等に照らしせり売又は入札の方法によることが不適当と認められる場合であつて、開設者が都道府県の条例で定めるところにより業務規程をもつて定めたときは、この限りでない。

(入荷数量等の公表)

第六十三条 開設者は、都道府県の条例で定めるところにより、地方卸売市場において取り扱う生鮮食料品等について、毎日の入荷数量並びに卸売業者の卸売の数量及び価格を公表しなければならない。

(業務規程の変更)

第六十四条 開設者は、業務規程を変更しようとするときは、都道府県の条例で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 第五十七条第一項(業務規程に係る部分に限る。)の規定は、前

項の承認について準用する。

(許可の取消し等)

第六十五条 都道府県知事は、開設者又は卸売業者が第五十七条第一項第一号に規定する者に該当するに至つたとき(開設者又は卸売業者が法人である場合において、その業務を執行する役員のうち同号に規定する者に該当する者があるに至つたときを含む)、又はその業務を行なうのに必要な資力信用を有しなくなつたと認めるときは、第五十五条又は第五十八条第一項の許可を取り消さなければならない。

2 都道府県知事は、開設者又は卸売業者が次の各号の一に該当するときは、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第五十五条若しくは第五十八条第一項の許可を取り消すことができる。

一 この法律、この法律に基づく命令、この章の規定に基づく都道府県の条例又は業務規程に違反したとき。

二 第五十五条又は第五十八条第一項の許可の通知を受けた日から起算して一月以内にその業務を開始しないとき。

三 正当な理由がないのに引き続き一月以上その業務を休止したとき。

3 第十九条第五項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(報告及び検査)

第六十六条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、

て、開設者若しくは卸売業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、開設者若しくは卸売業者の事務所その他の業務を行なう場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第四十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

### 第三節 雑則

(中央卸売市場開設区域内の地方卸売市場)

第六十七条 都道府県知事は、第五十五条の許可の申請があつた場合において、その申請が中央卸売市場開設区域内の地方卸売市場に係るものであるときは、意見を附して農林大臣に報告し、農林大臣の意見を求めなければならない。

2 都道府県知事は、中央卸売市場開設区域内の地方卸売市場について、第五十五条若しくは第五十八条第一項の許可をしたとき、又は第六十五条第一項若しくは第二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を農林大臣に報告しなければならない。

(都道府県の条例で規定する事項)

第六十八条 この章に規定するもののほか、地方卸売市場の開設及び地方卸売市場における業務に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(農林大臣への報告等)

第六十九条 農林大臣は、都道府県知事に対し、地方卸売市場に關

し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は地方卸売市場の行政に関し必要な助言若しくは勧告をすることができる。

#### 第五章 卸売市場審議会及び都道府県卸売市場審議会

##### (卸売市場審議会)

第七十条 農林省に、卸売市場審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、農林大臣に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員十人以内で組織する。

5 委員は、学識経験のある者のうちから農林大臣が任命する。

6 委員は、非常勤とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

##### (都道府県卸売市場審議会)

第七十一条 都道府県は、都道府県知事の諮問に応じ都道府県卸売市場整備計画に関する事項その他卸売市場に関する重要事項を調査審議させるため、条例で、都道府県卸売市場審議会を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、都道府県卸売市場審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

#### 第六章 雑則

##### (助成)

第七十二条 国は、第八条第一号又は第二号に該当する地方公共団体又は中央卸売市場を開設している地方公共団体が中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場の施設の改良、造成又は取得をする場合においては、当該地方公共団体に対し、予算の範囲内において、当該施設のうち建物、機械設備等の重要な施設の改良、造成又は取得に要する費用の十分の四以内を補助することができる。

2 国及び都道府県は、中央卸売市場整備計画又は都道府県卸売市場整備計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行なうように努めるものとする。

##### (合併等の場合の課税の特例)

第七十三条 農林大臣は、政令で定めるところにより、地方卸売市場を開設する者で地方公共団体以外のもの又は中央卸売市場若しくは地方卸売市場において卸売の業務を行なう者（以下この条において「開設者等」と総称する。）に対し、その者が他の法人である開設者等と合併し、又は他の法人である開設者等に対し出資し、若しくは他の開設者等とともに出資して法人である開設者等を設立することにより、当該開設者等の事業の生産性が著しく向上し、かつ、当該開設者等が開設する地方卸売市場が卸売市場整備基本方針において定められた第四条第二項第二号の基本的指標に適合し又は当該開設者等が卸売市場整備基本方針において定め

られた同項第四号の目標に達することとなると認められる旨の認定をすることができる。

2 前項の認定を受けた法人が政令で定める期間内に当該認定を受けたところに従つて合併した場合には、当該法人の当該合併に係る清算所得については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、法人税を軽減する。

3 第一項の認定に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立された法人又は当該認定に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人が当該認定に係る次の事項について受ける登記については、租税特別措置法で定めるところにより、登録免許税を軽減する。

- 一 会社の設立又は資本若しくは出資の増加
- 二 法人の設立又は資本若しくは出資の増加の場合における不動産の取得

（条例との関係）

第七十四条 この法律の規定は、地方公共団体が、卸売市場であつて中央卸売市場及び地方卸売市場以外のものの開設又は当該卸売市場における業務に関し、条例で必要な規制を行なうことを妨げるものではない。

（許可又は認可の制限又は条件）

第七十五条 この法律の規定による許可又は認可には、制限又は条件を附することができる。

2 前項の制限又は条件は、許可又は認可に係る事項の確実な実施

を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可又は認可を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならぬ。

（権限の委任）

第七十六条 この法律に規定する農林大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

#### 第七章 罰則

第七十七条 次の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十五条第一項の規定に違反して中央卸売市場において卸売の業務を行なつた者
- 二 偽りその他不正の手段により第十五条第一項の許可を受けた者

三 第十九条第二項の規定による命令に違反した者

四 第四十九条第一項第二号の規定による命令に違反した者

五 第七十五条第一項の規定により附された第十五条第一項の許可の制限又は条件に違反した者

第七十八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第五十五条の規定に違反して地方卸売市場を開設した者
- 二 偽りその他不正の手段により第五十五条の許可を受けた者
- 三 第五十八条第一項の規定に違反して地方卸売市場において卸

売の業務を行なつた者

四 偽りその他不正の手段により第五十八条第一項の許可を受け  
た者

五 第六十五条第二項の規定による命令に違反した者

六 第七十五条第一項の規定により附された第五十五条又は第五  
十八条第一項の許可の制限又は条件に違反した者

第七十九条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処  
する。

一 第二十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告を  
した者

二 第二十三条又は第二十四条の規定による届出をせず、又は虚  
偽の届出をした者

三 第二十六条第一項の規定に違反した者

四 第二十八条の規定による事業報告書を提出せず、又は虚偽の  
記載をした事業報告書を提出した者

五 第三十三条第一項の規定に違反した者

六 第四十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは資料の  
提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を  
提出し、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七 第四十九条第一項第三号の規定による命令に違反した者

第八十条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処す  
る。

一 第四十八条第二項又は第六十六条第一項の規定による報告を

せず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若  
しくは虚偽の資料を提出し、又は検査を拒み、妨げ、若しくは  
忌避した者

二 第六十条の規定に違反して地方卸売市場を廃止した者

第八十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人そ  
の他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十七条から  
前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法  
人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第八十二条 第三条第二項の規定に違反した者は、三万円以下の過  
料に処する。

#### 附 則 抄

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日〔昭和四十六年四月三日〕から起算  
して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行す  
る。ただし、第二十七条の規定は昭和四十七年四月一日から、第  
四章（これに係る罰則を含む。）の規定は公布の日から起算して九  
月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（昭和四十六年六月政令第三三〇号で昭和四十六年七月一日、ただし書政令〓昭和四十七年一  
月一日から施行）

##### (中央卸売市場法の廃止)

第二条 中央卸売市場法（大正十二年法律第三十二号。以下「旧法」  
という。）は、廃止する。

（名称の使用制限についての経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に地方卸売市場という文字をその名

称中に用いている卸売市場については、第三条第二項の規定は、この法律の施行後九月間は、適用しない。

(中央卸売市場整備計画についての経過措置)

**第四条** この法律の施行の際現に旧法第七条ノ二第一項の規定により定められている中央卸売市場の開設及び整備に関する計画は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日(その日までに第五条第一項の規定により中央卸売市場整備計画が定められたときは、その定められた日)までの間は、第五条第一項の規定により定められた中央卸売市場整備計画とみなす。

(開設区域についての経過措置)

**第五条** この法律の施行の際現に旧法第一条第一項の規定により指定されている同項の指定区域は、第七条第一項の規定により指定された中央卸売市場開設区域とみなす。

(既設の中央卸売市場についての経過措置)

**第六条** この法律の施行の際現に旧法第二条の認可を受けて開設されている中央卸売市場(以下「既設市場」という。)は、第八条の認可を受けて開設された中央卸売市場とみなす。

2 この法律の施行の際現に効力を有する既設市場の業務規程は、この法律の施行の日から起算して九月を経過する日(その日までに次項の規定による申請に対する同項の認可の処分があつた既設市場にあつては、当該認可に係る業務規程の効力が発生する日、その日までに同項の規定による申請に対する同項の認可又は認可の拒否の処分がなかつた既設市場にあつては、当該認可又は認可

の拒否の処分があつた日(当該認可の処分があつた日後に当該認可に係る業務規程の効力が発生するものにあつては、その効力が発生する日)までは、第三章の規定により定められた業務規程とみなす。この場合において、当該業務規程と同章の規定が抵触する場合においては、当該抵触する部分については、同章の規定は、適用しない。

3 既設市場を開設している地方公共団体は、この法律の施行の日から起算して七月を経過する日までに、農林省令で定めるところにより、当該既設市場につき第三章の規定に適合する業務規程を定め、農林大臣に対し、その認可の申請をしなければならない。

4 第十条(同条第三号に係る部分に限る。)の規定は、前項の認可について準用する。

5 第三項の認可を受けた業務規程は、第三章の規定により定められたものとみなす。

(中央卸売市場の卸売業者についての経過措置)

**第七条** この法律の施行の際現に旧法第十条の許可を受けて卸売の業務を行なっている者は、第十五条第一項の許可を受けた者とみなす。

2 前項に規定する者は、この法律の施行の際現に他の法人に対する支配関係を持つているときは、この法律の施行の日から起算して三十日を経過する日までに、農林省令で定めるところにより、その旨を開設者を経由して農林大臣に届け出なければならぬ。ただし、その日までに当該支配関係の全部がなくなつたときは、



この限りでない。

3 前項の規定による届出は、第二十三条第二項後段（これに係る罰則を含む。）の規定の適用については、同項前段の規定による届出とみなす。

4 第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の罰金に処する。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

（地方卸売市場に関する経過措置）

第八条 第四章の規定の施行の際現に地方卸売市場を開設している者又は地方卸売市場において卸売の業務を行なっている者は、同章の規定の施行の日から一年間は、第五十五条又は第五十八条第一項の許可を受けないで、引き続きその業務を行なうことができる。その者がその期間内に第五十五条又は第五十八条第一項の許可の申請をした場合において、許可又は許可の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

（その他の処分、手続等についての経過措置）

第九条 附則第四条から前条までに規定するものを除くほか、この法律の施行前に旧法又は旧法に基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この法律又はこの法律に基づく命令中にこれに相当する規定があるときは、この法律又はこの法律に基

づく命令の相当規定によつてしたものとみなす。

（罰則についての経過措置）

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 5 参考資料一覧

本調査報告書作成にあたり利用した資料は下記の通りである。

### 5-1 インドネシア官公庁資料

1. Fisheries Statistics of Indonesia, 1972/73  
Directorate Gen. of Fisheries, Gov. of Indonesia
2. Statistics of Sea Fisheries Service of the Municipality DKI  
JAKARTA, 1967/72  
Fishery Service of the Municipal Gov. of the Capital City Jakarta
3. Primary of 5year Plan of West Java Sea Fisheries (1969~73)  
JAKARTA CITY
4. Outlines of the Policy of the Directorate General of Fisheries,  
1969/1970, Directorate Gen. of Fisheries, Gov. of Indonesia
5. Basic Data on JAKARTA Fish Port (Sea Food Terminal) 1973,  
Fishery Service of the Municipal Gov. of the Capital City Jakarta
6. Fisheries of Indonesia 1973
7. Harbour Service  
Ministry of Communication
8. Strategy and Programme of the Fisheries Sub-Sector during Pelita II  
Directorate Gen. of Fisheries, Gov. of Indonesia
9. Stipulation in Channelling the Credit Service to the Pelita Econo-  
mic Project D.K.I. Jakarta Jakarta City
10. Harbour Taxes Rate for Fishing Boat  
Directorate Gen. of Sea Communication, Gov. of Indonesia
11. Consumption/Utilization of Fish Auction Facilities Fish Market  
Complex Jakarta City
12. Bill of Tax Harbour Rate
13. Region Regulation of Jakarta Raya Municipality about Fish Public  
Sale Jakarta City
14. Daftar Harga Satuan Bahan Bagunan (Basic Price)
15. Daftar Harga Satuan Pekerjaan (Unit Price)

5-2 在インドネシア専門家等作成資料

1. ジャカルタ水産物市場／漁港の整備について

Japanese Advisory Team, Directorate Gen. of Fisheries, Gov. of  
Indonesia

2. ジャカルタ水産物市場／漁港の整備に関する提案

Japanese Advisory Team, Directorate Gen. of Fisheries, Gov. of  
Indonesia

3. 水産物流通改善パイロット・プロジェクト

Japanese Advisory Team, Directorate Gen. of Fisheries, Gov. of  
Indonesia

4. ジャワ島における漁業実態調査最終報告書（総括）

Japanese Advisory Team, Directorate Gen. of Fisheries, Gov. of  
Indonesia

5. Indonesia Agricultural Sector Survey, Fisheries

I. B. R. D

5-3 シンガポール官公庁資料

1. The Fisheries Act, 1966

Gov. Gazette

2. The Fisheries (Import, Export and Marketing) Rules, 1969

Ministry of Law and National Development

3. The Fishing Vessels (Control and Licensing) Rules, 1969

Ministry of Law and National Development

4. The Fish Processing Establishment (Control and Licensing) Rules,  
1971

Ministry of Law and National Development

5. The Fisheries (Fishing Harbours) Rules, 1971

Ministry of Law and National Development

6. Market Regulations

Ministry of Law and National Development

7. Requirements for Arrival and Departure of Fishing Vessels

Ministry of Law and National Development

5-4 タイ国官公庁資料

1. General Information on the Fish Marketing Organization of Thailand  
Fish Marketing Organization and Bangkok Fish Market
2. Summary of the Assistances in the Fisheries Promotion and Welfare  
Projects of the Fish Marketing Organization 1954-1967  
Fish Marketing Organization and Bangkok Fish Market
3. Fisheries Record of Fish Marketing Organization, 1972  
Fish Marketing Organization and Bangkok Fish Market
4. Samut Sakhon Fish Market

5-5 日本国内刊行資料

1. インドネシアの水産業  
赤井正夫，穂積俊一，日本水産資源保護協会，昭和49年3月
2. インドネシア漁業技術協力計画総合報告書  
OTCA，昭和47年3月
3. インドネシアの水産業 - 発展途上国の水産事情 -  
OTCA，昭和47年1月
4. インドネシア漁業協力基礎調査（調査報告書）  
社団法人 海外漁業協力会 昭和40年11月
5. パプア・ニューギニア地域水産振興計画調査報告書  
OTCA，昭和47年1月
6. インドネシア経済開発基礎調査  
OTCA，昭和48年3月
7. 東南アジアの漁業開発  
岩切成郎，アジア経済研究所，1973年
8. プロジェクトの経済手法便覧（方法論）  
アジア経済研究所，1974年1月
9. 水産物産地流通加工センター形成事業マスター・プラン  
鳥取県，昭和47年1月
10. 漁港経済効果調査概要報告書  
水産庁漁港部計画課，昭和45年10月
11. 昭和34，35年度漁港施設計画基準調査報告書  
水産庁漁港部計画課
12. パネルディスカッション資料（第10～13回漁港建設技術研究発表会）  
水産庁 漁港部

13. 漁港構造物標準設計法

全国漁港協会，1971年

5-6 その他

1. Economic Appraisal of Transport Projects  
(交通プロジェクトの経済評価)

Hans A. Adler, 1971  
鳥山正光訳 東洋経済新報社

2. Fishery Harbours Planning Studies

F.A.O. 1970

